



* 0 0 2 5 3 0 7 0 0 0 *



0025307-000

573-118

株式会社と其实務

当山寛・著

文精社

昭和2

ADF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

6.10.5

辯護士 當山 寬 著



株式會社と其實務



東京 文精社 刊行

序

會社法は會社事業の發達と相俟つて商法中比較的研究の盡されてゐるものであるが而かも其の難解にして且つ學說多岐に互る事に於ても商法中他に其の例を觀ざる所である。殊に株式會社に於て然りとる。従つて是れが實際的運用に際し疑問百出其の適從に迷ふ事あるは吾人の屢々實驗する所である。

本書は叙上の點に鑑み著者が數年取扱つた實際問題を基礎とし株式會社法の理論と實際的運用を明にし以て其の調和を圖る事に留意したものである。即ち一面學說を擧げて法理の趨勢を示すと共に他面幾多の判例を蒐録し實際を掲げ併せて書式を擧げて専ら實際的根據を明示し以て實務家の執務の參考に供するに努め株式會社法の活用を期したものである故に株式會社と其實務

と題した。

乍併著者の淺學非才にして固より研究の足らざると僻見に囚はれたる嫌ひあるを惧れてゐる希くは若し江湖先輩の叱正と高教を賜はらば大に満足である。

幸にして本書が實務家の執務の一助となるならば私にとつて光榮此上もない終に臨み本書の發刊に尠らざる援助を與へられたる知友並に文精社主人百瀬清一氏に感謝を表する次第である。

昭和二年十月

於中澁谷の寓居

著者

株式會社と其實務目次

第一章 總說

第一節 會社の意義

- 第一 會社は營利を目的とするものである……………二
- 第二 會社は會社法の規定に依つて設立せられたる事を要する……………三
- 第三 會社は社團法人である……………三
- 第四 會社は商人である……………四
- 第五 會社は各社員の出資に依つて成立するものである……………四

第二節 會社の種類

- 第一 合名會社……………五
- 第二 合資會社……………五
- 第三 株式會社……………六

第四 株式合資會社……………六

第三節 會社の能力……………六

第一 會社の權利能力……………六

第二 會社の行爲能力……………七

第三 會社の訴訟能力……………八

第四 會社の犯罪行爲能力……………九

第四節 特別法に因る會社……………九

第二章 株式會社……………一一

第一節 株式會社の設立……………一一

第一 株式會社の意義……………一一

一 總社員の出資即ち確定資本の存在することを要する(一一)——二 資本は株式に分割せられる事を要する(一一)——三 株主の責任は有限である(一二)——四 株主の員數と其資格(一二)

第二 會社設立の意義……………一二

第二節 發起人……………一三

第一 發起人の資格と其員數……………一四

判例 會社は株式會社設立の發起人となる事を得るか(一四)——決議 發起人の死亡と相続人の資格承繼の有無(一五)

第二 發起人の職務……………一六

一 定款の作成(一六)——發起人の定款變更を爲し得る最終時期(一六)——二 株式申込證の作成(一八)——三 株金拂込並に取締役監査役の選任(一八)——四 株式募集と株金拂込(一九)——五 創立總會の招集(一九)

第三 發起人の權限……………二〇

一 設立費用の償還を受くる權利(二〇)——二 報酬並に特別利益を受くる權利(二〇)

第四 發起人の義務……………二〇

一 株式の引受並に株金拂込の義務(二〇)——判例 商法第三百三十六條の律意(二〇)——判例 發起人が商法第三百三十六條に基き拂込を履行したる場合と其求償權(二一)——二 發起人の會社及び第三者に對する責任(二二)——(一) 發起人の會社に對する責任(二二)——判例 會社の責任と發起人の責任との關係(二三)——(二) 發起人の第三者に對する責任(二四)——(一) 會社が設立したる場合(二四)——判例 發起人に重大なる過失ありと認むべき實例(二四)——(二) 會社が不成立の場合……………二三

場合(二五)——判例 商法第四百二十二條の三の會社不成立の場合と發起人に對する拂込株金返還の
 許否(二五)——判例 商法第四百二十二條の三に所謂會社が成立せざるの意(二六)——判例 會社設
 立に關せざる發起人の行爲の效力(二七)

第五 發起人に對する罰則……………二七

一 懲役禁錮罰金(二七)——二 十圓以上の過料(二八)——三 五圓以上の過料(二八)

第三節 定 款……………二八

第一 定款の意義……………二八

判例 定款作成行爲の性質(三〇)

第二 定款の絶對的記載事項……………三〇

一 目的(三〇)——二 商號(三一)——三 資本の總額(三二)——四 一株の金額(三三)——五
 取締役が有すべき株式の數(三三)——六 本店及び支店の所在地(三四)——七 公告の方法(三五)
 ——八 發起人の氏名住所(三七)——判例 發起人の住所記載を欠缺したる定款の效力(三七)——九
 發起人の署名(三八)——判例 署名の代理を許すや否や(三九)——判例 發起人中其署名又は記
 名捺印を欠缺せる定款の效力(三九)——判例 通稱を以てする署名の效力(四〇)——判例 原始定
 款の效力發生時期(四〇)

第三 定款の相對的記載事項……………四三

一 存立時期又は解散の事由(四三)——二 株式額面以上の發行(四四)——三 發起人が受くべき

特別の利益及び之を受くべき者の氏名(四五)——四 金錢以外の財産を以て出資の目的となす者の
 氏名其財産の種類價格及び之に對して與ふる株式の數(四五)——現物出資者は發起人に限るか(四
 六)——五 發起人が受くべき報酬の額(四七)——六 會社の設立費用(四八)——七 株式に關す
 る事項(一) 株式に關する規定(四八)——(二) 株券に關する規定(五〇)——(三) 株主に關する規定
 (五〇)——八 役員に關する事項(五〇)——(一) 取締役、監査役の員數、資格、選任、任期に關す
 る規定(五一)——(二) 取締役の業務の執行及び會社代表に關する規定(五二)——(三) 取締役の供託
 株券に關する規定(五二)——取締役の供託株券數と資格株として有する員數の株券數と不一致の
 定款規定の效力(五三)——(四) 役員報酬に關する規定(五四)——九 株主總會に關する事項(五
 四)——(一) 株主總會の種類及び其招集時期に關する規定(五四)——(二) 株主總會の議長に關する
 規定(五五)——(三) 決議方法議決權並に其行使方法に關する規定(五五)——決議が可否同數なる
 場合には議長之を決する旨の定款規定の效力(五六)——代理人を株主に制限したる定款規定の効
 力(五六)——(四) 總會決議錄に關する規定(五七)——十 會計に關する事項(五八)——(一) 決算に
 關する規定(五八)——(二) 利益金處分に關する規定(五八)——判例 定款の規定を以て利益配當金
 支拂期間制限の效力(五九)——十一 附則(六〇)——定款例(六一)

第四節 發起設立……………六六

第一 株式引受……………六六

書式 株式引受證(六七)

第二 第一回の拂込……………六八

第三 取締役及び監査役の選任……………六八
書式 取締役及び監査役選任決議書(六八)

第四 検査役の選任及び調査……………六九
書式 検査役選任の申請(七〇) 書式 検査役の調査報告書(七二)

第五 設立登記……………七四
一 登記事項(七四) 二 登記期間(七五) 登記前に取締役及び監査役が死亡又は辭任した
場合にも尙登記を要するか(七五) 書式一 株式会社設立登記申請(七六) 書式二 株式会社
支店設立登記申請(八〇)

第五節 募集設立……………八三

書式 發起人規約(八三)

第一 株式の募集……………八八
一 株式申込證(八八) 一 株式申込證に記載すべき事項(八八) 二 要件欠缺の株式申込證
の效力(八九) 判例 一通の株式申込證による株式申込の效力(九〇) 判例 要式を欠缺せる
株式申込證に依る株式申込の效力(九〇) 書式 株式申込證(九一) 二 設立趣意書(九四)

— 實例 ○○水電株式会社設立趣意書(九四) — ○○電氣鐵道株式会社設立趣意書(九七) —
例 株式募集要項(九九) 例 起業目論見書(一〇〇) 書式 株式申込人一覽表(一〇四) —
書式 株式申込證據金領收證(一〇五)

第二 株式の割當……………一〇八
書式 株式割當通知書(一〇九)

第三 第一回の拂込……………一一一
一 一般引受人の拂込(一一一) 二 發起人の出資及び拂込(一一二) 一 現物出資の時期及
び其履行の程度(一一二) 二 現物出資者は發起人に限るか(一一二) 書式 第一回株金拂込
通知書(一一三) 三 拂込取扱の實際(一一七) 例 日本製油株式会社株式申込並に第一回拂
込金取扱手續(一一七) 書式 株金拂込領收書(一一九) 一 取扱銀行に於ける取扱ひ(一二
一) 二 創立事務所に於ける整理(一二二) 書式 拂込日計表(一二二) 三 取扱銀行取
扱期日終了と残務(一二三) 例 拂込取扱銀行別表(一二三) 四 拂込取扱上の注意事項(一
二四) 一 拂込通知書再發行上の注意(一二四) 二 取扱銀行と拂込通知書に付ての注意(一
二五) 三 領收證の名義に付ての注意(一二五) 四 拂込の催告と失權通知(一二五) —
一 二週間を下らざる期間の意義(一二六) 二 失權と強制履行(一二六) 書式 株金拂込催
告並に失權に關する通知書(一二六) 三 株金拂込懈怠利息と利息制限法(一二七) 判例 株
金拂込懈怠に因る損害の支拂と利息制限法第五條の適用有無(一二八) 五 株式申込の取消(一

二八) 書式 株式申込取消及び拂込金返還請求書(一二九) 書式 法定代理人の爲す株式申
込取消の通知書(一三〇)

第四 創立總會……………一三一

一 創立總會の招集(一三一) 書式 創立總會通知書(一三二) 書式 委任状(一三三) 二
創立總會の決議方法(一三四) 三 創立總會の決議事項(一三五) 一) 發起人の會社創立に關
する経過報告(一三五) 二) 取締役及び監査役の選任(一三五) 三) 取締役及び監査役の調査
報告(一三六) 現物出資の撤回と金銭拂込(一三七) 四) 定款の承認又は設立の廢止(一三
九) 創立總會決議事項の範圍(一三九)

第五 創立總會の開催順序……………一四〇

一 總會期日前の準備事項(一四〇) 出席者受付表、日本製油株式會社創立總會議題(一四一)
二 總會議事進行順序(一四三)

第六 會社の成立時期……………一四五

一 株式引受並に株金拂込の欠缺と會社成立との關係(一四五) 判例 株金拂込の欠缺か會社設
立を無効ならしむる程度(一四六) 二 創立總會に於ける取締役選任決議の無効と會社成立との
關係(一四七) 判例 創立總會に於ける取締役、監査役選任決議の無効と會社の成立との關係
(一四八) 書式 創立總會終了通知書(一四九) 書式 日本製油株式會社創立事項報告書(一
五〇) 書式 創立事項調査報告書(一五二) 書式 日本製油株式會社創立總會決議録(一五三)

第七 設立登記……………一五五

書式 株式會社設立登記申請書(本店所在地に於てなす場合)(一五五) 書式 株金拂込證明書
(一六〇) 書式 株式會社設立費用計算書(一六一)

第八 登記の效力……………一六一

一 登記の效力(一六一) 二 登記事項の變更と登記(一六二) 一) 二週間の計算法(一六二)
判例 取締役變更登記期間と民法規定の適用(一六三) 二) 支店新設と登記(一六三) 三) 本
支店の移轉と登記(一六三)

第九 株券の印刷發行並に交付……………一六三

一 株券印刷注文(一六四) 二 株券發行手續(一七〇) 書式 株券交付カード、株券交付表、
株券袋(一七〇) 書式 株券交付通知書(一七二) 株券引換事務(一七三) 株金第一回
拂込領收證紛失と其處置(一七三) 株券引換督促(一七三) 書式 株券引換督促通知書(一
七三)

第六節 會社設立の無効……………一七四

第一 會社設立無効の意義……………一七四

判例 事業者手前に於ける會社設立無効の訴の許否(一七五)

第二 設立無効の原因……………一七五

- 一 發起人が七人未満のとき(一七五)——二 定款の作成ない場合又は作成があつても法定要件を具備しない場合(一七六)——三 株式の引受がない場合若しくは引受が著しく欠缺せる場合(一七六)
- 四 拂込の欠缺ある場合(一七六)——五 株式申込證の作成ない場合若しくは申込證が要件を缺く場合(一七六)——六 創立事項の報告取締役監査役の選任並に設立手續の調査等をなさなかつた場合(一七七)

第三 設立無効の訴と其裁判……………一七七

第四 設立無効判決の效力……………一七七

書式 株式会社設立無効宣告の訴(一七八)

第三章 株式……………一八一

第一節 株式の意義……………一八一

第二節 株式の所屬者……………一八二

書式 株式共有代表者選定届(一八二)

第三節 株金の拂込……………一八三

第一 株金拂込の時期……………一八四

一 拂込期間計算法(一八四)——株主に對し一旦拂込の通知をなしたる後株式の譲渡があつた場

台會社は更に株式讓受人に對し拂込の通知をなす必要があるか(一八四)

第二 株金の現實拂込……………一八九

- 一 小切手を以てする拂込の效力(一八九)——二 拂込請求權讓渡の效力(一九〇) 判例 株
- 金拂込請求權讓渡の許否(一九〇)——三 會社所有中の自己株式處分前に於ける株金の拂込(一九
- 二)——書式 株金拂込通知書(一九三)

第三 第二回拂込催告及び失權豫告……………一九四

- 書式 株金拂込及び失權に關する通知(一九五)——書式 株金拂込公告(一九六)——一 失權豫告
- 公告は株主を失權せしめる必要條件なるか(一九六)——二 失權株主は拂込を爲して再び株主とな
- り得るか(一九七)——書式 株式失權公告(一九八)

第四 各讓渡人に對する催告……………一九八

- 一 各讓渡人に對する催告期間の計算法(一九九)——判例 商法第五十三條第二項の期間の計算
- 法(一九九)

第五 株式の競賣……………二〇〇

- 一 従前株主の不足額辨濟(二〇〇)——二 各讓渡人の不足額辨濟(二〇一)——(一) 讓渡人の擔保
- 義務の性質(二〇一)——(二) 讓渡人が不足額を辨濟爲したる場合と其求償權(二〇二)——三 株式
- 讓渡人の責任消滅期間(二〇二)——書式 株金拂込催告書(二〇五)——書式 競賣不足額辨濟請求

書(二〇六)

第四節 株券

第一 株券の意義.....二〇七

第二 株券の發行.....二〇八

- 一 株券發行の時期(二〇八)——(一) 定款を以て株券を全然發行しない事を規定する事が出来るか(二〇八)——(二) 株券發行は正當權利者に株券の交付を要する(二〇九)——(三) 株券の記載事項(二一〇)——(四) 株券記載事項の變更と株券の訂正(二一一)——(五) 株券と印紙の貼付(二一二)——(六) 無記名株券の發行(二一二) 書式 株券

第五節 株券發行と諸帳簿

第一 株券發行臺帳.....二一六

書式 株券發行臺帳(二一六)

第二 廢棄株券臺帳.....二一七

書式 廢棄株券臺帳(二一八) 書式 豫備株券臺帳(二一八)

第六節 株券の再發行

第一 株券分割併合に因る新株券の發行.....二一九

書式 株券(分割併合)請求書(二一九) 書式 株券預り證(二二二)

第二 株券毀損並に裏充に因る新株券の發行.....二二二

- 一 株券の毀損(二二三)——書式 株券毀損に付新株券交付請求書(二二三)——二 株券の裏充(二二三)

第三 株券亡失に因る新株券の發行.....二二四

- 一 新株券交付前の取扱(二二四)——書式 株券亡失(盜失遺失)届(二二五)——書式 株券亡失に付新株券交付請求書(二二六)——書式 株券無効公告(二二七) 書式 株券再交付受領證(二二七)——二 株券無効公告期間中異議の申立があつた場合の取扱(二二八)——書式 株券失權公告に對する異議申立(二二八)——書式 届出人に對し異議申立ある旨の通知書(二二九)——書式 異議申立人に對する通知書(二二九)——三 新株券發行交付後異議申立のあつた場合の取扱(二三〇)——(一) 新株券交付が眞實の事由に基いて爲された場合の取扱(二三二)——(二) 新株券再交付が眞實の事由に基かない場合の取扱(二三三)——四 上例の問題未解決中の配當金は何人に支拂ふべきか(二三四)——五 上例の問題未解決中株主總會に於ける疑問株主の議決權は如何に取扱ふべきか(二三四)

第七節 株式の讓渡

第一 株式讓渡の時期.....二三五

判例 商法第百四十九條に違反したる株式賣買の效力(二三五)——判例 新株の引受人が新株式の
株券の發行せられる以前に於て第一回株金拂込領收證に白紙委任狀を添付したる場合と商慣習(二
三六)

第二 株式譲渡の制限又は禁止……………二二六

一 株式譲渡の制限禁止は原始定款に限るか(二三七)——二 定款の制限禁止に反して爲したる株
式譲渡の效力(二三七)——三 定款を以て相續又は會社合併に因る株式移轉をも禁止し得るか(二
三七)——四 株式譲渡制限禁止の效力は株式の買入をも制限する事が出来るか(二三八)——五
株式譲渡禁止の制限は公法處分に依る移轉をも制限し得るか(二三八)——判例 定款を以て株式の
譲渡は當會社の承諾を要すと規定したる場合に於て該株式譲渡制限の定款に違反して爲したる行爲
の效力(二三九)

第三 取締役が其供託株を譲渡したる場合の效力……………二四〇

判例 取締役の供託株式譲渡の效力(二四〇)

第四 無能力者の株式譲渡と親族會の同意……………二四〇

第五 寺院の株式譲渡……………二四一

第八節 株主名簿……………二四一

一 株主名簿の記載事項(二四二)——判例 住所の文字に誤記ある場合の株主に對する通知の效力
(二四四)——判例 住所に非ざる場所に爲したる株主に對する通知の效力(二四四) 書式 株主名

第九節 株式の名義書換……………二四五

簿(二四四)

第一 株式名義書換日記帳株券捺印簿株式名義書換一覽表……………二四六

第二 株式取扱規程……………二四九

第三 株式譲渡に因る名義書換……………二五五

一 株式譲渡人の名義書換共力義務(二五六)——判例 株式譲渡人の名義書換共力義務(二五六)——
二 株式名義書換は當事者双方の連署を必要とするか(二五六)——三 株式名義書換停止期間中
になしたる名義書換は有効であるか(二五七)——四 民法第百八條は株式名義書換にも適用がある
か(二五七)——五 親権者たる母又は後見人が未成年者又は被後見人に代り株式名義書換の請求を
爲すには親族會の同意書添付を必要とするか(二五八)——六 未成年者所有株式を親権者名義に書
換を爲すには民法第百八十八條第二項により特別代理人が未成年者を代表して書換請求を爲す事
を要するか(二五九)——七 合名會社又は合資會社の代表社員が一人の場合會社所有の株式を代表
社員個人名義に書換をなす場合には特別代理人を選定し會社を代表せしめる事を要するか(二六〇)
——決議 合名會社若くは合資會社の代表社員が一人なるとき該社員が其會社と利益相反する行爲
と民法第五十七條の適用(二六〇)——八 取締役が會社を代表し會社所有株を自己の名義に書換を
なすには監査役の承諾書添付を要するか(二六一)——九 寺院が株式名義書換の請求を爲すには檀
家總代二人以上の連署を必要とするか(二六二)——判例 寺院住職の代表権限の有無(二六二)——

十 第二回以後の株金拂込期日後に至り尙拂込を爲さない株式を譲受けたる者が同様拂込を爲さずして株式の名義書換請求をなしたる場合に會社は名義書換をなす義務があるか(二六三)——十一
株券未發行中の株式譲渡と其對抗要件(二六三)——書式一 株式譲渡に因る名義書換請求書(二六四)——書式 委任状(二六六)

第四 相続に因る株式名義書換……………二六七

一 家督相続に因る名義書換(二六七)——(一) 株主の死亡なしたる場合には一旦相続人に名義書換をなしたる後でなければ他人名義に書換をなすことが出来ぬか(二六七)——(二) 戸主の隠居又は女戸主の入夫婚姻に因る家督相続(二六八)——二 遺産相続に因る名義書換(二六八)——(一) 遺産相続に因る名義書換の場合に現戸籍外に尙遺産相続人ある場合の取扱(二六九)——書式二 遺産相続に因る株式名義書換請求書(二七〇)

第五 遺贈に因る株式名義書換……………二七一

書式三 遺贈に因る株式名義書換請求書(二七一)

第六 競賣に因る株式名義書換……………二七三

一 當初株券を亡失したるものと信じて株券の再發行を求め後に至り偶々發見したる株券を買入れ競賣に附せられたる株式が競落人から名義書換の請求を受けた場合の會社の取扱(二七三)——二 當初より全然惡意を以て株券を買質し亡失したりと稱して再發行を求めたる後先に買入を爲したる株式が競賣に附せられ競落人から名義書換の請求を受けた場合の會社の取扱(二七三)——書式四

競賣に因る株式名義書換請求書(二七四)——書式 民事訴訟法第五百八十二條の權限附與書(二七五)——書式 競賣調書(二七六)

第七 氏名變更に因る株式名義變更……………二七九

書式五 氏名變更に因る株式名義變更請求書(二八〇)

第八 信託讓渡に因る株式名義書換……………二八一

書式六ノ一 信託財産表示請求書(二八三)——書式六ノ二 信託讓渡に付株式名義書換並に信託表示請求書(二八四)

第九 白紙委任状及び白紙委任状付株券……………二八五

一 白紙委任状(二八五)——(一) 白紙委任状補筆の程度(二八六)——(二) 改印前の白紙委任状により株式名義書換の請求ありたる場合の取扱(二八七)——二 白紙委任状付株券(二八八)——(一) 白紙委任状株券の正當なる所持人が自己の意思に基かずして占有を失つた場合(二八九)——判例 白紙委任状付記名株式讓渡に關する商慣習法(二八九)——(二) 白紙委任状付株式讓渡と無能力による取消の效力(二八九)——判例 白紙委任状付株式讓渡と無能力に依る取消の效力(二九〇)——三 白紙委任状付株券の性質(二九〇)——(一) 白紙委任状付株券は動産ではない(二九〇)——(二) 白紙委任状付株券には商法第二百八十二條第四百四十一條の適用がない(二九一)——判例 白紙委任状付株券の性質(二九二)——判例 會社の株主名簿に記載せられ而も眞の株主に非ざる者に對して爲したる株金拂込の催告又は失權通知の效力(二九三)

第十 株式名義書換と会社の眞偽調査権及び義務の範圍……………二九四

第十節 株主の權利義務……………二九五

第一 株主の權利……………二九五

一 株主の議決權(二九五)——二 株主總會決議無效の宣告を求むる訴權(二九五)——三 會社設立無效の判決を求むる訴權(二九六)——四 株主總會を臨時に招集する事を請求するの權利(二九六)——五 検査役の選任を請求するの權利(二九六)——六 訴提起を請求するの權限(二九六)——七 清算人解任請求の權利(二九七)——八 利益又は利息の配當請求權(二九七)——九 殘餘財産の分配を受くる權利(二九七)——十 株券に關する權利(二九七)——十一 役員に選任せられる權(二九八)——十二 書類閲覧權(二九八)——十三 優先株主權(二九九)

第二 株主の義務……………二九九

書式 轉居届(三〇〇)——書式一 改印届(三〇〇)——書式二 改印届(三〇一)——書式 代理届(三〇一)——書式 親權者届(三〇二)——書式 成年届(三〇三)——書式 法人代表者變更届(三〇三)

第十一節 株式の質入……………三〇四

第一 株式の質入方法……………三〇四

第二 質權者と利益配當……………三〇五

判例 利益配當金は果實なりや(三〇五)

第三 質權の消滅……………三〇五

一 株主の失權(三〇五)——二 株式の消却併合(三〇六)

第十二節 株式の消却……………三〇六

第一 資本減少の規定に従つて之を爲す場合……………三〇六

第二 株主に配當すべき利益を以てなす場合……………三〇六

利益を以てする株式の消却は資本減少を來すか(三〇六)

第四章 會社の機關……………三〇八

第一節 株主總會……………三〇八

第一 株主總會の意義……………三〇八

第二 株主總會の種類……………三〇九

一 定時株主總會(三〇九)——二 臨時株主總會(三〇九)——書式 株主總會招集請求書(三一〇)——書式 株主總會招集許可申請書(三一〇)——三 優先株主總會(三一三)

第三 株主總會の招集.....三二四

- 一 總會は會日の二週間前に招集通知をなす事を要する(三二四)——判例 商法第五十六條に所謂二週間の期間の計算法(三一四)——二 總會決議事項は豫め之を通知する事を要する(三一四)——三 總會招集の場所(三一五)——判例 會社及び株主の利益の爲めにする株主總會招集場所變更(三一五)——書式 株主總會通知書(三一六)

第四 株主總會の決議.....三一八

- 一 通常決議と特別決議(三一八)——(一) 總會決議に付可否同數なるとき議長之を決する旨の定款規定の效力(三一九)——二 議決権の制限(三一九)——(一) 議決権行使の制限(三二〇)——三 議決権行使の方法(三二〇)

第五 株主總會の決議事項.....三二一

- 一 通常決議事項(三二一)——二 特別決議事項(三二一)

第六 株主總會の實際.....三二二

- 一 總會前日に爲すべき事務(三二二)——二 總會當日に用意すべきもの(三二三)——三 株主氏名原稿の作成(三二四)——書式 株主人員及株數一覽表(三二四)——書式 株主氏名表(三二五)——書式 株主配當金表(三二六)——四 總會當日の順序(三二七)

第七 株主總會決議無効の訴.....三二九

- 一 總會決議無効の意義(三二九)——二 株主の決議無効訴の提起(三三〇)——三 決議無効訴の要件(三三二)——四 決議無効の訴の効果(三三三)——判例 株主總會決議無効の訴の効果(三三四)——書式 株主總會決議無効宣告請求の訴(三三五)——書式 株主總會決議無効の訴提起及び辯論期日に關する公告(三三七)

第二節 取締役.....三三八

第一 取締役の意義.....三三八

第二 取締役の選任.....三三九

- 一 取締役豫選の效力(三三九)——二 補缺當選取締役の任期(三三九)——三 取締役選任の性質(三四〇)——四 取締役は支配人を兼任し得るか(三四〇)

第三 取締役の資格.....三四二

- 一 破産者は取締役となり得るか(三四二)——二 法人は取締役となり得るか(三四三)——三 株券の供託は取締役の資格要件であるか(三四三)

第四 取締役の職務.....三四四

- 一 書類備付の義務(三四四)——二 資本金減の場合の報告義務(三四五)——三 破産宣告の請求(三四六)——書式 株式會社破産宣告の申立(三四六)

第五 取締役行爲の制限.....三四八

- 一 競業の禁止(三四八)——商法第七十五條の無限責任社員中に取締役を包含するか(三四九)——
- 二 取締役會社間の取引(三五〇)——(一) 取引の意義(三五〇)——(1) 手形の振出引受行為は同條の取引に該當するか(三五〇)——(1) 手形の振出引受行為と商法第七十六條の取引(三五二)——(2) 債權の譲受人たる取締役が會社を代表して爲す債權讓渡の通知は同條の取引に該當するか(三五三)——(3) 市町村長が同時に取締役なる場合に同人が市町村長を代表してなす取引にも同條の適用があるか(三五三)——(4) 取締役が會社に對して有する債權に付債權者の交替に因る更改にも適用があるか(三五三)——(二) 監査役の承認(三五四)——(1) 監査役の概括的承認は無効である(三五四)——(2) 監査役の承認は監査役中の一人が之を與ふれば有効である(三五四)——(3) 監査役の承認は監査役自身がなす事を要する(三五四)——(4) 會社も又監査役同様承認を爲し得るか(三五四)——(三) 承認の時期(三五五)——(四) 承認なき行為の效力(三五五)——(三) 判例 商法第七十六條監査役承認の時期並に承認なき取締役取引行為の効方(三五五)

第六 取締役の會社代表……………三五六

- 一 各自代表(三五六)——二 特定代表(三五六)——判例 定款を以て代表取締役を定むる方法(三五七)——三 共同代表(三五七)——(一) 共同代表の形式(三五八)——(二) 共同代表の受働的能力(三五八)——判例 取締役の代理權に加へたる制限は善意の第三者に對抗することを得ず(三五八)——判例 取締役若くは支配人に非ざる株式會社銀行支店長の權限(三五九)

第七 取締役の權利……………三五九

第八 取締役の責任……………三六〇

- 一 會社に對する責任(三六〇)——二 第三者に對する責任(三六〇)

第九 取締役の辭任解任退任……………三六一

- 一 辭任(三六一)——(一) 全部の取締役が辭任をなす場合には何人に對して其意思表示をなすべきか(三六一)——(二) 解任(三六二)——(三) 退任(三六二)——判例 會社の破産と取締役の存續(三六三)——(四) 取締役の變更と其登記(三六三)——判例 取締役變更登記期間計算法と民法規定の適用(三六四)——書式 株式會社變更登記申請(三六四)

第三節 監査役……………三六八

第一 監査役の意義……………三六八

第二 監査役の選任員數資格任期……………三六八

- 一 選任(三六八)——二 員數(三六九)——三 資格(三六九)——四 任期(三六九)

第三 監査役の職務權限……………三六九

- 判例 監査役の株主總會招集權限(三七二)

第四 監査役の責任……………三七二

- 一 會社に對する責任(三七二)——二 第三者に對する責任(三七二)

第五 監査役の権利……………三七二

第六 監査役の辭任解任退任……………三七三

第四節 検査役……………三七三

第一 會社設立の場合に於ける検査役……………三七三

第二 株主總會に於ける検査役……………三七四

第三 少數株主の請求に基く検査役……………三七四

書式 株式會社の業務及財産調査検査役選任申請(三七五)

第五章 會社の計算……………三七七

第一節 計算書類の作成……………三七七

第一 貸借対照表……………三七七

一 貸借対照表の性質(三七八)——二 貸借対照表の目的と其必要(三七八)——三 貸借対照表の形式(三七九)——實例 何々鐵業株式會社貸借対照表(三八二)

第二 損益計算書……………三八四

實例 損益計算書(三八五)

第三 財産目録……………三八六

實例 財産目録(三八六)——實例 決算報告書(三九四)

第四 營業報告書……………三九八

實例 營業報告書(三九八)

第二節 會社の準備金……………四〇四

第一 法定準備金……………四〇四

第二 任意準備金……………四〇六

第三節 利益の配當……………四〇六

第一 利益配當の要件……………四〇六

一 利益配當は拂込株金額を以て其標準となす(四〇七)——書式 利益配當通知書(四〇七)——書式 利益配當金領收證(四〇八)

第二 利益配當金請求權……………四〇九

一 利益配當金請求權者(四〇九)——(一) 差押債權者と利益配當請求權(四一〇)——(二) 會社の自己株式處分前に於ける利益配當請求權(四一一)——(三) 家督相続人と利益配當請求權(四一一)——(四) 遺産相続人と利益配當請求權(四一一)——判例 利益配當請求權と遺産相続人(四一二)——(五)

株式の準占有者と利益配當請求権(四二二)——判例 株式準占有者に對する利益配當金支拂の效力(四二三)——二 利益配當請求権の譲渡(四二四)——三 利益配當請求権と差押(四一四)——判例 株主總會決議前の利益配當請求権と差押(四一五)——四 利益配當請求権と轉付命令(四一五)——五 利益配當請求権と時効(四一六)——書式 債權差押命令申請(四一六)——書式 債權轉付命令申請(四一八)

第三 配當所得と課税……………四一九

一 内地居住株主の配當所得と課税(四一九)——二 海外居住株主の配當所得と課税(四二〇)——書式一 支拂調書(四二〇)——書式二 課税配當金明細書(四二三)——書式三 第二種所得税徴收高計算書(四二三)——書式四 第二種所得税拂込書(四二四)

第四節 建設利息……………四二五

- 第一 建設利息の意義……………四二五
- 第二 建設利息は原始定款に定める事を要する……………四二五
- 第三 商法第九十六條に所謂開業の意義……………四二六
- 第四 定款に建設利息の規定を爲すには裁判所の認可を要する……………四二六
書式 定款の認可申請(四二六)

第六章 社 債……………四二九

第一節 社債の意義及び性質……………四二九

- 第一 社債の意義……………四二九
- 第二 社債の性質……………四二九
 - 一 消費貸借説(四三〇)——二 特種契約説(四三〇)——三 社債と株式との差異(四三一)

第二節 社債の募集條件……………四三二

第三節 社債募集……………四三四

書式 株式會社社債募集公告(四三五)

- 第一 社債申込證に因る申込……………四三六
 - 一 直接募集と間接募集(四三七)——二 社債申込證(四三七)——書式 社債申込證(四三八)
- 第二 社債申込證に因らざる場合……………四四一
- 第三 社債の拂込……………四四一
- 第四節 社債の登記……………四四二

第一 登記事項……………四四三

第二 登記申請書添付書類……………四四三
書式 株式會社登記申請(四四三)——書式 社債一部償還登記申請書(四四六)——書式 株主總會決議錄(四四七)

第五節 社債券……………四四九

第一 社債券の發行……………四四九

第二 社債券の記載事項……………四五〇

第三 社債券の種類……………四五〇

第六節 社債の移轉並に質入と其對抗要件……………四五〇

第一 社債の移轉……………四五〇
一 記名社債の場合(四五二)——書式 社債券變換請求書(四五二)——書式 信託表示請求書(四五三)——二 無記名社債の場合(四五四)

第二 社債の移轉と對抗要件……………四五二

第三 社債の質入と對抗要件……………四五四

第七節 社債原簿……………四五四

第一 社債原簿の記載事項……………四五五

第二 社債権者に對する通知……………四五五
書式 社債原簿(四五六)——書式 印鑑票(四五七)——書式 記名式社債券原票(四五八)

第八節 擔保附社債……………四五九

第一 擔保附社債の意義……………四五九

第二 擔保の種類……………四五九

第三 信託關係の當事者……………四六〇
一 信託會社(四六〇)——二 債權者集會(四六〇)

第四 信託契約の效果……………四六一
一 受託會社の權利義務(四六一)——二 社債権者の權利(四六一)——三 委託會社の權利義務(四六二)——書式 株式會社社債登記申請(四六二)——書式 株式會社變更登記申請(四六五)

第七章 定款の變更……………四六七

第一節 總説……………四六七

- 第一 定款の變更……………四六七
- 第二 定款は公益規定に悖り會社の本質に反しない範圍に於て自由に變更し得るものである……………四六八

第二節 定款變更の方法……………四六八

- 第一 定款變更は株主總會の決議に因る事を要する……………四六八
- 第二 定款變更は特別決議の方法に因る事を要する……………四六九
- 第三 定款變更の登記……………四六九

第八章 資本の増加……………四七〇

第一節 總説……………四七〇

- 第二節 資本増加の方法……………四七二
- 第一 株金額の増加に因る方法……………四七三
- 第二 株式數の増加に因る方法……………四七三

第三 株金額を増加すると同時に株數の増加を爲す方法……………四七三

第三節 資本増加の手續……………四七四

- 第一 資本増加は株主總會の決議に因る事を要する……………四七四
判例 株金拂込前の増資決議の效力(四七四)
- 第二 株式の申込……………四七五
書式 現在株主表(四七六)——書式 新株式割當通知書(四七六)——
新株式申込證(四七七)——
一 株式申込證の記載事項(四七七)——書式 株式申込證(四七八)——
二 株式申込の實際取扱
(四七九)

第三 第一回拂込……………四八一

第四 報告總會……………四八二

書式 臨時株主總會通知書(四八二)——書式 株主總會報告通知書(四八四)

第五 資本増加の登記……………四八四

- 一 登記事項(四八四)——二 添付書類(四八五)——書式 株式會社資本増加に付登記申請(四八五)——書式 株主總會決議錄(四八八)——書式 増資新株式の引受並に拂込に關する調査報告書(四八九)

第六 新株券の發行交付……………四九一

第四節 資本増加の性質並に效力發生時期……………四九一

第一 資本増加の法律上の性質……………四九二

第二 資本増加の效力發生時期……………四九二

一 引受確定説(四九二)——二 株主總會終結説(四九二)

第五節 優先株……………四九三

第一 優先株の意義……………四九三

一 優先株と普通株との差異(四九三)——二 優先株と社債との差異(四九四)——三 優先株と特別利益との差異(四九四)

第二 優先株發行の要件……………四九五

第三 優先株主總會……………四九六

第九章 資本減少……………四九七

第一節 總説……………四九七

第二節 資本減少の方法……………五〇〇

第一 株金額の減少に因る方法……………五〇〇

- 一 株金拂込の免除に因る方法(五〇〇)——二 株金拂戻に因る方法(五〇一)——三 株金の切捨に因る方法(五〇一)

第二 株式數の減少に因る方法……………五〇三

- 一 株式の併合に因る減少(五〇三)——二 株式の消却に因る方法(五〇三) 利益を以てなす株式の消却は資本の減少を來すや(五〇四)

第三 株金額及び株式數の減少に因る方法……………五〇四

第三節 資本減少の手續……………五〇六

第一 株主總會定款變更の決議を要する……………五〇六

- 書式 株主總會終了通知書(五〇九)——一 商法第二百二十條の資本減少方法の意義(五一〇)——二 取締役が任意に減少株を決する事を得る旨を定めたる株主總會決議の效力(五一〇)

第二 債権者保護の手續を爲す事を要する……………五一二

- 一 財産目録及び貸借対照表の作成(五一二)——二 債権者に対する公告及び催告を爲すことを要する(五一二)——書式 債権者に対する催告書(五一三)——書式 資本減少に付公告(五一三)——

判例 資本減少と公告(五一四)——書式 資本減少に付異議申立書(五一五)

第三 株式併合に関する強制手続……………五二六

- 一 株券提供及び失権通知の手続(五一六)——書式 株券提供催告書(五一七)——書式 株券提供
添表(五一九)——二 提供なき株及び端株の強制処分(五二〇)——(一) 失権株の競賣処分(五二一)
——(二) 競賣代金の交付(五二二)

第四 提供株券整理新券交付競賣代金交付の實際事務……………五二二

- 一 提供株券の受理と其整理(五二二)——書式 株券預り證(五二三)——書式 株券提供割當失権
明細臺帳(五二四)——二 新株券の交付事務(五二七)——書式 株券交付通知書(五二七)——書式
株券交付表(五二八)——三 競賣代金交付事務(五二九)——書式 競賣代金受取通知書(五二九)——
書式 競賣代金領收證(五三〇)——書式 競賣代金交付表(五三一)

第四節 資本減少の登記……………五三二

- 書式 株式會社資本減少に付登記申請(五三二)——書式 株主總會決議錄(五三四)——書式 上申
書(五三七)

第五節 資本減少の效力發生時期……………五三八

- 第一 株金額を減少する場合……………五三九
- 第二 株式併合をなす場合……………五四〇

第三 株式の消却をなす場合……………五四〇

第十章 株式會社の解散……………五四一

第一節 解散の意義及び性質……………五四一

- 第一 解散の意義……………五四一
- 第二 解散の性質……………五四二

第二節 解散の事由……………五四二

- 第一 存立時期の満了其他定款に定めたる事由の發生……………五四二
- 第二 會社の目的たる事業の成功又は其成功の不能……………五四三
判例 商法第二百二十一條に所謂會社の目的事業成功不能の意義(五四四)

第三 會社の合併……………五四四

第四 會社の破産……………五四五

判例 破産會社と其機關の存続(五四五)

第五 裁判所の命令……………五四六

書式 會社開業期間伸張の申請(五四六)

第六 株主總會の決議……………五四八
判例 出席株主定足數に満たざる總會に於ける解散決議の效力(五四九)

第七 株主が七人未滿となつた場合……………五五〇

第三節 解散の公示……………五五〇

第一 株主への通知及び公告……………五五〇
書式 株主に對する解散通知書(五五一)——書式 解散公告(五五一)

第二 解散登記……………五五一
書式 株式會社解散登記申請(五五二)——書式 株式會社解散登記申請(合併に因る場合)(五五四)
——書式 決議錄(五五六)——書式 株主總會決議錄(五五七)——書式 上申書(商法第七十八條に基く)(五五八)

第十一章 株式會社の合併……………五六〇

第一節 總 說……………五六〇

第二節 會社合併手續……………五六三

第一 合併は株主總會の特別決議を要する……………五六四
一 合併假契約の内容(五六五)——二 株主總會決議後に再び本契約締結の必要があるか(五六六)
判例 株主責任加重の合併決議の效力(五六七)——書式一 合併假契約書(五六七)——書式二 合併假契約書(五七五)

第二 財産目錄貸借對照表の作成及び債權者に對する手續をなす事を要する……………五七七
一 財産目錄貸借對照表の作成(五七七)——二 會社債權者に對する公告及び催告(五七七)——書式 會社合併公告(五七八)——書式 催告書(五七九)

第三 解散會社の財産並に其他の事務引繼又は新設會社の設立事務……………五七九
一 解散會社の財産並其他の事務引繼(五七九)——書式 引繼書(五八〇)——二 株主の株券提供(五八三)——書式 新株式割當(五八三)

第四 報告總會又は創立總會の招集……………五八五
一 吸收合併の場合には報告總會の開催を必要とするか——(五八五) 二 新設合併の場合にも創立總會の開催を必要とするか(五八六)

第五 合併登記……………五八九
一 登記期間と其起算點(五八九)——二 登記の申請と其添付書類(五九〇)——(一) 株式會社合併に因る解散登記の申請(五九〇)——(二) 存續會社の變更登記の申請(五九〇)——(三) 新設登記の申請……………五八九

請(五九〇)——書式 合併に因る株式会社設立登記申請(五九一)——書式 株式会社合併に因る資本増加登記申請(五九四)——書式 株主總會決議錄(合併)(五九七)——書式 合併に關する經過報告(五九八)——書式 商法第二百十四條による監査役の調査報告(五九九)——書式 催告を受けた債權者が異議なく承認したる通知書(六〇〇)——書式 合併による株式会社解散登記申請(六〇〇)

第六 株券交付……………六〇二

第三節 會社合併の効果……………六〇三

第一 會社の解散……………六〇三

第二 權利義務の包括的移轉……………六〇三

一 合併による解散會社の權利義務の移轉(六〇三)——二 公法上の權利義務も移轉するか(六〇四)

第三 存續會社の定款變更……………六〇五

第四 會社の新設……………六〇五

第十二章 株式會社の清算……………六〇六

第一節 總說……………六〇六

第一 解散會社と清算……………六〇六

第二 清算會社と其機關……………六〇六

一 清算中の會社にも株主總會は存續するものである(六〇七)——二 清算中の會社にも尙監査役は存續するものである(六〇七)——判例 清算中の會社と商法第九十八條検査役選任(六〇八)——三 取締役は會社の清算により當然其資格を失ふものである(六〇九)

第三 株式會社は法定清算の方法による事を要する……………六〇九

第二節 清算人……………六一〇

第一 清算人の種類及び其選任……………六一〇

一 法定清算人(六一〇)——二 定款の規定による清算人(六一一)——三 株主總會の選任に基く清算人(六一一)——四 裁判所の選任による清算人(六一二)

第二 清算人の員數と資格……………六一二

書式 株式會社清算人選任申請(六一三)

第三 清算人の解任及び辭任……………六一四

一 株主總會のなす解任(六一四)——二 裁判所のなす解任(六一四)——三 清算人の辭任(六一五)——書式 株式會社清算人解任申請(六一五)

第四 清算人の登記……………六一七

- 一 清算人の選任と登記(六一七)——登記の申請と添付書類(六一八)——書式 株式会社清算人選任登記申請(六一八)——書式 株式会社清算人變更登記申請(六二一)——書式 株式会社清算人解任登記申請(六二三)

第三節 清算人の職務……………六二四

第一 現務の終了……………六二五

第二 債権の取立……………六二五

- 判例 清算人の株金拂込請求権限(六二六)——判例 会社設立無効に因る清算の場合に於ける法定要件欠缺株式申込證によりて申込をなしたる株主の株金拂込義務の有無(六二六)

第三 債務の辨濟……………六二八

- 一 債権者に対する公告及び催告(六二八)——破産宣告の請求(六二九)——書式 債権者に対する公告(六三〇)——書式 債権の届出(六三〇)

第四 残余財産の分配……………六三一

第五 清算の終了……………六三二

第六 清算終了登記……………六三二

- 判例 清算終了の登記と会社の消滅(六三三)——書式 株式会社清算終了に付登記申請(六三三)——書式 臨時株主總會決議録(六三四)

第七 清算人の権限……………六三五

第八 清算人の権利義務……………六三六

第四節 書類の保存……………六三七

- 書式 株式会社の帳簿書信清算書類保存者選任の申請(六三七)

第十三章 罰 則……………六三九

第一節 懲役禁錮罰金……………六三九

第二節 拾圓以上千圓以下の過料……………六四三

第三節 五圓以上五百圓以下の過料……………六四五

株式會社と其實務目次終

株式會社と其實務

辯護士 當山 寛 著

第一章 總說



交通の發達は貿易の進歩を促し、貿易の進歩は大規模の商工業を生ずるに至り、且つ學術技藝の發達は産業の分業を見るに至つた時代に於ては、企業上に於ても自然大資本の糾合を要するになつたことは蓋し當然のことである。之れ實に會社の組織を見るに至つた所以である。元來個人的企業は其の利害得失一身に歸屬するが故に事業の經營に當つて、献身的に努力し得るの特長があるけれども、産業の進歩發達に伴ひ大資本の合同を要する時代にあつては、其不適當なることは言ふ迄もないことである。殊に成否の疑ひある冒險的事業に至つては、危険を多數者に分割する方法によらなければ、到底之が經營は望み得ざることである。危険の分擔之れ亦會社制度の生じた一理由である。就中株式會社は之を組織する株主とは、別に獨立の存在を有する資本團體であるが故に、恒久的事業並に公益的

事業の經營に適し、會社中最も重要視せられる所以である。

然しながら會社制度の利益は叙上の如く大きいのであるが、又其弊害も決して小ではない。即ち外部に對しては大資本を擁して事業の獨占を恣にし、内部に於ては大株主が小株主を壓迫し、又は重役にして其地位を亂用し、不正行爲を恣にし、多數株主の利益を犠牲に供する等のあるが故に、斯る弊害を防止し、會社制度の完全なる運用を圖る爲めに、會社の設立及び經營に關し、種々の規定を設ける必要がある。是れ會社法の存する所以であつて、殊に株式會社に關し多くの強行規定の存する所以である。

第一節 會社の意義

會社の意義に關しては我商法上廣狹の二意義がある。之れを狹義に解するときは會社とは商行爲を爲すを業とする目的を以て設立した社團法人であると謂ふことが出来る。廣義の會社とは狹義の會社は勿論、商行爲を爲すを業とせざるも、會社法の規定によつて設立した營利法人、即ち民事會社も亦會社であると謂ひ得るのである(四)。

第一 會社は營利を目的とするものである。

會社の目的は利益を得て之れを社員に分配することに存するのである。狹義の會社即ち商事會社たる、或は民事會社たるを問はず、其目的に異なる所はないのである。

第二 會社は會社法の規定に依つて設立せられたる事を要する。

營利を目的とする法人たるの故を以て必ずしも會社とは謂へないのである。例へば國家又は市町村の如き公共團體が商業を營む場合の如きこれである。何となれば會社は必ず營利を營む目的を以て、會社法の規定に依つて、設立せられることを要するからである。

第三 會社は社團法人である。

會社は共同の事業を營む目的を有する社員の集合によつてなる社團である此點に於て一定の目的の爲めに供せられる財産によつて出來てゐる財團法人と異つてゐるのである。會社の設立せられるが爲には、二人以上の社員の集合を必要とすると同時に、社員が一人となつた場合には、會社は最早其存續を許されないものである。即ち社員の二人以上を要する事は會社の成立要件たると同時に、其存續要件である。然し株式會社に於ては七人以上の株主を以て會社の成立要件であり、且つ其存續要件であることは、我商法の規定する所である。會社は社團であつて法人である、即ち會社は其組織者と分離して自ら權利義務の主體たる事を得る人格者である。此點に於て組合の如く、組合自身が權利義務の

主體でなく、組合員が其主體であるとは全く趣を異にしてゐるのである。

第四 會社は商人である。

商事會社は、自己の名を以て商行爲を爲すことを業とする者であるが故に、其商人たることは疑のない所である(四)。然しながら民事會社は、商業を營む法人ではないから、性質上當然商人であるとは謂へないのであるが、法律上會社と看做されるが故に、商事會社に適用ある規定は例外なく民事會社にも適用せられ、従つて商人として商行爲に關する規定の準用を受くべきものである。

第五 會社は各社員の出資に依つて成立するものである。

會社の社員が出資義務を有することは、商法が之を認めてゐるのであるが、會社の最少限度の總資本に付ては何等直接の明文がない。或論者は會社は少額の財産を集めて之を大資本とし商行爲を業とするものであるから、其資本に關し直接の規定がないけれども、小商人の範圍に關する勅令により五百圓以上でなければならぬと論じてゐるが、我商法は合名會社、合資會社の出資額に何等の制限がなく、又株式會社は七人以上の株主さへあれば成立するので、然も一株の金額は普通五十圓であるが、一時拂込の場合には二十圓迄下すことが出来るのであるから、資本金三百五十圓又は百四十圓の株式會社の存在を認めることが出来るのである。資本金五百圓未滿の會社が小商人なりや否やに關しては、學

者間議論の岐れる所であるが、小商人でないと謂ふ説が多數である。然し此論争は所謂學者の机上の空論であつて、何等の實益なき議論である。蓋し假令之を小商人なりと解するも、會社には商業登記商號、及び商業帳簿に關する規定は、會社法の特別規定に依つて例外なく適用せられるからである。

第二節 會社の種類

會社には合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四種ある事は商法第四十三條の明定する所である。而して右四種の會社の分類の標準は、主として其社員が自己を會社事業に委する程度の如何に基くものである。會社は信用の基礎が對人的であるか、又は對物的であるかによつて、人的會社と物的會社に分つことが出来る。合名會社合資會社は前者に屬し、株式會社株式合資會社は後者に屬するものである。

第一 合名會社

合名會社は社員全員が其財産を會社事業の運命に委し、會社の債務に付き無限の連帶責任を負ふものであつて、會社の信用は全く其社員たる個人の信用によつて支持されてゐるものである。

第二 合資會社

合資會社は一部の社員が合名會社社員の如く會社の債務に付き連帶無限の責任を負ふのであるが、他の社員は出資額に限定せられてゐる會社である。

第三 株式會社

株式會社は株主が其引受又は譲受たる株式の金額を限度とし責任を負ふ者に依つて組織せられてゐる會社である。且つ其責任は會社に對する責任であつて、會社債權者に對するものではない。會社の資本は會社の唯一の信用の基礎であるが故に物的會社に屬するものである。

第四 株式合資會社

株式合資會社は無限責任社員と有限責任を負ふ株主とによつて組織せられる會社である。人的信用と物的信用とを基礎とする會社であるけれども通常之を物的會社と稱してゐる。

第三節 會社の能力

第一 會社の權利能力

會社は法人であるが故に、權利義務の主體であるけれども其享有し得る權利の範圍に關しては注意を要する。會社は其性質上自然人のみ享有し得る固有的私權、即ち生命身體に關する權利、又は親族

法上の權利は之を享有する事は出來ないのであるが、それ以外の財産權は勿論名譽、名稱等の人格權も亦之を有し得るものである。會社の權利能力は右の通りであるが各會社の目的の範圍内に其制限を受ける事になるのである。民法第四十三條は法人は法令の規定に従ひ定款又は寄附行爲に因つて定められたる目的の範圍内に於て權利を有し義務を負ふべき旨を定めてゐる。此規定は民法の公益法人に關する定めであつて當然には會社に適用せらるべきものではないが、會社に類推適用せらるべきものと解すべきであるから會社の權利能力の範圍は定款に依つて定められた目的の範圍内に限られることになるのである。而して目的の範圍内の行爲なりや否やの標準は一、目的たる事業に屬する行爲二、其目的事業の維持遂行に必要な行爲若くは適合する行爲も當然其範圍に包含せらるべきものであると解せられる事は學說判例の均しく認める所である。例へば會社が其事業と何等關係のない祭儀祝典其他慈善事業に寄附をなしたり、或は會社の取引先の依頼を受けて手形の裏書をなす等の如きは學者の引用する一例である。

第二 會社の行爲能力

會社は法律上組織體として實在を有する人格者であるが故に、獨立の意思能力を有する事は當然の理と謂はなければならぬ従つて會社の代表機關の組成者は會社の機關であつて、純然たる代理人では

ないから是等の會社代表者が會社の名義でなした行爲は會社の行爲と認むべきものである。然し我法典は會社の代表機關と會社とは代理の關係にあるものとなし、代理に關する民法商法の規定は悉く代表機關の組成者に適用せられるのであるから、代表機關の組成者がなした行爲が如何なる範圍に於て會社の行爲と認むべきであるかに付ては、代理に關する規定によつて決すべきである。

次に會社の不法行爲能力の範圍に關しては法典は特別の規定を設けてゐる。即ち會社は會社を代表すべき社員又は取締役其他の代理人が其職務を行ふに當り、他人に加へたる損害を賠償すべき旨を規定してゐる。(六二、一〇五、一七) 例へば株式會社の取締役が株券を偽造行使した爲めに、第三者に損害を蒙らした場合には、會社は之れに對する損害賠償の責任を負ふが如き其一例である(東京地方大正三年十月六日)。

其他會社は民法第七百十五條に依り、其被用者が其事業の執行に付き第三者に損害を加へた場合に於ても、又損害賠償の責任があるのである。例へば乗合自動車株式會社の被用者たる運轉手が其職務中誤つて人を轢き殺した場合に會社が損害賠償の責に任ずるが如き等である。

第三 會社の訴訟能力

會社は法人として權利義務の主體であるが故に、訴訟の原告又は被告と爲り得る能力即ち當事者能力を有するものであるが、我民事訴訟法の解釋としては法人は其代表者に依らなければ訴訟行爲をな

すことが出來ないのである。又法人に對する訴訟行爲は其代表者に對してなさなければ無効である。而して右の代表の性質に付ては民事訴訟法上法律上代理人であると一般に解せられてゐる。

第四 會社の犯罪行爲能力

會社の犯罪行爲能力に關しては法理上之を認め得るのであるが、解釋論としては消極に解すべきものである。我國に於ても近時種々の行政法規は之を認める様になつたのであるが、(居場法第十六條鐵道(船舶郵便法第十九條)然し之等の法規は法人の犯罪能力を認めたものでなくして、法人の従業者の犯罪に關する其代位責任を定めたものと一般に解せられてゐる。

第四節 特別法に因る會社

特別法による會社とは一般法としては商法の規定に従ふのであるが、尙別に特別法があつて之によつて設立せられた會社を謂ふのである。特別法による會社は一般特別法によるものと、單行特別法によるものとの二種がある。一般特別法による會社は更に其の營業に免許を要するものと、其の設立に免許を要するものがある。信託會社、保險會社等は前者に屬し、農工銀行、株式取引所等は後者に屬するものである。單行特別法による會社とは、南滿洲鐵道株式會社、日本銀行橫濱正金銀行等の如

く特に其設立の爲めに定められたる特別法によつて設立せられた會社を謂ふのである。

第二章 株式會社

第一節 株式會社の設立

第一 株式會社の意義

株式會社は總社員の出資に依つて成立せる會社であつて、其資本が株式に分たれ社員の責任が豫め確定せられた金額を限度とする會社を謂ふのである。

一 總社員の出資に基く資本即ち確定資本の存在することを要する。

株式會社は物的信用を基礎とする會社であるから、資本は其要素である。株式會社の目的は資本によつて達せられるのであるから、資本を離れて株式會社の存在を認める事が出来ないのは當然の理である。

二 資本は株式に分割せられる事を要する。

株式會社の資本は之を株式に分割せられる事を要する(三四)。之に依つて株主が資本の一部譲出の責任を明にすると同時に、會社事業に參與する程度を示す標準となるのである。

三 株主の責任は有限である。

株主は其引受又は譲受けた株式の金額を限度に、株金拂込みの責任を負へばよいので、それ以上の責任は假令總會の決議を以てしても、定款の規定を以てしても、加重する事は許されないものである。又其責任は株主が會社に對する直接の責任であつて、會社の債權者に對しては何等の關係がない。

四 株主の員數と其資格

株式會社の株主が七人以上を要することは、法文の明定する所である(九一)。それ以上株主に制限がないのであるから、何千人、何萬人、又は何十萬人でも差支へないのである。然しながら、七人以上の株主の存する事は會社の成立要件であり、且つ其存続要件であるから、それ以下になつた場合には、會社は當然解散となるものである(三二一)。(第三號) 株主たるの資格に關しては、我商法は何等制限がないのであるから、無能力者でも、又は法人でもよい。其他國家、或は其の他の公法人が、株主となる事は一向差支へないのである。然しながら我國に於ては特種の會社に付ては株主の資格に制限を加へたものがある。例へば日本銀行、又は横濱正金銀行の如き其の一例である。又會社の定款に依つて其資格に制限を加へる事も出来るのである。

第二 會社設立の意義

合名會社又は合資會社は社員が其定款を作成する事に因つて成立するものであるが、(四九、一〇六) 株式會社の設立は左様に簡單なものではない。株式會社は上述の如く會社の資本が其生命であるが故に、先づ以て其充實を圖らなければならぬ。従つて其設立には資本充實のための株式の引受が必要であり、且つ會社活動の根本たる定款の作成が必要である。我商法は定款は七人以上の發起人が之を作成すべきものとし、發起人が定款の作成をなし、株式の總數を引受けた場合には、會社は之に依つて成立するのであるが、發起人が株式の一部を引受け、其殘部を發起人以外の者に引受けさせる場合には、株式總數の引受けがあつた後、第一回の拂込をなさしめ、創立總會を開催し其終了によつて、初めて會社が成立するのである。前者の場合を發起設立或は單純設立と稱し、後者の場合を募集設立、或は複雜設立と稱する。特別法に依る會社は其設立に主務官廳の免許又は認可を要するのが普通である。

第二節 發起人

株式會社設立の任に當る者は發起人である。發起人は將來成立すべき會社の機關として、之が設立事務の執行に當る者であるが、必ずしも自ら發起人の事務をなす必要はない。代理人を以て之を行はしめてもよいのである。發起人が設立行爲をなすに當つては法律上種々の手續をなさなければならぬ

のであるが、發起人中には多忙の爲め、又は事務不慣れのため、或は多數の發起人が事務に携つてゐたのでは、却つて繁雜と遅延を招く虞れがある等の事情によつて、其中の數人の者に創立事務を一任し、或は又創立事務に經驗のある者を雇ひ入れ、之等に其事務を行はせる場合もある。然しながら實際設立事務に當る發起人でも、定款に其住所氏名を記載せず、且つ其署名のない者は法律上發起人と稱する事は出事ないのであるが、之に反し會社の設立事務に關與しない者であつても、定款に發起人として住所氏名の記載をなし、署名をした場合は法律上發起人となり得るものであるから、發起人としての責任を負はなければならぬ。

第一 發起人の資格と其員數

前述の如く株式會社の發起人は、我商法上七人以上を要するのであるから、必ず此數若くは其れ以上の數を揃へなければならぬ。發起人の資格に付ては別に制限がないのであるから、男女の區別もなく、又能力者たると無能力者たるとを問はず、若くは自然人たると法人たるとを論じない(註)。

判例 會社ハ株式會社設立ノ發起人トナルコトヲ得ルヤ(大審院大正二年二月二十五日判決)

會社ハ株式會社設立ノ發起人トナルコトヲ得ルヤ否ヤヲ判定スルニハ先ヅ其發起行爲カ定款ニ依リ定マリタル目的ノ範圍内ニ包含スルヤ否ヤヲ確定セサルベカラス。

(註) 會社が株式會社の發起人となり得るや否やに付ては我商法中發起人を自然人に限る別段の規定がないのであるから、法人たる會社も又株式會社の發起人となり得る事は異論のない所である。然し會社は法人たる性質上定款に依つて定まりたる目的の範圍内に於てのみ權利を有し義務を有するが故に會社が發起人たるには發起行爲が定款所定の目的の範圍内に屬する場合に限られる事は學說判例の一致する所である。

決議 發起人ノ死亡ト相續人ノ資格承繼ノ有無(法曹會決議大正十二年五月四日)

株式會社ノ發起人ハ會社設立手續ヲ遂行スル責任ヲ有スル者ニシテ、發起人間ノ關係ハ組合ノ觀念ヲ以テ目スベキモノナリ。蓋シ組合ナルモノノ本質ハ共同シテ事業ヲ爲スト云フ點ニアリテ發起人ハ會社設立手續ヲ共同シテ遂行スルモノナレバナリ。然ラバ發起人中ニ死亡スルモノアルトキハ、其ノ者ハ之ニヨリテ當然組合ヨリ脫離スベク(七九)相續人ハ其資格ヲ承繼スベキモノニ非ザルベシ。故ニ相續人ノ更ニ新ニ發起人トシテ加入スレバ格別、當然發起人トシテ權利義務ヲ有スルコトナシ。然レドモ既ニ先代カ負擔シタル財産的義務ニ付テハ相續ノ目的タルヲ以テ例ヘバ引受ケタル株式ノ株金拂込義務ノ如キハ之レヲ免ルヲ得ザルハ言フ俟タス。

民法第六百七十九條は強行規定ではないから、發起人相互間に於て發起人に死亡者あるときは、相續人は其地位を承繼する事を得る旨の別段の規定をなした場合には、もとより有效であるから之に従ふべきものである。

第二 發起人の職務

發起人の職務の重なるものは左の通りである。

一 定款の作成

發起人は第一に定款を作成せなければならぬ。定款は會社の目的、商號、資本、機關、會計、等會社活動の根源を規定した會社に取つては最も重要なものである。實際之が作成には發起人中から、定款起草委員なるものを選任し、之等に立案せしめる場合もあれば、又創立委員に一任する場合もある、或は又他からその途に精通した人を雇ひ入れて作成せしめる場合もある。草案が出来上つたならば一應發起人全體の協議にかけて修正を加へ、確定的のものとなすのである。斯くの如く定款は發起人に於て作成すべきものであつて、且つ會社が、設立しない間は自由に修正變更し得るのであるが、募集設立の場合に於ては株式募集に着手し、申込證が一般的に交付せられた以後に於ては、最早之が變更を許されざるものと解すべきである(註)。

(註)會社設立前に於て、發起人は全員の一致を以て任意に定款の變更をなし得る事は疑ひのない所である。然しながら、募集設立の場合に於ては之が變更をなし得る時期に就ては、議論の存する所である。募集設立の場合には發起設立と異り會社が成立する迄には定款の作成、株式の募集申込、割當、拂込、創立總會等の、複雑なる手續を要し、従つて第三者との間に種々の利害關係が生

ずるのであるから、定款變更をなし得る時期の如何は、第三者の利害に重大なる影響を及ぼすものである。此點に關し一派の學者は、定款は會社を設立せんとする者の自由に定め得べきものであるから、株式會社の發起人として一旦定款を定めた場合であつても、會社が成立しない間は發起人全員の一致を以て之を變更し得るのである。然しながら募集設立の場合には其募集に着手した以後に於ては假令變更せらるべき部分が株式申込證に現はれない事項に關する事であつても、發起人に於て擅に之が變更をなす事は出来ないものであると論じ、反對説は前説の稱する株式の「募集に着手した時期」と謂ふのは何時を指すも、であるか頗る不明である。株式募集に際し、實際行はれる所を見るに始めは新聞廣告をなし、次に株式申込證を交付するのが普通である。(かゝる方法に依らずに直接申込證を領布する場合もあるが)此場合株式募集の着手時期は新聞廣告のあつた時と見るべきであらうか、又は申込證の交付のあつた時と見るべきであるかは頗る疑問の存する所である。従つて斯かる不明確な標準を以て定款變更の時期を決定せんとする事は到底採用し難い事である。惟ふに株式申込證が一般的に交付せられた時は、其の申込證によつて多數の者は株式の申込をなすであらうし、又發起人は其の各申込に對して抽象的の割當義務を生ずるに至るのである。果して然らば株式申込證の一般的交付があれば申込人は株式申込の權利を取得するものであるが故に、それ以後に於ては最早發起人が擅に定款の變更をなして、申込人の權利を侵害することは出来ないのである。即ち發起人が募集設立の場合に於ける定款變更をなし得る時期は、申込證の一般的交付が行はれた時を以て其標準となすべきである。然して申込證の一般的交付の時とは株式募集の意思が外部的に對し確定的に表示のあつた時を謂ふのであると論じてゐる。右兩説は要するに募集設立の場合に於ける發起人の定款變更をなし得る最終の時期は、該定款が發起人以外の者と何時利害關係を生ずるものであらうか、其利害を生ずるときを以て標準となす事に付ては其論旨を同一にしてゐるのである。而して前説の唱へる株式募集着手の時と謂ふ事は、結局後説の所謂株式募集の意思が外部に對し確定的に表示せられたときといふ事と同一意義に解し得られるのではなからうか。尙株式募集の意思が外部に對し確定的に表示せられ

たるや否やは客觀的に觀察すべきものである。従つて發起人の一人が其知人の兩三人に對し會社設立の意思ある旨を告げ、株式申込證を交付した場合の如きは、未だ確定的に株式募集の意思が外部的に表示せられたものと看做すことは出來ないのであるが、其申込證の交付が直接創立事務所、又は取扱銀行の手から一般的に交付せられたときは、最早發起人は一旦作成した定款の変更をなし得ざるものと解せられてゐる。

二 株式申込證の作成

株式申込證は發起人が作成すべきものであつて、之れに記載すべき事項は商法第二百二十條に規定してゐるのである。株式申込證による株式の申込は、募集設立の場合に要するものであつて、發起設立の場合にはかゝる書式による必要がない。株式申込證は申込人をして設立會社の事情を熟知せしめ、申込の利害得失を考慮せしめんが爲めに、發起人をして其の作成を強要したものである。詳細は後に述べることにする。

三 株金拂込並に取締役監査役の選任

發起人が總株式の引受をなした場合は、各發起人は其引受株に對する第一回の拂込をなし、發起人の互選を以て取締役、監査役の選任をなさなければならぬ。尙設立に關する調査をなさしめる爲めに、本店所在地の地方裁判所に對し検査役選任の申請をなさなければならぬ。右の申請があつたならば裁

判所は検査役を任命し設立に關する事項を検査せしめ、之れが無事に済めば以後二週間に所轄區裁判所に設立登記の申請をなすのである(二三四)。

四 株式募集と株金拂込

發起人が總株式の引受をなさない場合は、一般公衆から株式の募集をなさなければならぬ。然して一定の時期に募集の締切、株式の割當をなし、引受のない株式に對しては、發起人に於て之が引受けをなし、第一回の株金の拂込をなさしめるのである。詳細は後述設立のところ述べる事にする(二二五、二二六、二二七、二二八)。

五 創立總會の招集

以上の如く第一回の拂込が完了したときは、發起人は創立總會の招集を要するのである。創立總會では發起人は設立に關する事項の報告をなし、取締役及び監査役を株式引受人中から選任し場合に依つては検査役の選任をなさなければならぬ。之等の者が發起人の行爲を調査し、總會に報告をなし、之を正當と認めれば總會は承認を與へるのである。茲に發起人は初めて責任解除となり、一切の事務を取締役監査役に引渡すのである。會社は總會の終了によつて成立する事になるのであるから總會終了の日から二週間に設立登記をなさなければならぬ。詳細は設立のところ述べる事にする(二三)。

第三 發起人の權利

一 設立費用の償還を受くる權利
發起人は會社設立に際し、費用の立替をなす事がある、かゝる場合には後日會社が成立したときに、之が償還を受ける事が出来るのである(一一)。

二 報酬並に特別利益を受くる權利

發起人は會社設立に際し、豫め定款に定めがある場合には報酬を請求し得る權利、又は會社設立の功勞に對し、一般株主に比し特別なる利益を受ける事が出来るのである(一二)。

第四 發起人の義務

一 株式の引受並に株金拂込の義務

發起人ば創立總會に於て引受のない株式、又は申込の取消された株式ある事が發見された場合には、連帶して之等の株式の引受をなし、又拂込のない株式のあつた事が發見された場合には連帶して其の拂込をなさなければならぬ(一三六)。

判例 商法第三百三十六條ノ律意(大審院大正十一年十月十日判決)

商法第三百三十六條ニ於テ發起人ヲシテ連帶シテ第一回拂込未済ノ株金ヲ拂込マシムル義務ヲ負擔セ

シムル所以ハ會社資本ノ充實ヲ謀ノ目的ニ因由セルモノトス。第一回拂込未済ノ株金拂込ニ關スル發起人ノ義務ト其拂込ヲ怠リタル株主ノ義務トノ間ニ何等ノ區別ヲ設ケタル規定ナキ以上、發起人カ商法第三百三十六條ニ依リ、株主ノ支拂ハサル第一回拂込未済ノ株金拂込ヲナス場合ニ於テ、其拂込ヲ怠リタル株主ノ負擔スヘキ遅延利息ハ、發起人ニ對スル右株金拂込請求ノ以後ナルト、將又其以前ナルトニ拘ラス、發起人ハ創立總會ノ翌日ヨリ遅延利息ヲ支拂ハサルヘカラサル義務アルモノトス。

判例 發起人カ商法第三百三十六條ニ基キ拂込ヲ履行シタル場合ト其求償權(東京區裁判所大正十一年三月二日判決)

商法ニ於テ株式申込ノ取消ヲ認メタル場合ハ、同法第二百二十六條第二項第五號ニ所謂株式申込登記載ノ時期迄ニ會社カ成立セサル場合、又ハ民法ニ定ムル無能力、詐欺、強迫等取消ノ原因タル事由ヲ主張セル場合ニ限リ株式申込ノ取消ヲ許スヘキモノニシテ、其他ノ事由ニヨリテハ絶對ニ之カ取消ヲ認メサルモノト解スルヲ相當トス。株式申込人カ株式申込ノ當時拂込ミタル證據金ヲ拋棄セハ會社成立前ハ何時ニテモ申込ヲ取消シ得ヘキ旨、發起人ヨリ承諾ヲ得タルモ該特約ニ基キ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得サルモノトス。如上ノ特約ハ株式申込カ契約說ニヨルト、單獨行爲說ニヨルト、將又團體說ニヨルトヲ問ハス會社ノ成立ヲ目的トスル發起團體ノ行爲ト矛盾シ、株式會社ノ資本充實ノ原則ニ背反スル點ニ於テ、到底之ヲ認容スヘキモノニアラス、當然無効ノ條件ヲ附加シタルモノト解スヘキ

モノトス。株式引受人カ株金ノ拂込ヲ爲ササル爲メ發起人カ責任上該株式引受人ノタメニ其拂込ヲナシ、創立總會ヲ完全ニ終了セシメタル場合ハ、右株式引受人ハ法律上ノ原因ナクシテ株式ノ拂込ヲ完了セル利益ヲ享受シ、發起人ハ之カ爲メ該金圓ニ相當スル損失ヲ蒙リタルモノナレハ、民法第七百三條ニ則リ、株式引受人ハ發起人ニ對シ右金額ヲ支拂フヘキ義務アルモノトス。商法第三百三十六條ハ發起人ニ對シ保證ノ如キ從タル義務ヲ負擔セシメタル趣旨ニアラスシテ、引受ナキカ又ハ株金拂込ナキニ拘ラス、之レアルモノトシテ招集シタルタメ、本來無効ニ歸スヘキ創立總會ヲ便宜上有效ナラシムル結果トシテ、創立總會ヲ招集セル發起人ニ獨立シテ引受又ハ拂込ノ連帶義務ヲ認メタルモノト解ス可ク、從テ不可分債務者、連帶債務者、保證人等カ辨濟ヲナスニ付キ正當ノ利益ヲ有スルタメニ民法第五百條ニ依ル、代位求償權ヲ取得スル場合ト全ク觀念ヲ異ニシ、發起人ハ同條ニ定ムル代位權ナキモノトス。

二 發起人の會社及び第三者に對する責任

(一) 發起人の會社に對する責任

發起人が會社の設立に關し任務を怠つた爲めに會社に損害を及ぼした場合は、其發起人は連帶して損害賠償の義務がある。茲に所謂任務を怠ると謂ふのは定款の作成、株式申込證の作成、第一回拂

込、創立總會の招集、及び總會に於ける諸報告等に關し全然之を怠つた場合、若くは虚偽になされた場合等を指すのである。故意に出づると或は過失によつてかゝる結果を招致したとは之を問はな^{ス(一四三)}。

判例 會社ノ責任ト發起人ノ責任トノ關係(東京地方裁判所大正十年二月九日判決)

株式會社ノ設立手續進行中其發起人ト契約ヲ爲ス者ハ特別ノ事情ナキ限り、會社設立ヲ條件トシテ契約ヲ爲セルモノト認ムルヲ相當トス。從テ會社ノ未ダ成立セサル間ハ、該契約ハ不確定ノモノタルヘシト雖モ、其契約ニシテ會社ノ設立行爲ニ關聯シテ必要ナルモノタル場合ニ限り、後日會社ノ成立セル曉ニハ該契約ハ當然會社ノ爲メニ效力ヲ生シ、會社ニ於テ契約上ノ義務ヲ負擔スヘキモノトス。一旦會社成立シ會社カ契約上ノ義務ヲ負擔セルニ拘ラス、當發起人ニ於テ自ら直接ニ殊ニ連帶シテ責任ヲ負フカ如キ事ハ特ニ法律ノ規定アルカ、又ハ發起人ニ於テ自ら特ニ責任ヲ負擔スヘキコトヲ約束スルコトヲ要シ、否ラサル限り發起人ハ元來自己ノ爲メニ契約ヲナシタルニアラスシテ法人設立ノ爲メニ爲シタルニ過キス亦契約ノ相手方タル者モ這般ノ事情ヲ知り、又ハ知り得ヘカリシモノナルヲ以テ、發起人ニ直接責任アリト解スルハ失當ナリトス。株式募集ノ爲メ廣告ヲナスカ如キハ會社設立ニ關聯セル必要ノ行爲ト認ムヘキカ故ニ、此廣告掲載ノ委任契約ノ如キモ亦會社設立行爲ニ關係セル必

要ナル契約ナリトス。

(二) 發起人の第三者に對する責任

(一) 會社が設立したる場合

發起人が會社設立に關し惡意又は重大なる過失があつた場合は、其發起人は連帶して第三者に對し損害賠償の責任がある。茲に惡意と謂ふのは自己の行爲が違法である事を知り、それから生ずる結果が如何なるものかを知りつゝ、敢へてなすことを謂ふのであり、重大なる過失と謂ふのは、甚だしく注意を缺いた事を謂ふのであるが、實際問題としては具體的の事情を調査して判断すべきものである。帶責任を負ふ者は過怠ある發起人に限るべきものであるかどうかには就ては、消極に解する判例もあるが、任務を怠らない發起人は其責任を負ふ道理がないと謂ふのが多數説である(二四二ノ)。

判例 發起人ニ重大ナル過失アリト認ムヘキ實例(大審院大正十五年三月二十五日判決)

發起人ハ會社ノ設立ヲ任務トスルモノナルニ此ノ任務ヲ怠リ、甲等カ乙會社ノ發起人トナリタルニ拘ラス、其創立事務ハ同シク發起人タル丙等ニ一任シ毫モ該事務ニ關與セス、全然株式ノ申込又ハ株金拂込ノ實狀ヲ知悉セス、而シテ右會社ハ資本金二十萬圓一株ノ金額二十圓ニシテ全額拂込ノ定ナルニ創立總會ニ至ル迄ニ現實拂込アリタルハ僅カニ一萬數千圓ニ過キサルニ丙等ハ全額拂込アリタルカ

如ク裝ヒ、創立總會ヲ欺瞞シ以テ會社設立ヲ完了シ、其目的タル事業ニ着手シタル爲メ會社ハ其ノ後設立無効ノ判決ヲ受ケ該判決確定スルニ至リタル事實存在スルニ於テハ、特別ノ事情ナキ限り甲等ニ於テ重大ナル過失アリト謂ハサルヘカラサルモノトス。商法第四百二十二條ノ二第二項ノ規定ノ第三者中ニハ株式申込人ヲモ包含スルモノト解スルヲ相當トス。

(二) 會社が不成立の場合

會社が不成立の場合には發起人は、會社設立に關してなした總べての行爲に付いて一切の責任を負はねばならぬ。設立に關してなしたる行爲とは、會社設立自體を目的とする行爲、例へば株式引受契約に關する行爲、又は拂込に關する行爲等の如きを意味するのであつて、將來設立すべき會社のため營業物件の購入をなすとか、或は電力供給を目的とする會社の發起人が會社の爲め他人と締結した電力供給契約の如きは、設立に關する行爲中に包含せられないものと解すべきものである(東京控訴院大正二年六月二十四日)。

判例 商法第四百二十二條ノ三ノ會社不成立ノ場合ト發起人ニ對スル拂込株金返還ノ許否(東京地方裁判所大正十四年五月四日判決)。

商法第四百二十二條ノ三ニ所謂會社カ成立セサル場合トハ、會社カ全然不成立ニ了リタル場合ノミナ

ラス、株式申込證ニ記載セラレタル一定ノ時期迄ニ會社カ成立セザリシ爲メ、株式引受人ヨリ株式申込ノ取消アリタル場合ヲモ包含スルモノト解スルヲ相當トスルカ故ニ、發起人ハ株式引受人ノ請求ニ應ジ其引受人ノ拂込ニ係ル株金全額ニ付キ、之カ返還ノ義務アルモノト謂ハサル可ラサルモノトス。叙上ノ事由ニ因リ株式申込ノ取消ヲ爲シタル場合ニ付キ株式引受人ヲシテ、當然株金拂込當時ヨリノ利息ヲ請求スルコトヲ得セシメタル規定ナキヲ以テ、遲滞ニ因ル損害金ヲ請求シ得ルニ過キサルモノト謂フヘク、又株式引受行爲ハ商行爲ニ非サルヲ以テ、株式引受人ハ發起人ニ對シ民法所定ノ利率ニ依ル遲延利息ヲ請求シ得ルニ止マルモノトス。

例判

商法第四百二十二條ノ三ニ所謂會社カ成立セサルノ意(東京地方裁判所大正十年四月十九日判決)

商法第四百二十二條ノ三ニ所謂會社カ成立セサル場合トハ、會社カ實質上成立セサル場合ノミナラス、形式上ニ於テモ亦成立セサル場合タルコトヲ要スルモノト解スルヲ相當トス。株式會社カ株主總會終結シテ成立ノ登記ヲナシ事業ニ着手シタル場合ニ於テハ、株主取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テスル非サレハ其無効ヲ主張スルヲ得サルヘク、設立無効ト確定シタルトキハ解散ノ場合ニ準シテ清算ヲスコトヲ要スルモノナルヲ以テ、此場合ニ在リテハ會社ハ形式上成立シタルモノニシテ商法第四百二十二條ノ三ニ所謂會社カ成立セサル場合ニ該當セサルモノトス。

上述判旨の如く商法第四百二十二條の三に所謂會社が成立せざるときと謂ふのは、實質上會社が成立せざる場合は勿論、形式上に於ても會社が成立しない場合を謂ふのであつて、一旦形式上に於て會社が成立し、事業に着手した以後に於ては假令何等かの無効原因があり、設立無効の訴を提起せられ、其確定によつて會社の成立が無効となつた場合には商法第二百三十二條に包含せらるべきものであつて、第四百二十二條の三の規定の範圍外である。従つて一旦會社が形式的にせよ成立を見た以上は最早發起人の責任を問ふ事が出来ないのである。

判例 會社設立ニ關セサル發起人ノ行爲ノ效力(東京控訴院大正十四年七月三日判決)

株式會社ニ於ケル定款ハ發起人之ヲ作り、發起人ニ於テ之ニ署名スルコトヲ要スルハ商法ノ明定スル所ニシテ、苟モ發起人タル者ハ定款ニ發起人トシテ署名又ハ之ニ代ルヘキ記名捺印ヲ爲スヘク、斯ル署名ヲナササルモノハ假令株式會社ノ設立ニ關シ、發起人タルカ如ク行動シタル事跡アリトスルモ未タ以テ法律上株式會社設立ノ發起人ナリトハ謂ヒ難ク、從ツテ發起人タルノ責任ナキコト論ナキモノトス(同趣旨判例大審院。大正五年十月七日)。

第四 發起人に對する罰則**一 徵役禁錮罰金**

發起人は商法第二百六十一條に規定せる不正行爲を爲したときは一年以下の徴役又は禁錮若くは千圓以下の罰金に處せられるのである。

二 十圓以上の過料

發起人は商法第二百六十二條の規定に反する不正行爲を爲したときは十圓以上千圓以下の過料に處せられるのである。

三 五圓以上の過料

發起人は商法第二百六十二條の二の規定に反する不正行爲を爲したときは五圓以上五百圓以下の過料に處せられるのである。詳細の事に關しては後述罰則の節で述べる事にする。

第三節 定 款

第一 定款の意義

定款は會社設立に當り發起人が第一に作成すべきものである。定款は一面將來會社の株主たらんとするものをして會社の内容を熟知せしめると共に他面會社の憲法として會社は其設立後に於ては一切之に基いて活動し、經營せられて行くのであるから、之が作成に當つては細心の注意と周到なる考慮

を拂はなければならぬ。定款に記載すべき事項に關しては商法第二百二十條に之を明定してゐる。即ち一、目的二、商號三、資本の總額四、一株の金額五、取締役が有すべき株式の數六、本店支店の所在地七、會社が公告をなす方法八、發起人の住所氏名九、發起人の署名の九項は必ず記載すべき事項であつて、其中の一つでも脱漏したり、或は不明確であつた場合には其記載事項が無効になる事は勿論、定款自體が無効になるのである。之を定款の絶對的記載事項と稱する。最も右の九項中五、六、七、の三項は後日創立總會、又は第一回株主總會(發起設立の場合)に於て補充する事が出来る(一)。次に定款に記載する事は自由であるが、有効のものにしたいと思ふならば之を定款に記載しなければ效力のないと謂ふ事項がある。即ち一、存續時期又は解散の事由二、株式額面以上の發行三、發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名四、金錢以外の財産を以て出資の目的となす者の氏名其財産の種類價格及び之に對して與ふる株式の數五、會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額の五項目である之を相對的記載事項と稱する(二)。以上は法律の規定した條項であるが實際に於てはそれ以外に種々の事項を規定し、會社の經營上據るべき標準を示してゐる。如何なる事項を記載するのが適當であるかは、會社の事業の性質、範圍、其他の事情に依つて各々異なるものであつて、或は簡明に、或は詳細に適宜之を規定すべきであらう。

判例 定款作成行爲ノ性質(東京地方裁判所大正九年二月十八日判決)

株式會社ノ發起人ハ必ズヤ相互間ニ契約ヲ結ヒテ定款ノ内容ヲ決定シ、其他會社設立ノ方法ヲ協議スベク、之レ會社ノ設立ヲ目的トスル發起人組合ナル契約ニ外ナラズト雖モ、定款ノ作成ヲ以テ直ニ發起人組合ノ締結ナリト爲スコトヲ得ザルモノトス。株式會社ニ於ケル定款ノ作成ハ他ノ株式總數ノ引受創立總會ノ終結ト共ニ會社設立行爲ノ一階梯ヲ爲シ、寧ロ發起人組合ナル契約ト其契約ノ履行トシテ爲サル、會社設立行爲トハ儼ニ之ヲ區別スルヲ要スルモノトス。定款作成行爲ノ法律上ノ性質ハ契約ニ非ズシテ相手方ナク受領ヲ要セザル所謂合同行爲ノ範疇ニ屬スルモノニシテ、從ツテ民法第百八條ノ適用ナク、發起人ノ一人ハ他ノ各員ヲ代理シテ定款作成ノ行爲ヲ爲スモ之ガ爲メニ該行爲ガ無効トナルベキモノニアラズ。

第二 定款の絶対的記載事項

一 目的

會社の目的は定款に之を明確に記載する事を要するのである。然しながら之が記載方法に付ては何等規定がないのであるから、會社の目的を簡明に表示すればよいのであるが、餘り簡明に失して明確を缺く様な事があつてはならぬ。會社の營業課目の種類が多い場合、若くは詳細に記載する必要のあ

る場合には、之を項目にして表示する方が便利である。例へば「本會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス」一、絹絨絲ノ製造販賣二、絹絨織布ノ製造販賣三、絹絨原料ノ買入販賣四、毛、綿、絹、麻等ノ原料買入販賣五、毛、綿、絹、麻等ノ紡織物製造販賣六、其他之ニ關聯スル一切ノ事業」と謂ふ形式で表示するが如き其一例である。會社の營業課目が單一であり若くは簡明の表示を欲する場合には一箇條に書き下すことも宜しからうと思ふ。例へば「本會社ハ玉蜀黍澱粉ノ製造販賣並之ニ關係附隨スル一切ノ工業ヲ經營スルヲ目的トス」と謂ふが如く記載する事も一方法である。然し其記載方法に付ては何等一定の形式がないのであるから、各會社の事業の性質によつて適宜記載すればよいのである。

二 商號

會社の商號は自然人の氏名と同じく必ずなくてはならぬものである。商法は株式會社の商號に必ず株式會社なる四文字を用ふる事を規定してゐる(七)、故に之が表示のない商號は違法である。それ以外に何等の制限がないのであるから、如何なる名稱を用ふるも敢へて差支へがない。株式會社なる文字も商號中表示すればよいのであるから、商號の冒頭に用ひても、中間に用ひても、或は終尾に用ひてもよい。例へば株式會社關東商會又は株式會社東京銀行或は莫大小製造販賣株式會社出根商店、若くは日本製油株式會社の如き其一例である。商號には其事業を經營する人に重きをおいて出來た所謂

人的商號と、目的たる事業又は物に重きを置いて出來た所謂物的商號があり、又人的と物的とを併示した商號もある。或は又具體的に何物をも示さない抽象的な文字と株式會社なる文字とを結合してゐる商號もある。之を實例に徴するに銀行洋行商會商店等に於ては、株式會社なる文字を商號の冒頭に置くのが普通であるが、一般的には株式會社なる文字を商號の終りに用ひてゐる。又大銀行會社などに於ては外國との取引上の關係からであらうが、商號を邦文と歐文とを以て表示してゐるものもある。例へば「當會社ノ商號ハ株式會社三井銀行ト稱シ歐文ニテハ「The Mitsui Bank, Limited.」ト書ス」とか、或は「商號ハ日本石油株式會社ト稱シ英文ニテハ「The nippon oil Company, Limited.」ト書ス」と謂ふが如き類である。要するに營業にふさはしい商號、若くは營業上有利な商號を用ひればよいのであるが、社會的に信用の厚い人が經營する場合にはなるべく其人に依つて經營せられてゐる事が判明する様な、又特長のある物品、若くは信用厚い物品の製造販賣等をなす會社に於ては、商號中に之等を表示した物的商號を用ふ事は商略上有利な事であらう。

三 資本の總額

會社の資本は必ず金額を以て之を表示する事を要するのであるが、必ず日本貨幣本位を以て之を表示しなければならぬものであるかに付ては説の岐れる所である。一派の學者は會社の資本は必ずし

も邦貨本位を以て表示する必要はない、外國貨幣本位を以てするも差支へないと説明してゐるのであるが、實際に於ては外國貨幣本位を以て表示してゐる例あるを聞かない。資本額の記載は普通左の如き形式を採つてゐる、「本會社ノ資本金ハ五百萬圓トス」或は「本會社ノ資本金ヲ一千萬圓トシ之ヲ二十萬株ニ分ツ」と謂ふが如く簡明に記載してゐる。

四 一株の金額

我商法上一株の金額は五十圓以上でなければならぬのであるが、一時拂込の場合には二十圓迄に下すことが出来る。又株式の金額は均一なる事を要するのであるから、金額の異なる種類の株式を發行する事は出來ない(一四)。

左に其記載例を示すと

「當會社ノ資本金ハ金二千萬圓ト定メ之ヲ二十萬株ニ分チ一株ノ金額ハ金百圓トス」或は「當會社ノ株式總數ヲ二十六萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス」と謂ふが如く資本額或は總株數の表示と一括して一ヶ條に書き下すことが普通であるが、斯かる記載方法を以て充分である。

五 取締役が有すべき株式の數

取締役の資格に必要な一定數の株式を記載する事を要するのであるが、其株數に付ては別段制限

がない。取締役は會社と密接の關係にある者であるから、實際に於ては相當數の株式を所有する事を以て資格要件としてゐる。詳細は次の役員ノ項に於て述べる事にする。

六 本店及び支店の所在地

本店の所在地は恰も自然人の住所と同じく會社活動の根據であるが故に、之を明にすることは取引の上から謂つても、會社監督上から觀るも必要の事である。本店は上述の如く主たる營業上の根據を謂ふのであり、支店は從たる營業上の根據を謂ふのであるから、會社がある以上必ず本店かなければならぬ。然しながら支店は本店と異り、必ずしもなくてはならぬものではない、各會社の事業の性質と範圍に依つて、適宜之を設置すべきものである。帝國會社たるが爲めには本店は必ず帝國內になければならぬのであるが、支店は必ずしもかゝる制限がない、三井物産、三菱商事等の如き大會社が海外樞要の地に幾多の支店を有するの例は普く知られたる事である。商法上本店支店所在地の記載方法に付ては何等制限がないのであるから、所在地名を單に東京市或は大阪市と謂ふが如く表示してもよい。或は又東京市麴町區八重洲町一丁目一番地と謂ふ如く詳細に表示してもよい。支店が少ない場合には、本店と支店を一括して一ヶ條で表示するのが普通であるが、數個所に支店のある場合には、之を列舉的に表示するのが便利である。例へば「本會社ノ本店ハ之ヲ東京市ニ置キ支店ヲ左ノ場

所ニ設置ス一、大阪市二、神戸市三、長崎市四、名古屋市」又は「當會社ノ本店支店ノ所在地ハ左ノ如シ一、本店東京市一、支店、東京市（三ヶ所）京都市、大阪市、神戸市、名古屋市、門司市、函館市」と謂ふが如き其一例である。上述の如く本店支店の所在地の表示には二様の書き方があるのであるが、何市何町何番地と謂ふ様な記載方法は法律の要求する所でないから、單に東京市と謂ふ様な記載方法が宜しからうと思ふ。何となれば、斯様に記載して置けば他日同一市内に本店又は支店を移轉する場合があつても、定款を變更する必要がないのであるが、之を詳細に記載するときは移轉先の町名又は番地が異なる毎に一々定款變更と云ふ面倒な手續を要するからである。

七 公告の方法

定款に公告方法を規定し之を登記せしめる事は株主並に第三者をして會社の公告方法を豫知せしめる爲である。若し公告方法を會社に一任するものとせば、利害關係人は會社が如何なる方法に依つて公告をなすのであるか、全く之を豫知する事が出来ない。従つて充分に之等利害關係人の利益を保護する事が出来ないのであるから、會社が任意に公告方法を取捨し得る自由を避けしめ、充分に公告の目的を達せしめる趣旨に基いて本項が規定せられたのである。然して之が記載をなすに當つては、公告方法を確定する事を要する。例へば「東京市内ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載ス」或は「所轄

區裁判所ノ登記公告ヲナス新聞紙全部ニ之ヲ掲載ス」と謂ふが如き其一例である。問題となるのは單に「管轄裁判所ノ登記公告ヲナス一新聞紙ニ掲載ス」又は「數種ノ新聞紙ヲ定メ其一ニ公告ヲナス」と謂ふ様な定款規定の効力である。有效説を支持する學說判例は、『商業登記ノ公告セラルベキ、新聞紙中ノ一新聞ヲ以テナス』或は「數種ノ新聞ニ掲載ス」と謂ふが如き場合は、其選擇せらるべき新聞紙の範圍は法律上一定して何人も之を豫知する事が出来るのであつて、選擇せらるべき新聞紙が全然豫知し得られない場合とは趣を異にしてゐるのであるから、斯かる定款記載の方法は有效であるとなし、(同趣旨東京地方裁判所 大正十二年二月六日)之に反し他の學說判例は、上例の場合に於ては其新聞紙名確定せざる結果、其數種の新聞中何れに公告してもよいと謂ふ事になり、取締役は事實臨時公告新聞紙を變更する事が出来るので、結局公告方法を一定しないと同一の結果を來し、之に依つては株主又は第三者の利益は保護せられるものではないとの理由に基いて之を無効と解してゐる(大審院大正六年二月二十七日同八年八月十八日)。理論としては格別實際取扱ひとしては、大審院判例に従ふべきものである。然し公告方法は必ず新聞紙に掲載する事を要するものではない。會社に於て自由に之を選択指定する事が出来るのである(大審院大正六年二月二十七日)。然し公告方法として管轄區裁判所が商業登記事項の公告を掲載する新聞紙の一種若くは同會社の門戸に之を掲出して爲すと謂ふ様な規定も同じく無効である(東京控訴院大正七年三月十四日)。

八 發起人の氏名住所

定款に發起人の氏名住所を記載せしめる事は、會社設立の責任者を明にする爲である。其の記載方法を例示すれば「本會社ノ發起人ノ氏名住所左ノ如シ」。

昭和二年 月 日

- 東京市小石川區竹早町五番地
- 東京市神田區錦町三丁目一番地
- 東京市本所區佐賀町二丁目八番地

- 木 村 太 郎
- 中 村 次 郎
- 野 村 芳 郎

(以下省略)

判例

發起人ノ住所記載ヲ欠缺シタル定款ノ效力(東京控訴院大正十年四月八日判決)

商法第二十條第八號ニ於テ定款ニ發起人ノ住所ノ記載ヲ命シタル所以ノモノハ、蓋シ發起人ノ何人タルカヲ明確ナラシムルノ目的ニ出テタルモノニ外ナラサルヲ以テ、假令定款ニ僅カニ發起人ノ住所ノ記載ヲ缺クト雖モ之カ爲メ直ニ定款ヲ無効ト爲スノ法意ニ非サルモノト解スルヲ相當トス。

(判決の事實は定款には發起人の住所の記載はないが、該定款に附屬せる委任狀に其記載があつた場合である)。

右の判決に對しては次の非難がある(註)。

(註)本事件は定款に附屬せる委任狀に、發起人の住所の記載があつたのであるが、定款自体には其記載がなかつた場合に當定款に發起人の住所の記載ありとして其效力を認め得るであらうかと謂ふ點にある。此點に付ては學者或は商法第二百十條は發起人の住所の記載を要求してゐるけれども、其記載の方式に付ては何等規定がないのであるから、定款に添付せられた委任狀に此記載がある限り、定款に發起人の住所の記載ありたるものと觀て差支へないと論ずる者もあるが、假令該委任狀が定款に添付せられてあつても、それは單に委任狀其のものであるから、定款に住所の記載ありとなす事は出來ないのでなからうか。若し上述の如く委任狀の住所の記載と相俟つ事なく、全然住所の記載なくとも、定款を無効ならずと謂ふ判示に對しては贊成が出來かねる。何んとなれば發起人の氏名住所の記載は所謂定款の絶對的記載事項であつて、法典が發起人の氏名住所と規定してゐる點から觀ると、文理上其氏名と住所とは明かに區別して之を觀察する事は出來ないのであつて、只實質上の觀察に於て兩者の輕重の差異を認め得るに過ぎないのである。然しながら法は或特定の場合の事實に對して規定をなすものではない、換言すれば發起人の住所の如き其記載がなくとも、具體的場合に於ては其發起人の何人であるかは明瞭である場合であつても、而も一般的に之を觀るときは、發起人の何人であるかは其住所の記載と相俟つて明瞭にする事が出來るのであるから、同條の趣旨が此點に着眼したものとせば、判例の論結は何等の理由ないものではなからうか、勿論發起人中の一人若くは數人の氏名の記載があつて其住所の記載がないときは此部分に對しては無効であるが、尙其以外に法定數(七人)の發起人に付ては適法なる記載があれば定款が有效である事は謂ふ迄でもない。

九 發起人の署名

發起人は定款の最後に各署名或は記名捺印をなすのである。署名の代理が有效なりや否やに付ては

議論の岐れる所であるが、判例は之を積極に解してゐる。

判例 署名ノ代理ヲ許スヤ否ヤ(東京控訴院大正十年四月八日判決)

發起人カ定款ニ自己ノ署名又ハ記名捺印ヲナスノ行爲ハ正當ノ意義ニ於ケル法律行爲ナリト謂フヲ得スト雖モ、之亦會社ノ設立ニ關スル行爲ニシテ法律行爲ニ準スヘキモノナルカ故ニ其性質ノ許ス限リ又法律ノ禁ゼサル限リハ、法律行爲ニ關スル規定ヲ之ニ準用スヘク、從テ發起人カ定款ニ於ケル署名ヲ他人ニ委任シ、其受任者カ右發起人ノ代理トシテ其旨ヲ表示シ、定款ニ自己ノ署名又ハ記名捺印ヲナストキハ法律行爲ノ代理ノ規定ニ準シ本人タル發起人カ定款ニ署名シ、又ハ其記名捺印アリタルト同一ノ效力ヲ生スルモノト解スヘキモノトス。

定款に發起人として氏名住所を掲げたる者の中、署名又は記名捺印を除外した定款の效力に關しては左の判例がある。

判例 發起人中其署名又ハ記名捺印ヲ除外セル定款ノ效力(大審院大正五年十月七日判決)

株式會社定款ニ發起人トシテ氏名住所ヲ掲ケタル者ノ中、署名又ハ記名捺印セサル者ハ、會社設立ノ發起人ニ非サルヲ以テ、此等ノ者ヲ除外スルモ尙法定數ノ發起人ヲ缺カス、且其署名又ハ記名捺印アルニ於テハ有效ニシテ、法律上發起人ニ非サル者ノ氏名住所ヲ掲ケタレハトテ定款ノ無効ヲ來スヘ

キモノニ非ス。

通稱を以てする署名が有效なりや否やに關しては左の判例がある。

判例 通稱ヲ以テスル署名ノ效力(東京地方裁判所大正三年七月二十九日判決)

發起人カ定款ニ署名スルニ付テハ法律ニハ必スシモ戶籍吏ニ届出テラレタル本來ノ氏名ヲ以テ署名スルコトヲ要ストノ規定ナキヲ以テ、其發起人ノ何人タルカヲ一般的ニ明カニシ得ヘキモノタル以上ハ、通稱又ハ其他ノ名ニ於テ署名スルモ妨ケナキモノトス。

原始定款の效力發生時期に關しては學者間に議論の存する所である。次に之に關する東京地方裁判所の一判例を掲げ該判例に對する批評を參考の爲めに掲げる事にする。

判例 原始定款ノ效力發生時期(東京地方裁判所大正十五年五月一日判決)

株式會社ノ定款ハ七人以上ノ發起人ニ於テ作成シ、且ツ之ニ署名スルヲ要スト雖モ、其ノ各發起人ノ署名カ同時タルコトヲ要スル理ナク、從ツテ定款ハ右最少限タル七人ノ發起人カ之ニ署名スルトキハ茲ニ其效力ヲ發生スヘク、其後更ニ他ノ者カ發起人トシテ之ニ署名スルトキハ其者モ亦法律上發起人タルヲ失ハサルモノトス。

右の判例に對しては次の批難がある(註)。

(註)判示は定款は最少限たる七人の發起人が之に署名するときは茲に其の效力を發生し、其の後更に他の者が發起人として之に署名するときは、其の者も亦法律上發起人たるに差支へないとしてゐるが、此點に關しては遽に贊同が致しかねる。七人以上の發起人が定款に署名する場合に付ては七人以上の發起人の全部が署名を終つたとき、即ち最後の發起人の署名を了したとき、茲に初めて定款の效力が發生するものと信ずる。或は斯く解するときは發起組合契約に基き發起人として定款に署名すべき關係にある者が、其の署名を肯んぜない場合に於ては、其效力發生を不確定の状態にあらしめるのではないかとこの批難も豫想せられるのであるが、然し定款に署名し發起人となり得るの時期に付ては自ら制限があるのであつて、其時期以後に於ては絶対に發起人の加入を許さないのだから、其時を標準として最後に定款に署名した發起人の何人なりやを決定し得るからである。

一 判旨は商法第百十九條の法意に反するものである。

同條は株式會社の設立には七人以上の發起人ある事を要する旨を規定したものである。即ち發起人の最少限度を規定したものであつて、定款の效力發生時期を定めたものでない換言すれば同條は株式會社の設立に付き發起人の最少限の員數を定めたものであつて、七人以上の發起人が會社を設立する場合に於ける定款の效力發生要件としての最小限度の員數を定めたものでない。然らば判旨が七人の發起人が署名を了した以上直ちに定款の效力を生ずるものとなし、其後の發起人は一旦效力を生じた定款に署名するものであると解した事は不當である。

二 判旨は定款作成行爲の本質に反するものである。

定款作成行為が會社設立行為の全部又は一部をなすものと解するときは、設立行為の性質が契約説によると、合同行為説、合同單獨説の何れによるとを問はず、不當の結果を生ずる。蓋し契約説に依るときは、發起人の全員の意思表示の合致したとき、即ち發起人全員の署名を完了したときに於て定款の效力を生ずるものと解するを相當とするのみならず、假令合同行為説、合同的單獨行為説に依るも、各發起人の意思表示は夫々別個獨立して他と無關係にあるのではなく、會社なる法人の設立と謂ふ一の目的に向つて共同的になされるものであるから、未だ一部發起人の署名なきに拘らず定款が其效力を發生するとなすことは不當であつて、發起人全員の意思表示が爲されたとき、即ち全發起人の署名を了つたときに定款の效力が發生するものと解すべきである。

三 判旨は發起當事者の意思に合致しない。

發起人組合契約の履行として定款作成行為のなされる場合に於て未だ全發起人の履行行為が完了しない中に定款の效力發生し會社の基本的規則が確定すると謂ふ事は當事者の意思に反する事極めて明白である。

四 判旨の如く解するときは定款の效力上幾多の疑義を生ずる。

若し發起人の最少限の員數の七人の署名あるときは直ちに定款の效力を生ずるものとなすときは、

其後に於ける定款の記載事項にして變更附加せられた場合には、定款の變更ありと謂はなければならぬ。例へば爾後に署名した發起人の氏名住所の附加記入の如き明に定款の變更となるのである。然るに定款の變更には其許さるゝ場合、時期、方法等に關し詳細なる規定がある。従つて法の許す範圍内に於てのみ、其變更が出来るのである。叙上の場合に於ては商法上創立總會に於ける定款變更の外、之に關する規定が全然排除してゐるのであるから、原則として之を許さないものと解すべきである。然らば七人の發起人の署名によつて一旦定款の效力を生じた以後に於ては最早發起人の加入を許さないものと謂はなければならぬと。

第三 相對的記載事項

一 存立時期又は解散の事由

定款を以て會社の存立時期其他の解散事由を定めたときは存立時期の到來又は解散事由の發生に依つて、會社は解散するものである。會社は株主總會の決議に依つて何時でも解散をなし得るのであるから、特殊の事情のない限り定款にかゝる規定を掲げる必要はなからうと思ふ。之を實例に徵するも右の規定をなした會社は極めて少數である。次に其記載例を示すと「本會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿三十箇年トス」或は「本會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿三十箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ因

リ之ヲ伸長スルコトヲ得」とし特殊會社に於ては「當會社ノ存立期間ハ設立免許ノ日ヨリ五十箇年トス」又は「當銀行ノ存立時期ハ官ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ三十箇年トス」或は「當會社ハ營業ノ都合ニヨリ總會ノ決議ノ上解散スルコトヲ得ヘシ」と謂ふが如き其一例である。尙詳細は後述解散の節を参照せられたい。

二 株式額面以上の發行

會社設立に際し株式を額面以上に發行する事は其實例に乏しくない。事業が頗る有利である場合、若くは經營者の顔振れがよい場合には、或は倍額以上のプレミアムが附く事は珍らしくない事であるが、斯る場合には必ず定款に額面以上の發行をなすべき旨を記載しなければ効力がないのである。然しながら必ずしも其發行價額は之を示すことを要しない、又發行價額は各株につき均一でなくてもよい。次に定款に額面以上の發行をなすべき旨の記載があつた場合には、必ず額面以上の發行を要するやの問題に付ては發起人又は取締役は定款の規定に従はなければならぬものであるから、之を變更して額面額で株式の募集をなすことは許されない事であり、若し之に違反して爲した株式の申込は無効であると謂ふ説もあるけれども、定款に反する行爲をなした取締役の責任問題は別として株式の申込は有効であると信する。次に其記載方法の一例を示せば「株式ハ額面以上ノ價額ヲ以テ之ヲ發行スル

コトヲ得但株式發行ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム」と規定するが如き其一例である。

三 發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名

特別の利益とは發起人の功勞に對する一種の報酬であつて、主として利益の配當、會社の營造物の利用、製造品の配付等である。然しながら特別利益として出資義務を免除する事は許されない事である。此意味に於て發起人に對し無償を以て與へる發起株、又は功勞株と稱するものは無効であると解せられてゐる。然しながら發起人の特別利益として新株式優先引受權を認める事は異論のない所である。次に其記載例を示せば「當會社發起人ノ受クヘキ特別ノ利益及ヒ之ヲ受クヘキ者ノ氏名左ノ如シ
每配當期ニ於テ金何圓、何 某」或は發起人の受くべき報酬と特別利益とを一ヶ條に規定するものもよくある。

四 金錢以外の財産を以て出資の目的となす者の氏名其財産の種類價格及び之に對して與ふる株式の數

株金の拂込は金錢を以てなす事が原則であるが、例外として定款の定を以て金錢以外の有價物を出資の目的となすことが出来るのである。出資の目的物に關しては信用勞務を除く外何れでも差支へないと思はれてゐる。即ち動産、不動産は勿論特許權、意匠權、商標權、著作權、其他の無形の財産權

が出資の目的となり得る事は異論のない所である。然しながら現物出資は手續上非常な面倒であるから、實際に於ては會社設立後に現物を買受ける事として一應金銭拂込のみを以て會社を成立せしめる方法に依つてゐるのである。特別法による會社に於ては、金銭以外の財産出資を認めないものがある。例へば私設鐵道會社(同法第九條)の如き其一例である。次に其記載方法を例示すれば『金銭以外ノ出資者ノ氏名並ニ財産ノ種類價格及ヒ之ニ對シテ與フル株式ノ數左ノ如シ出資者一、山本信次郎一、出資物件東京市神田區錦町三丁目一番地所在木造トタン葺平家建壹棟此建坪五百坪此價格金參萬圓也一、之ニ對シテ與フル株式ノ數六千株』と謂ふが如き其一例である。

現物出資者は發起人に限るや否やに付ては學者間議論の岐れる所であるが發起人以外に許されないものと解するのが通説である(註)。

(註)現物出資は發起人のみ獨り之を有し得るものであると限定的に解すべきや否やは議論の存する所である。由來本問は株式會社の所謂單純設立の場合に於て問題を生ずるの餘地ない事は謂ふ迄もない事で、募集設立の場合に於てのみ問題となるものである。現物出資者を發起人に限定すべからずとなす根據を觀るに(一)、法典に何等の禁止規定がないとの理由と(二)、實際上發起人以外に之を認める事は便宜に稱ふものであるとの理由に基くものである。然しながら發起人以外に現物出資者を認め得る事とすれば我商法の解釋上之等の者に株式申込證によらざる株式の申込を認定する結果に陥るものである。何んとなれば現物出資者の氏名其財産の種類價格及び之に對して與ふる株式の數は定款の相對的記載事項であつて、定款に此旨の記載があつて其效力を生ずるからで

ある。果して然らば發起人以外の者の株式申込が株式申込證に依らなくとも差支へないとなし得るであらうか。我商法第二百二十六條の解釋上到底之を肯定する事は出来ないのである。蓋し法典が株式の申込は株式申込證に依つて爲さるることを要すと規定せる事は、株式申込人をして其會社に關する一切の重要事項、並に株式の申込によりて生ずる權利義務を悉くなせしめんが爲である。若し株式の申込が必ずしも株式申込證に依る事を要しないものと解するに於ては、特に法典が株式申込に付いて其方式を規定し、若くは詳細なる規定を設けた理由を没却する事になるからである。換言すれば商法第二百二十二條及第二百二十六條の規定の解釋上發起人以外の者の株式の申込は必ず株式申込證による事を必要とし、其以外の方法による株式の申込は之を禁止する法の精神であると解するからである。尙又法典が株式の申込をなさんとする者は、株式申込證による事を要すと規定する以上、他に別段の定めなき限り、總へて之を一様に律すべきものであつて、之が例外を認める事は出来ぬ。商法第二百二十二條第四號は之が例外を定めたものでない事は一點の疑ひないところである。次に實際の便宜云々と謂ふが却つて實際上種々の弊害を生ずる虞れがある。若し現物出資をなさんとする者があつた場合は、其の者を發起人とすればよいのである。然し現物出資等となる事は欲するが、發起人にある事は好まないと謂ふ場合もあり得るのであるが、斯る不便を生ずる事は現物出資者を發起人に限定する爲めに稀に生ずる事であつて、止むを得ざる事であると「右は積極説の論據となす所を詳細に述べ盡してゐるのであるが、我商法の解釋上論旨亦正當と信ずるのである。

五 發起人が受くべき報酬の額

發起人に對し報酬を與へる場合は、之を定款に記載しなければ效力がない。蓋し奸惡なる發起人が私利を恣にする弊害を防止せんが爲めである。本項は多く發起人の特別利益と共に一ヶ條にして記載

せられるのが普通であり且つ便利である。

六 會社の設立費用

發起人が會社設立に關し支出した一切の費用を謂ふのである。例へば印刷費、株式募集に關する雇傭員の給料、事務所經費、通信費、廣告料等である。次に其記載例を示すと「當會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費ハ參千圓以内トス」或は「當會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費用ハ參千圓以内トシ初年度ニ於テ之ヲ償却ス」と謂ふ様な書き方が普通である。以上述べた所は商法の規定による相對的記載事項に關する事であるが、實際各會社に於ける定款の記載事項は其以外に、尙株式に關する事項、役員に關する事項、株主總會に關する事項、會計に關する事項、其他附則又は雜則として種々雜多の事を規定してゐるのが普通である。次に之等の事項に關し述べる事にする。

七 株式に關する事項

本項に規定すべき事項の重なるものは一、株式の移轉並に株金拂込等に關する規定二、株券に關する規定三、株主に關する規定等である。

(一) 株式に關する規定 株式に關する規定に就ては會社總株式數並一株の金額の事を最初に規定するのが順序であらう。既に資本並一株の金額の項で述べた如く、資本額總株式數、一株の金額の三件

は一括して規定せられるのが普通である。例へば「當會社ノ資本金總株式並ニ一株ノ金額ハ左ノ如シ、資本ノ總額貳千萬圓一、總株式四十萬株一、一株ノ金額金五拾圓」と記載するが如き其一例である。次に株式の讓渡に關し制限を加へ或は之を禁止する場合には必ず之に關する規定をなさなければならぬ。例へば「當會社ノ株式ハ取締役會ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス」或は「當會社ノ株式ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス」と規定するが如きである。讓渡の制限並に禁止の定款規定の效力に付ては第三章株式讓渡の説明を參照せられたい。次に株式名義書換に關する規定に付ては手續に關する一般的規定をなし、詳細の事に關しては之を株式取扱規程等に定める方法と、定款を以て讓渡の場合の手續、相續の場合の手續、競賣による株式移轉の場合の手續、其他詳細の規定を掲げる方法とがある。之を詳細に定める事は定款を冗長にする事になるから、前者の方法による方が宜しからうと思ふ。株金拂込に關しては其時期、及び金額の事を規定するのが普通である。之等の事は株主總會の決議を以て決定してもよければ、又取締役會の決議に一任する事も一方法である。次に株金拂込不履行の場合の遅延利息に關する規定をなす事は必要の事であるが、會社によつては其他失權手續、並に株式競賣手續不足額の請求等に關する事項を詳細に規定してゐるものもあるが之等に關しては商法第百五十二條第百五十三條の規定が當然に適用せられるのであるから、同一事項を繰り返し掲げる必

要はない、宜しく省略すべきものである。

(二) 株券に關する規定 株券に關する規定の重なるものは株券の種類即ち一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券等の如き種類に關する規定をなす事であつて、會社の株式が如何なる種類の株券に依つて表彰せられるかを明にする爲めである。一枚の株券は必ずしも一株を表彰するものではない、五株でも、十株でも、又は五十株、百株或はそれ以上の株式を表彰する事は何等差支へない事である。次に株券の再發行、其の費用等に關する規定をなすべきであるが、之等に關する詳細の規定を一々定款に掲げる事は前述せるが如く徒らに定款を冗長ならしめる事になるのであるから、別に其手續を定める方が宜しからうと思ふ。

(三) 株主に關する規定 株主が住所の移轉をしたり、又は印章に變更があつた場合には、之等の届出に關する定めをなす事は、必要な事である。之等に關する届出を完全にすることは會社が株主に對する諸通知、並に株主が會社に對する權利行使の場合に双方共極めて便利である。尙外國人が株主たる場合の印鑑に代る署名鑑に關する規定、或は外國在住株主の國內に於ける假住所届出に關する規定等は實際上必要な事であらう。

八 役員に關する事項

本項に規定すべき重なる事項は一、取締役監査役の員數、選任、任期、資格、等に關する規定二、取締役の職務權限並に代表に關する規定、三、取締役の供託株に關する規定四、取締役監査役の報酬に關する規定等であるが必ずしも之等の規定に限られたものではない必要に應じ適宜規定すべきである。

(一) 取締役監査役の員數、資格、選任、任期に關する規定 我商法は取締役の員數は三人以上と定めてゐるが、監査役の員數に關しては何等規定がないのであるから、取締役は三人以上、監査役は一人又は其れ以上何人でも必要に應じて定める事が出来る。

各會社の定款の實例に徴するに取締役の員數は三人、或は五人或は七人と謂ふが如く、奇數を以て定員としてゐるのが大多數であるが、之は會社の業務の執行は取締役の過半數に依るべきものであるから、票決の都合上斯く定めたのであらう。

取締役監査役は一定數の株式を有する株主中から、選任せられるのであるが、何株以上を有する株主でなければならぬと謂ふ制限はない。然し之等の役員は會社と密接の關係があり共通の利害關係を有する株主を以て當らしめる事が會社の經營上必要の事であるから、相當株式を有する株主中から選任するのが普通である。

取締役監査役の任期に付ては我商法上之を明定してゐる。即ち取締役は三年以内、監査役は二年以内を以て任期となし、定款を以て任期中最終の配當期に關する定時總會の終結に至る迄、其任期を伸長する事を認められてゐる。次に取締役監査役中缺員を生じた場合に法定の員數を缺かす、且つ業務に何等差支へのないときには次期改選期迄補缺選舉を見合す事が出来るのであるが、然らざる場合には、之等役員の補缺選舉を行ふ事になるのである。斯る場合に定款に何等の規定がなかつたときには、新任役員の任期は選任の翌日から新に三年若くは二年（定款にそれ以内に定めたときは之に従ふ）繼續するのであるから、補缺者の任期は前任者の殘任期たる事を定款に規定する必要がある。

(二) 取締役の業務の執行及び會社代表に關する規定 會社の業務の執行は取締役の過半數の決議による事を要するのであるが、事務の統一或は分擔をなす必要上社長、専務取締役或は常務取締役を置き、之に關する規定をなすのが普通である。

取締役は原則として各自會社を代表する權限を有するものであるが、定款又は株主總會に於て會社を代表すべき取締役を定める事が出来るのである。之等の事に付ては第四章取締役の説明を參照せられたい。

(三) 取締役の供託株式に關する規定 取締役は其在任中所有株式の一定數を監査役に供託すること

を要する（八六）。何れの會社定款に於ても之に關する規定を掲げてゐるが普通供託株式數と取締役の資格株式として有する員數の株式數（〇二三）とは一致してゐるやうであるが、之等の株式數が不一致の場合の定款規定の效力に付ては議論の存する所である。

商法第二百十條に於て取締役の資格株式數を定款に定むべきものとし、取締役に一定數の株式を有せしめた趣旨は、取締役をして會社の利害と密接なる關係におき、以て會社の利益に反する様な行爲をなさしめないと謂ふ事にあるのであるが、同第六十八條に於て取締役に一定數の株式の供託を命ずる趣旨は、之が融通を禁じ其資格の繼續を保證せしめる目的に基くものであるから、理論上供託株式數と資格要件株式數とが一致すると謂ふ事は最も其目的に適ふものであるが、實際の事情に依り資格株式數よりも少數の株式を供託せしめても保證として充分であるならば資格株式數よりも少數の株式を供託すべき事を定款に規定するも、其定款を無効となすべき筋合でない事は商法が之を定款の必要的記載事項としない點から觀るも、又第六十八條の趣旨から觀るも明かである（東京地方裁判所大正十年十月三十日）。要するに商法第六十八條は單に定款に定めた員數の株式の供託を命ずるのみであつて、規定の文面上取締役の資格株式數として有する員數の株式を供託を命ずらなければならぬものとは解し得られないのであるから、多數學說の解するが如く之を消極に見るべきである。尙第三章株式讓渡の説明を參照せられたい。

(四) 役員報酬に關する規定 取締役監査役の報酬に關しては直接定款に其金額を記載するよりも「役員ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム」と謂ふ様な規定を以て一括して定めておいた方が便利である。

定款に其金額を掲げて置く事は便利の様にも思はれるが、後日其金額に増減がある毎に一々定款變更の手續を踐まなければならぬと謂ふ面倒を要するからである。

九 株主總會に關する事項

本項に記載せられる事項の重なるものは一、株主總會の種類及び其招集時期に關する規定二、株主總會の議長に關する規定三、決議方法議決權並に其行使に關する規定四、總會決議錄に關する規定等である。

(一) 株主總會の種類及び其招集時期に關する規定 株主總會に定時總會及び臨時總會の二種がある。前者は毎決算期毎に招集せられるものであつて、決算期が年二回の會社に於ては、年二回の定時總會が招集せられるのである。臨時總會は臨時必要ある毎に招集せられるものであつて、招集の時期が豫定せられないものである。何れの會社でも之に關する規定を定款に掲げてゐるのである。次に其一例を示すと「株主總會ヲ定時及ビ臨時ノ二種トス定時株主總會ハ毎年六月十二月ノ兩期ニ開キ臨時株

主總會ハ必要ニ應シテ之ヲ開ク」或は「臨時株主總會ハ必要ニ應シテ招集ス又ハ法律ノ規定ニ依リ招集ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク」或は別條に於て「取締役又ハ監査役ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲メ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得」と規定する等の例である。中には株主總會を招集するには會日より二週間前に各株主に對して會議の目的事項、日時、及び場所を記載したる通知を發する事を要する旨を規定してゐる定款もあるが、商法の條文其のまゝを掲げる事は蓋し無用であらう。

(二) 株主總會の議長に關する規定 總會の議長は何人が之に當るかを豫定する事はあながち、無用の規定ではあるまい。議長は通常會社の社長がなる様であるが、社長が差支へある場合には、事務取締役、又は常務取締役が之に當る旨を規定するのが實際の例である。尙取締役會員が差支へある場合及び監査役又は少數株數の請求によつて招集せられたる總會に於ける、議長の任に當る者を豫定しておく事も必要であらう。實際に於ても多くの定款が之に關する規定を掲げてゐる。

(三) 決議方法議決權並に其行使方法に關する規定 我商法上總會の決議は通常總會の場合には出席株主の過半數を以て決議し、特別總會の場合に於ては總株主の半數以上にして、資本の半額以上に當る株主出席し、其議決權の過半數を以て決議する事を要する。然しながら實際に於ては通常總會は資本の四分の一以上に當る株主若くは五分の一以上に當る株主出席する事を以て成立する旨の規定を掲

げてゐる定款もある。又特別決議と同様に取扱つてゐる定款もある。次に株主の議決権は原則として一株一箇を有するものであるが、十一以上の株式に付ては之に制限を加へる事が出来る。何れの會社の定款も其多數が一株一箇なる旨を規定してゐるのであるが、制限に關する規定を掲げるならば格別特に之を記載するに及ばない事であらう。尙多くの定款が總會の決議にして可非同數なる時は議長之を決する旨を掲げてゐるが斯る定款規定が有效なりや否やに付ては議論の岐れる所である。此點に關しては第四章株主總會決議權の説明を參照せられたい。決議權の行使は株主自ら之をなすと、代理人を以て之を行使せしめるとは、其の自由である。然しながら何れの會社の定款も株主が代理人を以て其議決權を行使する場合は、代理人は尙會社の株主たる事を要する旨を規定する事が普通であるが、斯る定款規定の效力に關しては學者間議論の存する所である。多數學者は斯る定款の規定は不當に株主の議決權の行使を制限するものであるから、無効であると解してゐるのであるが、全然議決權を奪ふ事と異り、種々の必要上からかゝる制限を附する事は違法視するに及ばないこと、信ずる(註)。

(註)議決權行使の代理人を株主に制限する定款規定を無効なりとなす論者は一、株主は商法第六十一條により當然に議決權を附與せられたものであつて、特別の利害關係を有する者を除き如何に定款の規定を以てするも濫りに之を奪ひ、又は制限を加へ得ざるものである。株主は自己が總會に出席して營業上の諸書類に對し質問をなすよりも、事務に精通し、或は會計上の監督手腕に

秀てた者を選んで代理出席せしめる方遙かに完全に自己の權利を行使し得るものと信じた時は、之を代理人となすに何等の不都合がない。殊に株主が他に已むを得ざる事故の爲に株主以外の者を代理人に選んで議決權を行使し得る事は實際上甚だ便利である。然るに定款に於て斯る株主固有權に向つて制限を附する事は法律の精神に悖るものである。(二)商法第六十二條は各株主は一株に付一箇の議決權を有し十一株以上を有する株主の議決權は定款を以て之を制限する事を得と規定してゐる。此規定を以て多數の株式を有する少數者の意見に依り、會社の運命を左右する虞れがあるを防いで居るのであるのに定款に於て株主に限り議決權の代理行使を制限すると云ふ事は明かに少株株主に依つて會社の運命を左右する途を講ずる所以であつて第六十二條の趣旨から窺知するも上述の制限は不當である。(三)尙又之を實際上の見地からするも今日泡沫會社の重役の如き、屢々不正の行爲をなし、總會に於て物議を醸さん事を恐れ、委任狀の蒐集に狂奔する様な惡弊の生ぜざるに於ては何人なりとも自由に代理人として、總會に出席する事を認め極力争ひの渦中に投ぜずして靜かに重役等の行動を監視せしめる事は却つて一部株主の横暴を防ぐ利益がある。偶々無類の徒の如き者が代理人として出席する事があるも近頃會社の重役等に選任せられる者は之等の者の發言を恐れる様な幼稚の者は萬々なからうと思ふ。之れ法律上より論ずるも、實際上に於ても弊害ありと斷ずる所以である。然しながら株主は株主中から自己の信頼する者を見出す事は極めて容易の事ではなからうか、又商法第六十二條は株主の議決權自體の制限に關する規定である従つて株主の議決權自體の制限に關する規定の趣旨を以て本問を律する事は當を得たる事であらうか、尙實際上の見地からする論者の觀察も又一理ある事であるが重役の行動に對し疑問を抱き信を措く能はざる場合には株主は會社の諸帳簿を閲覽し、場合に依つては検査役の選任によつて徹底的に會社の内容を調査する事が出来るのであるから、寧ろ論者の憂ふる點よりも職業的會社ゴロによつて總會を擾亂せられる恐れある方がより大ではなからうか。

(四)總會決議錄に關する規定 總會の決議錄は取締役が作成すべき書類の一つである。且つ登記申

請の際にも添付せられる書類であり、若くは他日の證據書類として永く保存すべきものであるから、之に關する規定を定款に掲げる事は敢へて無用ではなからう。何れの定款でも決議録記載事項の眞實を證する爲め、取締役監査役の記名捺印、又は出席株主一名若くは二名以上の記名捺印をなす旨の規定をしてゐるのが普通である。之點に關しては第四章株主總會の説明を參照せられたい。

十 會計に關する事項

本項に掲げる重なる事項は決算期に關する規定及び利益金の處分に關する規定である。

(一) 決算に關する規定 決算は年一回若くは二回の何れでもよい。或はそれ以上三回四回になす事も差支へないのであるが、年一回は必ずなさなければならぬ。多くの會社は年二回が普通である。即ち四、五月頃と九、十月頃の例が多い。

(二) 利益金處分に關する規定 利益金處分方法としては利益金中から法定積立金として、商法規定以上の金額を控除し、尙任意積立金の若干、役員賞與金の若干、或は従業員扶助基金の若干、後期繰越金の若干等を控除した残額を株主配當金に充當する旨の規定を掲げる事が普通である。尙多數の定款は會社の利益は毎決算期末日現在の株主に配當すべき旨の規定をなしてゐるのであるが、此點に關しては後述第五章利益配當金の説明を參照せられたい。尙又利益配當金は配當の通知を發したる日

から起算し、滿三ヶ年若くは五ヶ年を経過するも、之が請求をなさなかつたときは、會社の收得となすべき旨の規定を掲げてゐる定款もあるが、斯かる定款規定の效力に付ては議論の存する所である。判例は之を積極に解してゐる。

判例 定款ノ規定ヲ以テ利益配當金支拂期間制限ノ效力(東京控訴院昭和二年二月十四日判決)

株式會社ノ定款ハ其ノ組織ニ關スル事項ナル以上、法令中ノ強行規定公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル限り、任意ニ如何ナル事項ヲモ定メ得ヘク、而シテ利益配當金支拂請求權ハ獨リ株主ノミノヲ有スルモノニ非スト雖モ、利益配當支拂請求權ヨリ流出スル權利ナルヲ以テ、之ニ關スル事項ハ株式會社ノ組織ニ關スル事項ニ外ナラサルカ故ニ定款中之ニ關スル規定ヲ設ケ得ルコトハ固ヨリ當然ナリトス。時効ニ關スル民法ノ規定ハ原則トシテ公益ニ關スルモノニシテ當事者ハ之ニ反スル定ヲ爲スコトヲ得スト雖モ、時効期限ヲ短縮スルノ定ヲ爲スハ公益ニ反セサルカ故ニ有效ニシテ、而モ斯ル定ハ必スシモ當事者ノ合意ニ依ルヲ要セス、定款ノ規定ニ依ルモ亦妨ケナキカ故ニ、定款ニ利益配當金ニ付滿五ヶ年ヲ經過スルモ請求ナキトキハ會社ニ於テ之カ支拂ノ義務ヲ免ル、旨ノ規定ハ無効ノモノニ非スト解スルヲ相當トス。利益配當請求權ノ時効ハ、之カ辨濟期ノ定メナキトキハ反證ナキ限り株主總會ニ於テ當該利益配當ヲ決議シタル其翌日ヨリ起算スヘキモノトス。

十一 附 則

本項に掲ぐべき事項は會社設立費用、會社の印章、申込證據金、相談役及び顧問等に關する規定其他實際に於ては種々雜多の事を記載してゐるが一々茲に述べる事を省略することにする。

以上定款記載事項の大略を雜然と説明したのであるが、實際定款の作成に當つて、其配列、順序等に關しては一考すべき必要がある。次に實例を基礎として其配列順序を示すと、第一章、總則として商號、目的、本店支店の所在地、公告方法、存立及び解散に關する事項を記載し第二章、資本及び株式として資本額及び株式總數並に一株の金額、株券の種類、株券再發行、株金拂込、株式の讓渡、株式名義書換、株主氏名住所印鑑等に關する事項を記載し第三章役員として取締役監査役の員數、資格、任期、補缺選舉、供託株券、會社代表、報酬に關する事項を記載し第四章、株主總會として株主總會の種類、招集方法、議長、議決權、及び其行使方法、決議錄等に關する事項を掲げ、第五章、計算として決算期、利益金處分に關する規定を掲げ第六章、附則又は雜則として現物出資發起人の受くべき報酬、特別利益、會社設立費用、株式額面額以上の發行、發起人の氏名住所等に關する事項を記載するのが普通である。以上一章から六章迄三四十條から六七十條に互つて之等の事項を定めてゐる。次に以上説明の順序に従ひ定款の一例を示せば。

欠

MISSING

會社の發起設立の場合に於ては、株式の總數を發起人が引受をすれば會社は之に依つて成立するのである。元來株式の引受は株式申込證に依つてなすべきであるが、發起人が株式の總數を引受ける場合は、之に依る事を要しない。引受を證する書面即ち通常株式引受證と稱するものに依つて引受をなすのである。然しながら株式引受證は何等一定の要式があるものではない。之に依つて單に引受の事實が判明すればよいのである。普通二通の株式引受證に其引受株數其他必要なる事項を記載し、記名捺印して發起人總代に差出すのである。引受證の一通は會社に保存し、他の一通は登記の際添付書類として使用するものである。次に株式引受證の一例を示すと

書式 株式引受證

三
紙
錢
印

一、日本製油株式會社株式五百株

右會社ノ發起人タル事ヲ承諾シ前記株式引受候也

昭和二年四月一日

東京市本郷區菊坂町五番地

野 村 利 吉 印

日本製油株式會社發起人御中

之によつて株式の引受が確定するのである。

第二 第一回の拂込

發起人が總株式の引受をなしたときは、遲滯なく株金額の四分の一以上の第一回の拂込をなさなければならぬ(三二)。尙拂込は現物出資の外現金を以て之をなす事を要するのであるから發起人が會社に對し、立替金があるからと謂つて、相殺を主張する事は出來ぬ。之等の事に關しては後出第三章株式の所に其説明を譲る事にする。

第三 取締役及び監査役の選任

第一回の拂込が済んだならば、取締役及び監査役の選任をなさなければならぬ。之が選任は發起人の決議權の過半数を以てなさなければならぬ。次に選任決議書の一例を掲げると

書式 取締役及び監査役選任決議書

當會社ノ創立ニ際シ發起人ニ於テ株式ノ總數ヲ引受ケ會社成立シタルニ依リ昭和二年四月三十日東京市麴町區永樂町一丁目一番地工業俱樂部ニ於テ取締役並ニ監査役選任ノ件ヲ附議ス
發起人渡邊信次郎外九名全部出席シ發起人總代野村利吉氏議長席ニ着キ、開會ヲ宣シ互選ノ結果左ノ

通り選任シ、各自異議ナク就任ヲ承諾ス

- 一、取締役、渡邊信次郎、野村利吉、石川友次
- 二、監査役、高木一郎、久野茂平

右ノ通り決議ス

昭和二年四月三十日

日本製油株式會社發起人

出席者	渡邊信次郎	野村利吉	石川友次	高木一郎
	◎	◎	◎	◎

(以下省略)

第四 検査役の選任及び調査

取締役並に監査役の選任が済んだならば一、發起人が特別の利益を受けたかどうか二、現物出資をなしたる者が有るかどうか、ありとせば之に對して與へた株式の數は正當であるかどうか三、會社の

負擔に歸すべき設立費用及び發起人の報酬額は正當であるかどうか四、第一回の拂込は完全になされたかどうかを調査せしめる爲めに本店所在地の地方裁判所に對し、検査役の選任を申請する事を要する(四一三)。裁判所が右の申請を受けたときは、是等の事項を調査せしめる爲に然るべき者を検査役に任命するのである。検査役は調査の結果を裁判所に報告するのであるが、此報告に依つて右の事項が正當であるかどうかを決し、相當な處分をなすのである。かくの如く裁判所の干渉を必要とする事は發起人の不正行爲を監視せんが爲めである。

次に検査役選任申請書の書式を示すと

書式 検査役選任ノ申請

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

申請人 日本製油株式會社取締役

東京市小石川區竹早町五番地

渡邊 信次郎

東京市本郷區菊坂町五番地

野村 利吉

東京市芝區高輪南町六番地

石川 友次

申請ノ趣旨

検査ノ目的記載事項ヲ調査セシムル爲メ検査役選任相成度候

申請ノ事由

右日本製油株式會社ハ資本ノ總額百萬圓一株ノ金額五拾圓ヲ以テ、漁油ノ製造販賣並ニ之ニ附帶スル事業ヲ營ムコトヲ目的トシ、昭和二年四月十五日其定款ヲ作成シ、同年四月三十日發起人九名ニ於テ總株式ノ引受ヲ爲シ同年四月三十日第一回ノ拂込ヲナシ、同日申請人等ヲ其取締役ニ選任セリ、依ツテ商法第二百二十四條ノ規定ニヨリ左記事項調査ノ爲メ検査役選任ノ及申請候也

検査ノ目的

- 一、發起人カ受クヘキ特別ノ利益及ヒ之ヲ受クヘキ者ノ當否
- 二、金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名及ヒ之ニ對シテ與フル株式ノ數ノ當否
- 三、會社ノ負擔ニ歸スヘキ費用及ヒ發起人カ受クヘキ報酬ノ當否
- 四、第一回ノ拂込ヲナシタルヤ否ヤ

右申請候也

昭和二年五月一日

右申請人

渡邊 信次郎 ㊟
 野村 利吉 ㊟
 石川 友次 ㊟

東京地方裁判所御中

裁判所からの命令を受けた検査役は右の調査をなし次の如き報告書を裁判所に提出するのである。
 書式 検査役ノ調査報告書

拙者儀昭和二年五月五日御應ノ御選任ニヨリ日本製油株式會社ノ發起人カ爲シタル創立事務ノ報告、及ヒ株式ノ引受ヲ證スル書面、其ノ他ノ書類ニ付キ詳細ナル調査ヲ遂ケタル結果左ノ通り相違無之候。

(一) 資本金百萬圓、此總株式數、二萬株一株ノ金額五拾圓ニシテ、第一回ノ拂込ハ各株ニ付キ四分ノ一ノ拂込ヲナシタリ。而シテ總株數二萬株中五千株ハ伊藤三郎ノ現物出資ニ對シ與ヘタルモノニシテ、殘餘一萬五千株ハ金錢出資ナリ。検査役ハ同會社ノ第一回拂込ヲナシタルヤ否ヤニツキ調査ヲ

ナシタル處、現物出資ヲナシタル者ニ對シテ與ヘタル五千株ヲ除キ、殘餘ノ一萬五千株ニ付テハ其他ノ發起人ニ於テ之ヲ引受ケ、各株拂込金額金拾貳圓五拾錢ニシテ、此拂込金額金拾八萬七千五百圓也ハ株式會社三菱銀行本店ニ於テ確實ニ其拂込ヲ受ケタルモノニシテ、尙検査役ハ同銀行ニ至リ調査ナシタル處眞實ナルコトヲ認メタリ。

(二) 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的トナス者ノ氏名並ニ財産ノ種類及ヒ價額ニ對シテ與フル處ノ株式數ハ伊藤三郎ノ出資ニ係リ財産ノ種類ハ別紙明細書ニ示ス如クニシテ其評價額ハ何レモ各専門家ノ鑑定ヲ受ケタルモノニシテ其總額二十五萬圓、之ニ對シテ與ヘタル株式數五千株(全額拂込)ハ検査役ニ於テ正當ナリト認ム(或ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的トナシタル者ナシ)。

(三) 會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用金參千圓並ニ發起人が受クヘキ報酬貳千圓ハ相當ト認ム。(或ハ設立費用ハ發起人ニ於テ全部負擔シ會社ノ負擔ニ歸スヘキモノナシ尙發起人が受クヘキ報酬ナシ)。
 右及報告候也

昭和二年五月二十日

日本製油株式會社

検査役 中村 檢一 ㊟

東京地方裁判所御中

裁判所が検査役の報告通り之を正當と認めたる時は、直ちに設立登記の手續に取掛つてよいのであるが、若し検査役の調査の結果不相當と認め其旨裁判所に報告書を提出した場合、例へば拂込が完了してゐなかつたり、設立費用又は特別利益が不當であつた時には、發起人及び取締役の出頭を求め、検査役の報告書に基づき其の説明を聞き、然る後相當な裁判をなすものである。若し其裁判に不服である場合には裁判の告知のあつた日から七日内に不服の申立をすればよいのである(非訟一)。(二九) 裁判に服従する時には決定に従ひ定款の変更其他適當の處置をなし、尙決定正本を添付して登記の申請をなすのである。

第五、設立登記

以上の手續がすめば所轄區裁判所へ設立登記の申請をすのであるが其登記事項は左の通りである。

一 登記事項、

(一)會社の目的、(二)商號、(三)資本の總額、(四)一株の金額、(五)會社が公告をなす方法、(六)本店及び支店、(七)設立の年月日、(八)存立の時期又は解散事由を定めたるときは其時期又は事由、(九)各株に付き拂込みたる株金額、(十)開業前に利息を配當すべきことを定めたるときは其利率、(十一)取締役及び監査役の氏名住所、(十二)會社を代表すべき取締役を定めたるときは、其氏名(十三)數人の

取締役が共同し又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべき事を定めたるときは其代表に關する規定の十三項である。尙登記申請書の添付書類として(一)株式引受證(二)取締役及び監査役選任決議書(三)取締役監査役の印鑑(四)定款の寫(五)検査役の調査報告書(六)開業前に利息を配當すべき場合は定款の規定を許可したる裁判所の正本又は謄本(七)設立に許可を要するときは其許可書等である。尙又登録税として拂込資本金の千分の五に相當する印紙を申請書に貼付することを要する。

二 登記期間、

會社の設立を第三者に對抗せんが爲めには登記を必要とするのであるが、發起設立の場合の登記は、裁判所が検査役の報告に基づき創立總會に代つて相當の處分をなした日から起算して、二週間内に申請する事を要する。相當の處分のあつた日即ち裁判所の決定のあつた日から數へて十四日目を最終日とするのであるが、若し其の最終日が日曜日、又は祝祭日に當る場合は、一日延びて其の翌日を以て期間は満了するのである。又書類が不完全のため一旦申請したものが却下された場合でも、右の期間を経過すれば懈怠の制裁を受けなければならぬ。若し會社の設立に官廳の許可を要する場合は、其の許可書の到着の日から二週間内に手續をすればよいのである。登記前に取締役及び監査役が死亡又は辭任をした場合にも、尙是等の登記を要するや否やは議論の存する所であるが、假令一旦就任した事實

があつても死亡、又は辭任した者を取締役、監査役として登記する事は現に資格ある取締役又は監査役と混同せられる虞れがあり、却つて第三者は之がために錯誤に陥り、不慮の損害を蒙る様な事が無いとも限らないのであるから、商法第四百一十一條に所謂取締役、監査役とあるのは是等の者を包含しないものと解すべきであらう（法曹會決議大正十年一月二十九日）。

次に登記申請の一例を示せば

書式一、株式會社設立登記申請（發起設立ノ場合）

印紙

一、商 號 日本製油株式會社

一、本 店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

一、登記ノ目的 株式會社設立ノ登記

一、登記ノ事由 昭和貳年四月壹日發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケ株式會立ヲ設立シ昭和貳年五月貳

拾貳日商法第百貳拾四條所定ノ検査役ノ調査報告終了シタルニ因リ左記事項ノ登記

ヲ求ム

商號 日本製油株式會社

本店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

支店 横濱市太田町參丁目五番地

目的 一、漁油漁肥ノ製造販賣二、之ニ附滯スル事業

設立ノ年月日 昭和貳年四月壹日

資本總額 金壹百萬圓

一株ノ金額 金五拾圓

各株ニ付キ拂込ミタル金額 金拾貳圓五拾錢

公告ヲ爲ス方法 東京市内ニ發行所ヲ有スル中外商業新報ニ掲載ス

取締役ノ氏名、住所

東京市小石川區竹早町五番地

渡邊 信次郎

東京市本郷區菊坂町五番地

野村 利吉

東京市芝區高輪町六番地

石川 友次

監査役ノ氏名、住所

東京市神田區錦町參丁目壹番地

高木 一郎

東京市赤坂區表町貳拾八番地

久野茂平

七八

一、課税標準價格 金貳拾五萬圓

一、登録税 金千貳百五拾圓

一、添付書類 定款

株式引受ヲ證スル書面

發起人カ取締役監査役ヲ選任シタルコトヲ證スル書面

検査役ノ調査報告書及ヒ其附屬書類

検査役ノ報告ニ關スル裁判ノ謄本

委任狀

右申請候也

昭和貳年五月貳拾五日

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

申請人 日本製油株式會社

東京市小石川區竹早町五番地

一通

九通

一通

二通

一通

一通

(裁判アリ
タル時)

取締役 渡邊信次郎

東京市本郷區菊坂町五番地

取締役 野村利吉

東京市芝區高輪南町六番地

取締役 石川友次

東京市神田區錦町三丁目一番地

監査役 高木一郎

東京市赤坂區表町二十八番地

監査役 久野茂平

東京市本郷區追分町十七番地

右代理人 中村勝次

東京區裁判所御中

存立の時期、解散事由、開業前の利息配當、代表取締役を定めたる場合には夫々適當の個所に記載し且つ之に關する書類の添付を要する。尙次に。

發起設立の場合に於ける當初より支店設立の場合支店所在地に於てなす登記申請例を示せば
書式二、株式會社支店設立登記申請

印紙

一、商 號 日本製油株式會社

一、支 店 横濱市太田町參丁目五番地

一、登記ノ目的 支店設立ノ登記

一、登記ノ事由 昭和貳年四月壹日本店設立ト同時ニ横濱市太田町參丁目五番地ニ支店ヲ設立シタ

ルニ付左ノ事項ノ登記ヲ求ム

商號 日本製油株式會社

本店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

支店 横濱市太田町參丁目五番地

目的 一、漁油漁肥ノ製造販賣二、之ニ附帶セル事業

設立ノ年月日 昭和貳年四月壹日

資本總額 金壹百萬圓

一株ノ金額 金五拾圓

各株ニ付拂込ミタル金額 金拾貳圓五拾錢

公告ヲ爲ス方法 東京市内ニ發行所ヲ有スル中外商報新報ニ掲載ス

取締役ノ氏名、住所

東京市小石川區竹早町五番地 渡邊 信次郎

東京市本郷區菊坂町五番地 野村 利吉

東京市芝區高輪南町六番地 石川 友次

監査役ノ氏名、住所

東京市神田區錦町參丁目壹番地 高木 一郎

東京市赤坂區表町貳拾八番地 久野 茂平

一、登録税 金壹圓五拾錢

右申請候也

昭和貳年五月貳拾五日

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

申請人 日本製油株式會社

東京市小石川區竹早町五番地

取締役 渡邊信次郎

東京市本郷區菊坂町五番地

取締役 野村利吉

東京市芝區高輪南町六番地

取締役 石川友次

東京市神田區錦町三丁目一番地

監査役 高木一郎

東京市赤坂區表町二十八番地

監査役 久野茂平

東京市麴町區平河町一丁目一番地

右代理人 伊藤佐一郎

横濱區裁判所御中

第五節 募集設立

發起人が株式總數の引受をなさずして、一般公衆から發起人引受株以外の株式引受を募集する場合には、之を募集設立と稱する事は既に述べた所である。發起人の株式引受は募集設立の場合であつても、株式引受證によつて引受をなすのであるが、發起人以外の一般應募者は一定の要件を具備する株式申込證によつて、其申込をなすのである。最も發起人が是迄の段取に取運ぶ迄には、幾回となく顔合せをなし、協議に協議を重ね愈々具體案が成立したときに發起人間に發起人規約なるものを作り、一面會社設立に關する事務の進捗を圖り、他面後日紛争の起らぬ様にするのが普通である。次に發起人規約の一例を示すと

書式 日本製油株式會社發起人規約ヲ左ノ通り定ム

一、當會社ハ魚油魚肥ノ製造販賣並ニ之ニ附帶スル一切ノ事業ヲ營ムヲ目的トシ其資本金ヲ五百萬圓ト定メ一株ノ金額ヲ五拾圓ト定ム

二、當會社ノ株式申込證並ニ定款設立趣旨書起業目論見書ノ作成株式募集ノ方法其他設立ニ關スル一切ノ事務ハ創立委員ニ任ス其氏名左ノ如シ渡邊信次郎、西川忠一、矢田惣吉、

- 三、當會社ノ發起人ハ當社株式一千株以上ヲ引受クルコトヲ要ス
 四、發起人ハ創立費用トシテ金一千圓宛ヲ來ル二月二十日迄ニ出金スルコトヲ要ス
 右規約ヲ承認シ發起人一同左ニ記名捺印ス

昭和貳年貳月七日

渡邊 信次 郎 印
 原 田 政 彦 印
 西 川 忠 一 印
 奥 田 義 信 印
 矢 田 惣 吉 印
 小 林 大 吉 印

(以下省略)

株式の申込 一般申込人は會社の創立事務所なり、或は取扱銀行等から二通の株式申込證を貰ひ受け、是に申込株數其他適當な事項を記入し、氏名住所を記入して捺印し、其一通に三錢の收入印紙を貼付して消印をなし最寄の取扱所へ申込みばよいのである。申込證の二通を要する事は一通は登記の

際に添付書類として之を要し、他の一通は會社に保存せんが爲である。發起人以外の者は必ず株式申込證によつて申込まなければならぬのであるから、若し申込證が出来ない以前に發起人同様引受證によつて一時假引受をなした賛成人等があつた場合は、此際申込證によつて正式申込をなさしめなければならぬ。

募集設立の場合は發起人の顔振れがよいとか、或は事業が有望であるとか、或は好景氣の時代に於ては、其の募集は易々たるばかりでなく、場合によつては、プレミアムが附く事があるが、然らざる場合には其勧誘に相當な努力を拂はなければならぬ。普通株式募集の新聞公告をなし同時に定款、設立趣旨書、起業目論見書株式申込證用紙、印鑑用紙等を印刷して汎く領布して盛に公告をなすのである。

株式の割當 偕て一定の時期に於て發起人は募集の締切りをなし、滿株に達しない場合は發起人自ら不足分を引受けるか、或は更に募集をなさなければならぬのであるが、反對に申込が總株數に超過した場合には、所謂割當をしなければならぬ。割當は發起人が豫め其方法を豫約した場合には之によるべきものであるが、然らざる場合には發起人は如何なる割當方法によるも自由である。或は申込順により、或は申込數の按分比例による等である。實際株式募集の場合に於ても、割當方法は發起人が

自由なる方法を以てなすも異議なき旨を申込證に記載してゐるのが普通である。

株金拂込 株式の割當が確定すれば發起人は相當な期間をきめて、第一回の拂込をなさしめるのである。最も申込の際證據金として若干を受取るのが普通であるから之等の證據金は他日拂込の際其の金額に充當し全然募入洩れの人に對しては之を返還するのが普通である。株金の拂込は現實に金錢を以てなさなければならぬ、實例に徴するに小切手を以て拂込をしてゐるのを多數見受けるのであるが是れは勿論、小切手其のもの、授受を以て直ちに拂込の效力を生ずるのではない。小切手が現實に支拂はれたときに初めて株金拂込があつた事になるのである。唯我商法は金錢以外の財産を以て拂込をなし得る事を規定してゐる、現物出資之れである。然しながら此場合には募集の最初から定款、株式申込證に明にした場合に限定せられるのであるから金錢拂込の場合に之を以て代用する事は出来ぬ。現物出資者は發起人に限るべきかどうかには、學者間議論の岐れる所である。之等の點に關しては後に項を改めて詳述することにし茲には説明を省くことにする。株式引受人が、拂込期日迄に拂込をなさなかつたときは、更に一定の期間を定め、其期間内に拂込をなすべき旨、若し右期日迄に拂込をなさなかつた場合には株主たる權利を失ふべき旨の催告狀を發して拂込を督促するのであるが、それでも拂込をなさなかつた場合には、強制執行をしてもよければ、失權手續を取運び、更に株主を募

集してもよい。或は亦發起人が拂込をなして、夫々設立の進行を圖つてもよい。

創立總會 第一回の拂込が停りなく取運んだならば、發起人は創立總會の招集をなさなければならぬ。總會に於ては發起人は設立に關する一切の事項を報告し、次に取締役、監査役を株式引受人中から選任し、場合に依つては検査役を選任して發起人の設立行爲に關し調査をなさしめ、總會に報告せしめるのであるが、之等の報告によつて發起人の行爲が正當と認められ總會が承認を與へたときは發起人は初めて責任を解除せられる事となるのである。

設立登記 創立總會が無事に終了したときは會社は成立を見るのであるから其の成立の日から二週間内に設立登記の申請を要する事は發起設立の場合と同様である。尙登記事項並に添付書類等に付ては項を改めて説明を加へる事にする。

株券の發行 上述の如く設立登記が済んだならば、早速株券の發行に取り掛るのであるが、株券は豫め注文して置いて登記の年月日が確定次第直ちに印刷出來る様に手配をして置く事が必要である。株券印刷が出來上つたならば、株券面に夫々必要事項の記入をなし、株券發行臺帳と割印をなし斯くの如くすつかり出來上つた株券は之を株主に交付し、茲に會社設立の事務が終結する事になるのである。以上述べた所は募集設立の大略の順序に過ぎないのであるから、次に之等の事項に關する詳細を

説明する事にする。

第一 株式の募集

一 株式申込證

會社の設立に際し其任にある發起人は會社の内容を一般公衆に熟知せしめる爲に種々の公告方法を利用する事に努めてゐるのであるから、株式申込者は之等の公告によつて會社の内容を知り得るのであり、又直接利害關係のある事であるから、進んで會社の内容を調査し、然る後に申込をなすのであらうが、尙我商法は會社の内容を知るに足るべき一定事項を株式申込證に記載せしめる事にしてゐる。株式申込證に記載すべき事項は即ち左の通りである(〇三)

(一) 株式申込證に記載すべき事項 (一)、定款作成の年月日(二)、目的(三)、商號(四)、資本の總額(五)、一株の金額六、取締役が有すべき株式の數(七)、本店支店の所在地(八)、會社が公告をなす方法(九)、發起人の氏名住所(十)、各發起人が引受くべき株式の數(十一)、第一回拂込の金額(十二)、一定の時期迄に會社が成立せざるときは株式の申込を取消すことを得べきこと、尙次の五項中定款に規定したときには之が記載を要する。

即ち(十三)、存立時期又は解散の事由(十四)、株式額面以上の發行(十五)、發起人が受くべき特別

の利益及び之を受くべき者の氏名(十六)、金錢以外の財産を以て出資の目的と爲す者の氏名其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數(十七)、會社の負擔に歸すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額の十七項は法定要件であるが(六三) 其他法律に違反しない範圍に於て、種々の事項又は注意等を記載する事は敢へて差支へない事である。

(二) 要件欠缺の株式申込證の效力 斯くの如く法律は株式申込證に一定の法律要件の記載を強要してゐるから、其要件を缺く株式申込證によつてなした株式の申込は無効である。例へば資本額の記載がなかつたり、發起人の引受株式數の記載がなかつたり、又は眞實に合致しない定款作成の日を記載したり、或は定款作成の年月日の記入が全然なかつた様な株式申込證は、要件を缺くものである。従つて斯かる申込證によつてなされた株式の申込が無効である事は謂ふ迄もない事である。然しなから相對的記載事項は其記載を缺く場合であつても無効ではない。例へば公告方法の如きものは絶對的記載事項ではなく、他日創立總會で補充し得る相對的事項であるから公告方法の記載を全然欠缺したり、或は適法の公告方法のない株式申込證であつても無効ではないと解せられてゐる(東京控訴院大正十三年六月九日判決)。株式申込は二通の申込證によつてなされる事を要するのであるが、若し一通に依つて申込がなされた場合に果して有効であるかどうかには判例は次の如く之を積極に解してゐる。

判例 一通ノ株式申込證ニヨル株式申込ノ效力(大審院大正十四年七月十五日判決)

株式引受ノ申込ハ株式申込證ナル書面ヲ以テ爲ササルヘカラサルモ、二通ノ申込證ヲ以テ之ヲ爲スニ非サレハ株式申込ノ効ナシト解スヘキモノニ非サルモノトス。

法律カ株式ノ申込ニ付口頭ニ依ルヲ排シテ一定ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ爲スヘシト規定セル所以ハ、之ニ依リテ株式申込者ニ現ニ設立セラルヘキ會社ノ如何ナルモノナルカヲ知ラシムルト同時ニ、株式申込ノ眞實ヲ保證スルノ趣旨ニ出テタルモノトス。苟モ株式申込證ニ依リテ、申込ヲナシタル以上ハ、縱令一通ヲ以テ之ヲ爲シタルトキト雖モ之ニ依リテ叙上ノ趣旨ヲ貫クニ足ルヘク、登記申請ニ要スル他ノ一通ハ後日ノ作成ヲ以テ之ヲ補フヲ以テ足ルモノトス。

判例 要式ヲ欠缺セル株式申込證ニ依ル株式申込ノ效力(大審院大正十三年十月二十五日判決)

株式申込ハ要式行爲ニシテ其申込ハ株式申込證ニ依リテ爲サルコトヲ必要トス存立時期及ヒ第一回拂込金額ノ記載ヲ缺キ、且ツ眞實ニ合セサル定款作成ノ日ヲ記載セル株式申込證ハ要件ノ記載ヲ缺ク不適式ノモノナルヲ以テ、之ニ依ル株式申込ハ其効ナキモノトス。

發起人は發起人として株式引受證によつて引受をなす外一般株式申込人と同様株式申込證によつて申込をなす事は一向差支へない事である。次に株式申込證の一例を示せば

書式 株式申込證

參 錢
收入印紙
貼用消印

希望株券種類	壹株券	株券	株券	株券
	枚	枚	枚	枚

申込取扱所

株式申込證

注意

申込證ハ正副式通ヲ要ス但壹通ハ印紙不用
數字ハ壹貳參拾等ヲ以テ記入ノコト
住所ハ正式ニ番地迄記入ノコト
印鑑ニ葉添付ノコト
希望株券ノ種類ヲ適宜記入ノコト

一、日本製油株式會社株式

右株金總額金

圓但壹株額面金五拾圓

此證據金

圓

錢但壹株ニ付金貳圓五拾錢

一、株式割當ハ發起人ニ於テ適宜決定スル事一、申込證據金ハ割當ヲ受ケサリシ株式ニ對スルモノナリト雖モ割當株式ニ對スル第一回拂込金ニ振替充當スル事一、前項株式割當ノ結果割當ヲ受ケサル株式申込ノ全部又ハ壹部ニ對シ返還セラル、證據金ニ對シテハ利息又ハ損害賠償等ノ

請求ハ一切之ヲ爲ササル事

右貴社定款及ビ前記事項承諾ノ上證據金相添へ此段申込候也

昭和貳年貳月 日

住所

申込人

日本製油株式會社發起人御中

一、定款作成ノ年月日	昭和貳年壹月拾五日	一、第壹回ノ拂込金額	壹株ニ付金拾貳圓五拾錢
一、目	的 魚油魚肥ノ製造販賣並ニ之ニ附帶スル事業	一、取締役力有スヘキ株式數	五百株以上
一、商	號 日本製油株式會社	一、本店ノ所在地	東京市
一、資本ノ總額	金五百萬圓	一、會社カ公告ヲ爲ス方法	東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載ス
一、壹株ノ金額	金五拾圓	一、昭和貳年五月參拾壹日迄ニ會社カ成立セサルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得	
一、會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用	金壹萬圓以内		

各發起人カ引受ケタル株式ノ數及ヒ氏名住所

引受株式數	住所	氏名	引受株式數	住所	氏名
五千株	東京市小石川區竹早町五番地	渡邊信次郎	參千株	東京市小石川區武島町四番地	久野久一
貳千株	東京市牛込區山吹町七番地	原田政彦	貳千株	東京市四谷區愛住町二番地	阿部一次
貳千株	東京市麴町區隼町三番地	西川忠一	壹千株	同 市牛込區余丁町五番地	手塚勝次
貳千株	東京市小石川區大塚窪町六番地	奥田義信	壹千株	同 市深川區佐賀町二丁目一番地	中村忠治
貳千株	東京市本郷區蓬萊町三番地	矢田惣吉	壹千株	同 市小石川區表區十五番地	坂口信三
貳千株	東京市赤坂表町二十八番地	小林大吉	壹千株	同 市小石川區久堅町八番地	野村宇吉

申込取扱所

東京市麴町區八重州町二丁目一番地

株式會社 東京銀行本店

同市深川區小松町七番地

同 深川支店

大阪市東區今橋四丁目十六番地

東京銀行大阪支店

同市麴町區永樂町二丁目三番地

同 丸之内支店

神戸市相生町一丁目十番地

同 神戸支店

同市日本橋區通旅籠町七番地	同	日本橋支店	京都市下京區四條通烏丸東入十番地	同	京都支店
同市四谷區愛住町二十八番地	同	四谷支店	名古屋市西區島田町五丁目五番地	同	名古屋支店
小樽市色内町八丁目三番地	同	小樽支店	下關市南部町一番地	株式會社	下關銀行

(1) 冒頭下方取扱所とあるのは申込を取扱つた場所を謂ふので、其取扱所自身に於て記入をなすのである。他日整理上の便宜に供せんがためである。

(2) 申込證據金を第一回拂込金額と同一にし割當確定の際之を第一回拂込金に充當する旨を豫示せる取扱方法を見受ける事があるが、募集困難の場合は格別、然らざる場合には更に第一回拂込の面倒がなく至極便利である。

次に申込證に添付頒布せられる設立趣旨書募集要項並に起業目論見書等に付き之を例示すれば

二 設立趣意書

設立趣意書は會社設立の趣旨を書いた説明書である。通常定款起業目論見書と一冊の印刷物となつて一般募集人へ頒布せられるのである。

實例 ○○水電株式會社創立趣意書

我産業は日露戰役を一轉機として急速なる發達を遂げ、諸工業の勃興著しく、農村經濟より漸く工業經濟に入らんとし、製造工業は家内工業より機械工業に移動し、大規模なる大量生産の時代に推移して工場動力の必要は益々多きを加へたり。而かも其の動力は石炭を重とする火力に局限せられ未だ以つて電氣動力の見るべきものなく、大正三年末にて全國發電力は七十一萬五千基を算するに過ぎず。電力事業も概して小規模發電にして、燈火用を主とし工業動力としての電力は尙幼稚たるを免れざりき。然るに我が工業の長足なる進歩發展に伴ひ、大量生産に於て動力費は生産原價に益重要なる關係を有すに至り、漸く不廉なる火力より、安價なる電力に轉換せらるゝ一面、交通機關の發達都市の膨脹は益電燈電力の需要を多からしめ、茲に我水力電氣事業は著しき發展を遂ぐるに至れり。

本來我國は面積狭少なるに高山峻峯連聳するあり、雨量常に多きを以て奔湍激流に頗る富み、水力發電に一として可ならざるなきの天恵を有す。而して偶々歐洲大戰の勃發は我國をして一躍世界經濟の班に列せしめ、戰時好況時に於ける産業の發展企業の興隆は、實に驚異すべきの狀を示し、電力需要の激増と共に水力發電は天與の富源を開發すべく到る所に企劃され、今や我既發電力は大正十二年末に於て、二百六萬二千基の多きを算し、未發電力を加ふる時は實に三百一十一萬三千基に及び、經濟的電力の開發は既に其の絶頂に達し剩されたる未開の地は、次第に上流に溯り、深山溪谷に挾まるゝ

を以て建設費は巨額を要し、發電費は勢ひ高價なるを免れず經濟的電力の開発に剩されたるもの極めて乏しとすべし。

然るに本會社の企劃する水力電氣は△△縣△△に於ける通川鈴江川湯川中間川の四河川の利用をなさんとするものにして、極めて有利なるは世間既に周知の事實なり即ち△△は其地形三面海を以つて圍まれし地にして、△△市を距る約三十哩の地點にあり。海拔六千五百尺の高地を有し、千古斧鉞の入らざる大森林を以て覆はれ彼の有名なる△△杉を始め各種の木材は約三億圓と稱せらる。帝國の大寶庫として世評高きに在り已に森林の開発には政府事業として營林區署の手にて數年前より伐採に従事し居れど恨むらくは動力の見るべきものなく、電力發生は焦眉の急とする所にして、其の所要電力は約二千基に及ぶ次第にて本水電の成工は獨り本地のみならず。實に國富開發の淵源とも謂ふべきなり。而かも尙△△の四河川は水量豊にして急勾配なるが故に、水路短く落差高く水力電氣發生に屈強なる地の利を占め電力は極めて經濟的に得らるゝ次第なり。本會社は斯る天恵に據り曩に認可されたる△△四河川の水利使用權に基き同地營林區署に於ける電力供給の急なるに鑑み、資本金二百萬圓を以て其の第一期事業として先づ通川湯川の發電工事を竣工せしめ同製材所への供給、並に此安價なる電力を利用して有利なる窒素肥料たる硫酸安母尼亞の製造を行はんとす。更に第一期工事の完成後直

に第二期工事に着手し、殘る鈴川、中間川發電所五千基の發電に着工し、電燈電力の供給は勿論更に將來製材其他電力使用の有利事業を兼營し、一は以つて國家事業に資し一は以つて本地富源の開発に努めんとす而して企業の内容は次に示す如くにして、事業の基礎は確實なる電力にあれば近來稀に見る有利安全なる放資たるは蓋し吾人の信じて疑はざる所なり。翼くは江湖の諸彦本事業の企劃を諒せられ奮つて御投資に贊せられんことを。

大正十四年十一月

發起人一同

實例 二、○○電氣鐵道株式會社設立趣意書

湘南一帯の地風光明媚にして、氣候溫和就中三崎半島は東南は太平洋に面し遙かに烟靄の裡に房總の連山を蒞み西は相模灘の綠波洋洋々として仰げば富士の靈峯長へに平和の雲を頂き、伏しては足柄の峰巒逶迤として頷く等寔に山海の絶勝を一眸の裡に鍾めたるものにして、而も夏季は涼風颯々として衣袂を吹き到るところ海水浴に適せざるなく、冬季は暖潮四圍を浸して温氣人に適し、自然の恵を併せ有するもの海内之に比すべきものなし。加之鎌倉時代以降の史蹟に富み、探勝に懷古に將た保健に推賞措く能はざるところなり。由來東京は武藏野の中央に位し、風光の見るべきもの少なく、會吏日

光鹽原妙義箱根の勝地ありと雖も、何れも距離遠く一日の行程に適せざるのみならず、其設備多くは貴族的なるが故に、富豪紳縉に非ずんば行樂の人となる能はず。纔かに上野日比谷の小公園に積日の勞を送るか、或は熱鬧の淺草に黄塵を浴びる外、亦市民と兒童との保健行樂の地を覓むるに由なきは獨り市民の爲に痛惜するところなるのみならず將來帝國の安危を荷ふべき青少年の爲めにも大に考慮せざるべからざるところなり。

京濱市民の遊覽地として一日の行樂地として將た最も帝都に接近したる國立公園として、三浦半島は之が最好適地にして同地方の如き風光の絶佳と、氣候の溫和と、史蹟の豊富なるとを併せ有する所は到底他に之を求むる能はざるは舒説するところの如し。而かも此絶勝の地に今日に至る迄文明的交通機關の設備なきは、寧ろ一遊の士の意想外とする所にして、若し此勝地にして關西地方に在らしめんか、二十餘年前相當機關の敷設せられたるべきは何人も想到するところなり。茲に於てか吾人は此絶勝の天地に、最新式の電氣鐵道を敷設して、此恵まれたる自然の大絶勝地を世人に開放せんとす。若し夫れ電鐵の收支に到りては之を横須賀線の交通量に比し、將た東京又は大阪附近の電鐵に較べ、其一班を推知し得るのみならず、沿岸には浦賀津久川三崎小網代長井等の小港灣接し遠洋の漁獲物は悉く集積せらるゝを以て一路瞬時にして、京濱市民の食膳に供するの便益を得べく、他面半島農作物

の生産乏しく之が一大消費地なるを以て獨り乗客収入のみならず、貨物収入に於ても相當の収益を計上し得べし。吾人が〇〇電氣鐵道を發起計畫せる所以のもの、如上大要陳述するところの如し。庶幾は大方の人士一は京濱市民保健の爲め、一は天恵の絶勝開發の爲め揮て本事業の大成に賛成援助せられんことを。

大正十四年十月

發 起 人

右は何れも長文の趣意書であるが實際に當つては各會社によつて簡詳適宜に作成すべきものである次に募集要項の一例を示せば

例 株式募集要項

- 一、資 本 金 金壹千貳百萬圓
- 一、總 株 數 貳拾四萬株
- 一、一株ノ金額 金 五 拾 圓
- 一、利 益 豫 想 建設費ニ對シ(年一割一厘餘)
- 一、公 募 株 數 五 萬 株(申込單位拾株以上)

- 一、申込證據金 一株ニ付金五圓也
- 一、第一回拂込金 一株ニ付金五圓也(申込證據金ヲ充當ス)(株金額四分ノ一以下ノ第一回拂込ハ特殊會社ニ限ル)
- 一、申込期限 大正十四年十二月三日限リ
- 一、第一回株金(拂込期日) 大正十四年十二月七日限リ
- 一、募入決定方法 應募株超過ノ場合ハ發起人ニ於テ適宜決定ス(大正十四年十一月七日決定)
- 一、建設中ノ配當 本鐵道ハ建設中年五分ノ利息配當ヲ爲ス

東京市麴町區有樂町二丁目一番地

〇〇電氣鐵道株式會社創立事務所

創立委員總代 何 某

同 何 某

同 何 某

次に起業目論見書の一例を示すと
 例 起業目論見書
 一、金貳百萬圓 總資本金

此株式四萬株一株金額五拾圓也
 第一回拂込金拾貳圓五拾錢トシ以後工事ノ進行ニ隨ヒ役員會ノ議決ニヨリ適宜拂込ヲ爲スモノトス

内

金壹百七拾六萬壹千圓也 總工事費

内 譯

金拾五萬壹千圓也 湯川發電所費

金七拾壹萬圓也 通川發電所費

金九拾萬圓也 硫安製造工場設備機械一式

金貳萬圓也 創立費

金壹萬圓也 本社設備費

金貳拾萬九千圓也 事業資金

一、計貳百萬圓也

收支豫算書

收入之部

一、金壹百參拾參萬七拾六圓也

總收入金

内譯

金拾四萬七十六圓也

電力二千基賣上代金

一基時貳錢參厘ノ割ニシテ三百四十日間供給負荷率七十五%トス

金壹百拾九萬圓也

硫安七千噸賣上代金一噸百七十圓トス

計金壹百參拾參萬七拾六圓也

支出之部

一、金七拾八萬五千圓也

總支出金

内譯

金拾貳萬圓也

發電所諸費

金四拾九萬圓也

硫安製造費（一噸當リ七十圓トス）

金八萬圓也

俸給營業費

金貳萬圓也

諸公課金

金壹萬圓也

保線修繕費

金壹萬五千圓也

重役報酬金

金五萬圓也

豫備費

計金七拾八萬五千圓也

差引五拾四萬五千七拾六圓也

此處分方法左ノ如シ

金參萬圓也

法定積立金

金參萬圓也

別途積立金

金壹萬圓也

使用人退職基金

金拾萬圓也

固定資産償却費

金參萬圓也

役員賞與金

金參拾萬圓也（年一割五分ノ割）

株主配當金

金四萬五千七十六圓也

後期繰越金

三 株式申込の受理

株式の申込、並に申込證據金が日々取扱場所から報告せられて来たならば、創立事務所に於ては左の如き申込人一覧表又はカードに夫々記入をなし、同時に申込證並に證據金領收報告書は各取扱場所別に整理をなす事にする。

(イロハ別)

株式申込人一覧表

申込人氏名	申込株數	割當株數	申込月日	割當通知月日	拂込通知月日	拂込月日	申込證據金	備考
			月 日	月 日	月 日	月 日		

申込人別カード

氏名		住所		取扱場所	
希望株數	申込株數	株	株	勸誘株數	申込證據金
月 日	月 日	株	株	株	株

備考	決定株數	決定通知日	附	第一次拂込金		差引	返戻金	株
				拂込金	返戻金			

申込證據金は左記領收證中證據金領收報告書に依つて取扱場所から日々報告をなし、現金は、發起人との約束に従ひ、處理して行く事にする。之等の事に關しては後述拂込の項で詳述するところを参照せられたい。次に申込證據金領收證の一例を示すと

第 號	株式申込證據金領收證	株 分
一金		

no. 1

株式申込證據金領收證原票

申 込 月 日	昭和 年 月 日
氏 名	
株 數	
金 額	¥.....

第二章 株式會社 第五節 募集設立

no. 1

證據金領

申 込 月 日	昭 和
氏 名	
株 數	
金 額	¥.....
備 考	

No. 1

收 報 告 書

年 月 日
取 扱 場 所 名

本領收證ハ株式募入ノ上ハ拂込金ニ充當スヘキモノニ付株金拂込ノ際本書御差出被下度候

但一株ニ付金五圓也
右正ニ領收仕候也
昭和二年 月 日

株式會社と其實務

但一株ニ付金五圓也

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

日本製油株式會社創立事務所

創立委員長 渡 邊 信 次 郎 印

殿

(一) 申込取扱場所に於て發行する領收證は右創立委員長の代りに「東京市麴町區永樂町一丁目一番地日本製油株式會社株式申込取扱所株式會社何々銀行營業部長、或は何々銀行何々支店長何某の氏名を以て發行する事にする。

(二) 證據金領收報告書は、日々取扱つた申込證と共に、案内書を添付して、創立事務所に報告するのである或は一週間分宛取纏めて報告してもよい。以上の如く申込の受理をなし、締切り期日になつたならば之を締切つて、次の如く株式の割當をなすのである。

第二 株式の割當

發起人は株式の申込に對し、其割當をなし申込人の引受株數を確定する事を要する。申込が募集株數に超過したときは、發起人は割當方法に對し、豫約ある場合には格別、然らざる場合には、如何なる方法に依つて之が割當を決定するのも自由である。割當が確定したときは、一々申込人に對し割當の通知を發するのであるが、或は此通知と同時に第一回拂込の通知をなす事にしてもよい。尙前掲申込人一覽表の割當株數欄に確定株數を記入し、申込人に對し左の割當通知狀を發すると同時に通知洩れない様に該表の割當通知欄に一々發送の印をなすのである。次に割當通知書の二三を例示すると。

書式一、 株式割當通知書（全部募入ノ場合）

拜啓時下益々御清榮奉賀候陳者過日御申込相成候日本製油株式會社株式五十株ハ今回全部募入ノ事ニ決定仕候ニ付左様御承知被下度此段御通知迄得貴意候敬具

昭和二年三月一日

日本製油株式會社

創立委員長 渡邊 信次 郎

佐藤 要三 殿

書式二、 株式割當通知書（一部募入ノ場合）

拜啓貴殿御申込ノ株式百株ニ對シ左記ノ通り割當確定致シ候間左様御承知被下度此段御通知迄得貴意候敬具

記

一日本製油株式會社株式五十株也

昭和二年三月一日

日本製油株式會社

佐藤 要三 殿

創立委員長 渡邊 信次 郎

書式三、株式割當並ニ株金拂込通知書(割當通知ト拂込通知トヲ同時ニナス場合)

拜啓時下益々御清適奉賀候陳者先般御申込相成候日本製油株式會社株式百株中今回五十株募入ノ事ニ決定仕候ニ付テハ右ニ對スル第一回拂込金左記ノ通り御拂込被成下度此段御通知迄得貴意候敬具

昭和二年三月一日

日本製油株式會社

創立委員長 渡邊 信次 郎

佐藤 要三 殿

記

一、御引受株數 五十株

一、拂込金額 一株ニ付キ金拾貳圓五拾錢

一、拂込時日 昭和二年三月二十五日トス

一、拂込場所

東京市麴町區八重洲町一丁目一番地

株式會社東京銀行本店

同 市四谷區愛住町二十八番地

同 四谷支店

(以下省略)

書式四、申込株數全部募入洩レノ場合ノ通知書

拜啓時下益々御多祥奉賀候陳者日本製油株式會社株式御引受御希望ノ趣豫テ拜承致居候然ルニ右株式ハ緣故募集ト相成候處引受希望者夥シキ多數ニ相上リ候爲折角ノ御申出ニ候得共乍遺憾御希望ニ相應シ兼候コトト相成候右不惡御諒承被成下度此段得貴意候敬具

昭和二年三月一日

日本製油株式會社

創立委員長 渡邊 信次 郎

佐藤 要三 殿

第三 第一回の拂込

一 一般引受人の拂込

發起人は株式の割當を了し、各申込人の引受株數が確定したならば、遅滞なく第一回の拂込をなさ

しめなければならぬ。第一回の拂込金額は株金額の四分の一以下であつてはならぬ、又額面以上の株式発行の場合には、其額面超過額は第一回拂込と同時に拂込ませなければならぬ。尙小切手に依る拂込の效力、拂込と相殺、拂込請求権の免除、抛棄、並に譲渡、差押、轉付等の問題に關しては後出第三章株式の節に其説明を譲る事にする。

二 發起人の出資及び拂込

金錢拂込の場合にありては發起人も一般引受人と同様其拂込をなすべきものである。

(一) 現物出資の時期及び其履行の程度 現物出資者が其出資義務を履行すべき時期並に其履行の程度に付ては疑ひの存する所である。我商法は之に關し何等の規定がないのであるが定款を以て其履行時期を規定してあれば格別然らざれば金錢拂込の時期と何等區別すべき理由がないから、金錢拂込と同時に出資せしむべきものと解すべきである。次に其履行の程度に付ては出資物の性質が不可分のものである場合は一時に、然らざる場合には分割出資を認める事は敢へて差支へない事である。

(二) 現物出資者は發起人に限るか 現物出資者は發起人に限るかどうかは、議論の存するところである。我商法は株式の申込は發起人以外に於ては必ず株式申込證によることを強要し、其他の方法に依ることを許さない點から觀れば、發起人以外に之を許さないものであると解すべきである。若し發

起人以外に現物出資者を許すとすれば株式申込證によらずして株式の申込をなし得る事になるからである。なんとなれば現物出資者の氏名、其財産の種類價格之に對して與ふべき株式の數は、株式申込證に記載する事を要するからである(一一二、一一六)。(本章第三節定款第三の四參照)

次に拂込通知書の一例を示すと

書式 第一回株金拂込通知書

拜啓時下益々御清適奉賀候陳者此度貴下御引受相成候當會社株式第一回拂込ノ儀左記ノ通り御拂込被成下度此段御通知迄得貴意候敬具

昭和二年三月三日

日本製油株式會社

創立委員長 渡邊 信次 郎

佐藤 要三 殿

記

一 御引受株數

百株(分割拂御斷)

一 拂込金額

金千貳百五拾圓(一株ニ付金拾貳圓五拾錢)

内證據金五百圓也差引

一 御拂込金高 金七百五拾圓

一 拂込期日 昭和二年三月二十五日トス

期日ニ御拂込無キ時ハ拂込金百圓ニ付日歩四錢ノ遅延利息ヲ
申受クルモノトス

一 拂込場所

- 東京市麹町區八重洲町二丁目一番地 株式會社 東京銀行本店
- 同 市深川區小松町七番地 同 深川支店
- 同 市麴町區永樂町一丁目一番地 同 丸之内支店
- 同 市日本橋區通旅籠町七番地 同 日本橋支店
- 同 市四谷區愛住町二十八番地 同 四谷支店
- 同 小樽市色内町八丁目三番地 同 小樽支店
- 同 大阪市東區今橋四丁目十六番地 同 大阪支店
- 同 神戸市相生町一丁目十番地 同 神戸支店

京都市下京區四條通烏丸東入十番地

同 京都支店

名古屋市西區島田町五丁目五番地

同 名古屋支店

下關市西南部町一番地

株式會社 下關銀行本店

○ 追而本紙ヲ以テ拂込證ニ代ヘ候ニ付キ御拂込ノ際ニハ必ス拂込銀行へ本紙御差出相成度候尙乍
御手數豫而差上置候證據金領收證モ同時ニ御差出シ相成度候

書式 第一回拂込並ニ額面超過金拂込通知書

拜啓貴下御引受相成候當會社株式第一回拂込並ニ額面超過額拂込ノ儀左記ノ通り御拂込被成下度此
段御通知申上候敬具

昭和二年三月三日

日本製油株式會社

創立委員長 渡邊信次郎

佐藤要三殿

記

一 御引受株數 百株(分割拂御斷)

- 一 拂込金額
 - 一 額面超過金
 - 一 拂込期日
- 一株ニ付キ金拾貳圓五拾錢（證據金併算）
一株ニ付金拾圓也（御申出高）
- 昭和二年三月二十五日トス

（以下省略）

次に申込證據金を第一回拂込に充當する場合の通知書の例を示すと

書式 日本製油株式會社株式第一回拂込金ニ係ル件

拜啓愈々御清榮奉賀候陳者豫テ御拂込相成居候頭書株式ニ係ル貴殿御申込證據金（一株ニ付金拾貳圓五拾錢也）本日右株式貴殿割當分第一回拂込金（一株ニ付金拾貳圓五拾錢）也ニ充當致候間御了承被下度此段御通知申上候敬具

昭和二年三月三日

日本製油株式會社

發起人總代 渡邊信次郎

佐藤要三殿

右の拂込通知書は會社によつては、書留郵便を以て發達する會社もあるとの事である。他日證據の爲めに斯様な取扱ひをなすのであらうが實際上多大の手数と費用とを要する事であるから一考の必要がある。拂込の通知書を發達すると同時に前掲申込人一覽表中、拂込通知欄に其發送月日を記入し通知洩れのない様にする。

三 拂込取扱の實際

株式の申込、並に第一回株金拂込取扱方を銀行等に依頼する場合には、通常取扱銀行との間に、其の取扱ひに關する協定をなしおくものである。次に株式申込並に株金拂込取扱ひに關する取扱銀行との協定書を示すと

例 日本製油株式會社株式申込並ニ第一回拂込金取扱手續

- (1) 申込證據金ハ一株ニ付キ金五圓トス
 - (2) 拂込金額ハ一株ニ付キ金拾貳圓五拾錢トス
 - (3) 申込期日ハ本年二月末日迄トシ申込證據並ニ申込證據金報告書ハ當日分ヲ取纏メ報告ヲナスコト
 - (4) 第一回拂込期日ハ本年三月二十五日限リトス
- 三月二十五日以後ノ拂込ニ對シテハ拂込金壹百圓ニ付日歩四錢ノ割ニテ延滞利子ヲ徴シ其利子

- 額ヲ拂込金領收證用紙各面ニ附記スルコト
- (5) 貴行御取扱拂込期間ハ本年三月二十五日限トス
三月二十六日以後ハ創立事務所ニ於テ取扱フヘキニ付同日以後ノ拂込人ニハ其旨申聞ケラレタ
キコト
- (6) 拂込金受理ノ際ハ拂込金ニ別紙拂込通知書ヲ添ヘ提出セシメ同紙記載ノ株數ニヨリ領收證ヲ發
行セラレ度
- 同紙提出ナキ場合又ハ分割拂込ノ場合ニハ其取扱ヲ拒絶シ直接當社ニ交渉スル様申聞ケラレ
タシ又他店ヲ拂込場所トシテ指定シアルモノハ受理セサルコト
- (7) 拂込金領收證ハ拂込人ノ希望ニ依リ適宜分割差支ナキモ分割口數及ヒ株數等ハ當社創立事務所
ニ通知セラル、コト
- (8) 拂込領收證ニ押捺セラル、印鑑ハ豫メ當創立事務所ニ御差出シアリタキコト
- (9) 拂込株金報告書及ヒ前記拂込人添付ノ拂込通知書ハ當日分ヲ取纏メ當創立事務所ヘ回付セラル
ルコト
- (10) 日々ノ受入金額ハ翌日貴行本店當社當座口ヘ振込アリタキコト

- (11) 取扱期日滿了ノ上ハ領收證用紙ノ殘餘ハ直接當創立事務所ニ御返送ノコト
- (12) 取扱ヒニ要スル通信費其ノ他ノ實費ハ當方ニ於テ負擔可致ニ付取扱終了後明細書添付ノ上請求
セラル、コト
- (13) 貴行ニ對スル取扱手数料ハ取扱金高ニ對スル千分ノ一トス 以上
- 株式申込取扱ひに關する協定は右の様に一括して定めてもよければ別に之を定めてもよい
- 右の協定に基き取扱銀行に於て、其拂込を受理したときは、次の如き領收證を發行するのである。

領 收 書

一金千貳百五拾圓也

但 壹百株分

一株ニ付金拾貳圓五拾錢ノ割

右ハ日本製油株式會社株式第壹回拂込金トシテ正ニ領收候也

昭和二年三月十二日

no. 1
拂込金原票

拂込月日	昭和2年3月12日
氏名	佐藤要三
株數	100
金額	¥1,250

第二章 株式会社 第五節 募集設立

no. 1
拂込金報

拂込月日	昭和2年
氏名	佐藤
株數	100
金額	¥1,250
備考	拂込

告書

3月12日

要三

0

場所名

株式会社東京銀行本店

氏名

前記株式ニ對スル株券正ニ受領候也
昭和二年 月 日

株式会社と其實務

日本製油株式会社株金拂込取扱所

株式会社 東京銀行本店

營業部長 西村 助八 印

佐藤要三殿

額面以上の発行の場合には、領收證金額記載欄適當の箇所に記載することにする。

(一) 取扱銀行に於ける取扱 取扱銀行は右の協定に従ひ其の毎日に當日扱ひの拂込金報告書、(領收證の中間にあるもの)並に拂込通知書を取纏め、案内書を附して創立事務所に送附し、拂込金は其翌日會社の當座口へ振込む事にする。

(二) 創立事務所に於ける整理 創立事務所庶務係に於ては、毎日取扱銀行から送附の拂込金報告書、並に拂込通知書を受付、拂込通知書の氏名、株數と拂込金報告書記載の氏名株數と照合し、後拂込金報告書により、口數、株數、金額を計算し、案内書記入と夫々照合して間違のない時は之を左の表に記入し案内書は會計係に廻し同係で日々の當社當座預金通帳に於ける拂込金拂込高と照合をなすのである。

計表

備考	延利	金高

拂込日計表

.....銀行

備考	延利	高

(一) 日 込 拂

株數	口數	銀行	月日

(二) 各取扱銀行別

金	株數	口數	月日

注意(一)の表は日々の總計を取扱ひ(二)表は各取扱銀行別日々の取扱ひを示すものである。

(三) 取扱銀行取扱期日終了と残務 取扱期日終了と共に取扱銀行から廻付して來る、諸書類(領收證の残部等)と同時に拂込取扱に關する證明書を、送付せしめる様に手配する事が必要である。右證明書は後日登記の際、其拂込を證する書類に供する爲めである。最も右の證明書に代へ拂込金報告書又は拂込金原票を提出してもよい。最後に全部の取扱ひを拂込取扱銀行別に表を作成して計算上の便宜に供する事は其正確を期する上に必要である。左に拂込取扱銀行別表を例示すれば

例 拂込取扱銀行別表

取扱場所	株數	金額	延利
株式會社 東京銀行	四三、〇四〇	五三八、〇〇〇 <small>円</small>	一、五九〇 <small>五〇</small>

同 深川支店	二、〇五四	二五、六七五〇〇	三二四〇
同 丸之内支店	二、七四一	三四、二六二五〇	三五〇〇
同 日本橋支店	二、〇三六	二四、五五〇〇〇	三四五〇
同 四谷支店	一、六五九	二〇、七三七五〇	三七四〇
同 小樽支店	一、九八五	二四、八一二五〇	五四〇〇
同 大阪支店	三、九八四	四九、八〇〇〇〇	一二五四〇
同 神戸支店	二、四一九	三〇、二三七五〇	九六三〇
同 京都支店	一、三八二	一七、二七五〇〇	五七二〇
同 名古屋支店	一、二五一	一五、六三七五〇	三七二〇
株式會社 下關銀行	二一、五六一	二六九、五一二五〇	二五一五〇
創立事務所	一五、八八八	一九八、六〇〇〇〇	二四三二〇
合計	一〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇〇〇	二、五九三六〇

(四) 拂込取扱上の注意事項

(1) 拂込通知書再發行上の注意 拂込通知書に依つて拂込を受付る場合、同通知書を紛失した者に

對し之が再發行をなすに當り、第三者が無斷再發行を求め之によつて拂込をなし領收證を持ち行かれる虞れがあると謂ふので、會社によつては紛失者から一々請求書を徴するところがあるが、斯く迄の注意を拂ふ必要はなからう。請求者に對し、氏名住所を書留めて置いて再發行しても差支へなからうと思ふ。萬一右の様な事實が突發しても、かゝる領收證によつて有効に株券を受領し得られない事は勿論種々の點から拂込をなす事も出来ない事であらう。

(2) 取扱銀行と拂込通知書に付ての注意 取扱銀行に於て拂込通知書に依らずして、拂込の受理をなす爲めに、實際に於ては、しばしば二重拂等の面倒な問題を惹起する事があると聞いてゐるが、右は申込人臺帳の如きものを、取扱銀行に送付しない限り、取扱上根據になる書類によつて、拂込ませる事を要する。

(3) 領收證の名義に付ての注意 領收證は申込證によつて申込をなした申込人、即ち正式申込人宛に發行すべきものであるが、拂込に際し取扱銀行に於て、間々當事者間の賣買並に實際拂込者の關係よりして、之等の者の名義で領收證を發行する事があるが、右の取扱ひは商法の規定に違反する事は勿論、他日紛争のもとになるのであるから、嚴重正式申込人宛に發行する事を忘れてはならぬ。

四 拂込の催告と失權通知

株式引受人が拂込期日に株金の拂込をなさなかつた場合には、發起人は二週間を下らざる、一定の期間を定めて其の期間内に拂込をなすべき旨、若し拂込をなさない場合には権利を失ふべき旨、株式引受人に對し通知をなす事を要する(一三)。

(一) 二週間を下らざる期間の意義 茲に二週間を下らざる一定の期間と謂ふのは通知の到達の翌日から起算して、拂込の日の前日迄に十四日の期日の存在する事を意味するものである。例へば三月五日に拂込の通知を受けたとすれば其翌日即ち三月六日から計算して三月十九日迄に十四日になるから拂込期日は其翌日の三月二十日、又は其以後の日を指定する事を要するのである。

(二) 失權と強制履行 拂込の催告をなしても、尙引受人が拂込まなかつた場合は失權をなさしめて、更に之に對し株主を募集してもよければ、又發起人が其の株式に對して拂込をしてもよい。又或は引受人に對し強制執行の方法に出で、拂込を強制するなり總べて發起人に於て自由になし得るのである。次に拂込催告、並に失權に關する通知書の例を示すと

書式 株金拂込催告並ニ失權ニ關スル通知書

拜啓三月三日附ヲ以テ貴殿御引受ノ當社株式百株ニ對スル第一回拂込ノ儀得貴意候通り去三月二十五日迄ノ處未タ御拂込無之候ニ付テハ來ル四月十七日迄ニ遅延利息(百圓ニ付日歩四錢)ヲ添へ御拂

込相成度萬一右期日迄ニ御履行無之節ハ其權利ヲ喪ハレタルモノトシテ取計可致候間左様御了承相成度此段御通知迄得貴意候敬具

昭和二年四月一日

日本製油株式会社

創立委員長 渡邊信次郎

佐藤要三殿

御注意

一、拂込取扱場所

四月十四日迄

豫而證據金御差出ノ取扱銀行

四月十一日以後

本會社創立事務所

△右の通知書は後日の爲め、内容證明郵便を以て發送するのがよからう。尙之等未拂込人表を作成して通知洩れのない様に周到なる注意を要するのである。

(三) 株金拂込懈怠利息と利息制限法 株金拂込を怠つた株式引受人は遅延利息として、日歩若干の割合を以て、拂込期日迄の分を支拂ふのが一般に行はれてゐる事である。右は利息制限法第五條の適用を受け、年五分の割合に制限せられるのではなからうかとの疑ひを生ずるのであるが、判例は右制

限法の適用ないものと解してゐる。

判例 株金拂込懈怠ニ因ル損害ノ支拂ト利息制限法第五條ノ適用有無(大審院大正十五年六月二十六日判決)

株式會社ニ於ケル株金拂込ハ商事會社タル株式會社ノ資本ヲ充實セシムル行爲ニシテ、且商法ノ規定スル所ニ係ルヲ以テ株金拂込ヲ怠リタル場合ニ於テ、其ノ拂込義務アル者カ會社ニ對シテ支拂フヘキ損害金ヲ約スル行爲ノ如キハ、亦商法施行法第一百七號ニ所謂商事ノ範疇ヲ出サルカ故ニ如上約定損害金ノ拂込金額ニ對スル比率ニ付テハ利息制限法第五條ノ適用ナキモノトス。

次に參考の爲めに商法施行法第一百七條並に利息制限法第五條を示すと

商法施行法第一百七條 明治十年第六六號布告利息制限法第五條ノ規定ハ商事ニ之ヲ適用セス

利息制限法第五條 返還期限ヲ違フルトキハ負債主ヨリ債主ニ對シ若干ノ償金罰金違約金科料等ヲ

差出スヘキコトヲ約定スルコトアルトモ概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不當ナリト思量スルトキハ之レニ相當ノ減少ヲ爲スコトヲ得

五 株式申込の取消

株式の申込は左の場合に於て、之が取消しをなし得るものである。即ち、(1)株式申込證に記載せられたる日迄に會社が成立しなかつた場合、(2)民法一般の原則に従ひ申込を取消し得べき原因存ずる

場合である。

(一) 株式申込證に記載せられたる日迄に會社が成立しなかつた場合 此場合にありては、申込人は自由に其申込を取消し得る事は謂ふ迄もなく、若し既に株金の拂込済であつた場合には、之が返還を請求し得るのである。

(二) 民法一般の原則に従ひ取消し得べき原因存する場合 株式の申込は法律行爲であるから、申込に付き取消し得べき原因存する場合には民法一般の原則に従ひ之を取消し得るのである。即ち無能力者の申込が要件を缺く場合、或は詐欺、強迫によつて申込をなした場合には之を取消し得るのである。然しながら會社が本店所在地に於て登記をなしたときは、詐欺、強迫を理由としては最早之が取消をなす事は許されない。けれども無能力の場合には之に關し、我商法は何等の規定を設けてないのであるから、民法の一般原則に従ふべきものである。次に株式申込取消及び拂込金返還請求書の例を示すと。

書式 株式申込取消及び拂込金返還請求書

拙者儀昭和二年二月二十日貴殿等ノ發起ニ係ル日本製油株式會社ノ株式百株也ヲ引受ケ、既ニ同年三月二十日金千二百五十圓也ノ第一回拂込ヲナシタル處、該株式申込證ニ記載セル會社ノ成立時期タ

ル昭和二年五月三十一日ヲ經過セルニ拘ラス、未ダニ會社ノ設立ヲ見サルニ付キ商法第二百二十六條ノ規定ニ依リ、前記株式ノ申込ヲ取消シ候ニ付テハ右ニ對スル拂込金速ニ御返還相成度及請求候也

昭和貳年六月貳拾日

東京市小石川區林町五十四番地

株式引受人 佐藤 要 三

日本製油株式會社

創立委員長 渡邊 信次郎 殿

書式 法定代理人ノ爲ス株式申込取消ノ通知書

拜啓奥村政三事昭和二年三月二十日貴殿等ノ發起ニ係ル日本製油株式會社ノ株式五十株也ヲ引受クヘク申込ヲナシタル趣ニ候處同人ハ未成年者ニ付民法第四條ニ依ル其法定代理人タル拙者ニ於テ同意ナキ行爲ナルヲ以テ同第二百二十條第二百二十三條ニ依リ同人カナシタル右申込ヲ取消候間右御通知迄得貴意候也

昭和貳年參月貳拾五日

東京市小石川區竹早町七番地

奥村 政 三

右法定代理人 奥 村 政 之

日本製油株式會社

創立委員長 渡邊 信次郎 殿

第四 創 立 總 會

一 創立總會の招集

株金第一回の拂込が完了したときは發起人は遅滞なく創立總會の招集をなす事を要する。總會の通知は期日の二週間前に發する事を必要とするのである。次に期間は株金拂込催告の場合と異なり、通知を發した翌日から起算するのであつて、到着のときから起算する事を必要としないのである。

(一) 二週間の期間の計算法 上述の如く總會の期間は招集の通知を發した翌日から起算し、會日の前日迄に、十四日の期日をおくことを要するのであるから、十五日目若くはそれ以後に會日を指定する事を要するのである(一五六一)。

(二) 會議の目的たる事項は豫め之を通知する事を要する 總會の決議事項は豫め通知する事を要し通知のない事項に付ては議案に上せることが出来ないものであるから、發起人は其の邊の事を注意し

て、手落ちのない様に心掛けねばならぬ(一三三)。(一五六)。次に總會通知書の例を示すと

書式 創立總會通知書

拜啓陳者來ル四月三十日午後一時東京市麴町區永樂町一丁目一番地工業俱樂部ニ於テ創立總會開催致左記會議ノ目的タル事項ヲ附議可致候ニ付御出席被下度此段御通知申上候敬具

追而當日ノ決議ハ特ニ商法第三百三十一條第二項ノ條件ヲ必要ト致候ニ付萬一御差支ノ爲メ御出席無之節ハ出席株式引受人ノ方ニ代理取扱可申候間別紙委任狀ニ豫テ御届出ノ印鑑御捺印ノ上折返シ御送附被下度候

昭和貳年四年拾五日

日本製油株式會社

創立委員長 渡邊信次郎

佐藤要三殿

會議ノ目的タル事項

一 創立ニ關スル事項報告ノ件

二 取締役及監査役選任ノ件

三 取締役社長及常務取締役選任ノ件

四 商法第三百三十四條所定事項調査報告ノ件

五 定款承認ノ件

六 取締役及監査役ガ受クヘキ報酬ニ關スル件

以上

通常右通知狀に官製ハガキを以て調製せる左記書式の様な委任狀を同封し之を各株式引受人に送付してゐる。

委任狀



拙者儀

ヲ以テ代理人ト定メ左記權限ヲ委任ス

一、昭和二年四月三十日開催ノ日本製油株式會社創立總會ニ出席シ總會招集通知會議ノ目的事項ニ關シ議決權ヲ行使スルノ件並ニ之ニ關連セル一切ノ權限

右委任狀仍而如件

昭和貳年 月 日

佐藤 要 三〇
(持株 株)

二 創立總會の決議方法

創立總會は株式引受人の半數以上にして、資本の半數以上を引受けたる者が出席し其議決權の過半數を以て決議の定足數と爲す事は商法第三百三十一條二項の明定する所である。従つて此條件を具備しない總會は不成立に終り、更に二週間の豫告期間を置いて、招集せなければならぬのであるから、發起人は手落ちのない様に豫め注意を拂はなければならぬ。

創立總會成立の條件を規定した商法第三百三十一條に所謂株式引受人と謂ふのは、委任狀による代理出席者も計算に入れるのであるから、其人員の方では直接本人出席者と、委任狀の數との合計を以て總人員となし、議決權の方では直接自身で出席した者の有する權利個數と、委任狀による權利個數の分との合計を以て總權利個數となすのである。

議決權は決議事項に特別の利害關係あるものは之を行使する事は出來ぬ。例へば發起人の報酬、特別利益の決議に關しては、發起人は自己の議決權を行使することが出來ないのであるから、之を除外せなければならぬ。又十一株以上の株式引受人の議決權は定款を以て之が制限をなすことが出来る。然しながら實際に於ては、計算が面倒で且つ制限する實益も少ないのであるから、斯かる制限を加へた定款の規定は殆んど其例ある事を聞かない。

三 創立總會の決議事項

創立總會に於ては、總會通知事項に限り之を決議し得る事は上述の通りであるが豫め通知さへすれば、如何なる事でも決議し得るかと言ふにさうではない。其範圍に付ては自ら制限がある即ち設立に伴ひ決議を必要とする事項に限定せられてゐるのである。商法は創立總會の權限として左の事項を列擧してゐる(二三二―二三五)。

(一) 發起人の會社創立に關する経過報告 創立總會に出席する株式引受人は、會社の創立に關する事項を熟知するものでないから、總會をして充分に其職務を行はしめる爲には發起人から會社の設立に關する事項を總會に報告せしめる必要がある。發起人は豫め其概要を書面に認めて、之に基いて説明するのが普通である(二三三)。

(二) 取締役及び監査役の選任 取締役及び監査役は發起人中から選任せられる事が普通であるが、必ずしも發起人中から選任せなければならぬ事はない。株主であればよいのであるから株式引受人中から選任する事は差支へない事である。選任の形式は前以て之等の者と受諾の内交渉を済ませておいて、只總會に於ては形式的に選任の順序を踐むことにするのが普通である。然しながら場合に依つては色々の行掛りから、二派に分れて重役の椅子の爭奪戰が演ぜられる事がある。投票によつて選舉が決せられる場合には發起人はもとより、又候補者として擧げられた者でも投票をなす事は一向差支へない事である(三三)。

(三) 取締役及び監査役の調査報告 創立總會に於て選任せられた取締役、監査役は就任を承諾したときは、發起人のなした創立事項に關する調査をなすのである。若し取締役、監査役が發起人中から選任せられた場合には、右の事項を調査せしめる爲めに、總會は特に検査役なる者を選任する事が出来るのである。取締役、監査役は調査の必要に應じ一切の書類を閲覽し、又は發起人の説明を求める事も出来る。若し發起人が書類の閲覽を拒み或は調査上の妨害をなしたときには、過料の制裁を受けるのである。取締役、監査役の調査事項は左の通りである(四三)。

(1) 株式總數の引受があつたかどうか、並に各株に付き第一回拂込及び額面以上の株式の發行があ

つた場合に於ては其額面超過金の拂込があつたかどうか

(2) 發起人が受くべき特別利益、及び之を受くべき者の氏名は正當であるかどうか

(3) 金錢以外の財産を以て出資の目的となす者の氏名其財産の種類、價格、及び之に對して與ふる株式の數は正當であるかどうか

(4) 會社の負擔に歸すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額は正當であるかどうか

以上の調査の結果は之を書類に認めるのであるが、之は設立登記の際、添付書類として必要なるみならず、又總會は此報告に基いて其當否を決定するものである。總會が報告通り正當と認むれば別に問題はないのであるが若し不都合と認められた場合には、之が變更を決議する事になるのである。現物出資者は自己の出資物に對して與へられた株式數を減ぜられた場合には、現物出資を撤回して全然金錢を以て出資してもよければ、減少せられた株式の分に對して、金錢出資をなす事も其自由である(註)。

總會に於て引受のない株式、又は拂込のない株式がある事を發見した場合には、發起人は連帶して其株式の引受をなし、又は其拂込をなす義務がある。然しながら引受はあつたが拂込のない株式に對して發起人が拂込んだ場合は、之が爲めに發起人が引受人となるのではない。其拂込みをなした發起人は引受人に代つて拂込んだ事になるのであるから、引受人に對し求償權を有する事は既に發起人の

節で説明したところである。之に依つて會社が損害を受けた場合には發起人は連帶して賠償の責任を有するものである。

(註) 現物出資に對し百株を與ふべき旨定めたるころが創立總會は之を不當なりと稱して、之を八十株に減じたる場合に株式引受人が金錢を以て拂込をなすのは幾株に對してなすべきものであるかに付いては學者間に議論の岐れるところである。

(一) 八十株に對し物件出資をなし二十株に對しては金錢拂込をなすと云ふ說 此說に對しては物件出資者に於て任意に之をなす事は差支へない事であるが二十株に對しては金錢拂込を強要する事は出來ぬ。何んとなれば物件出資者は物件出資に對して株式の引受をなしたものであつて單純に引受をしたのではない。従つて其者の意思に反して金錢拂込を強要する事は出來ぬ。然し會社側から云へば物件出資を變じて金錢拂込をなす事は會社の利益となるのであるから、之を拒否する理由がないとの批難がある。

(二) 全然物件出資をせず全部百株に對し金錢拂込をなすと云ふ說 此說に對しても第一說同様の理由により物件出資者の權利であるが義務ではないとの批評がある。

(三) 八十株に對し金錢出資をなし、二十株は之を引受けないとの說 此說に對しては物件出資者が金錢拂込をなさんとする以上は、物件出資の權利を拋棄したものである。既に然りとせば其引受株の全部に對して拂込をなすべきであつて二十株に對して自由に拋棄引受を拒むことは出來ない事であるとの批難がある。

(四) 八十株に對し物件出資をなし、二十株は引受けないとなす說 此說は物件出資者も其權利を拋棄せず、總會も亦之に豫定の株数を與へないとすれば物件出資者に對し二十株に對する拂込をなさしめる途がない。故に此場合には二十株は引受のない株式として、發起人が連帶引受をなすべきであると。

或は一說と二說の間又は三說と四說との間に何れでも現物出資者に選擇の自由があるとの說もある。ここには以上諸說の紹介に

止めておく。

(四) 定款の承認又は設立の廢止 創立總會に於て定款の規定を正當なりと認めるときは、之を承認するのであるが、若し不當の記載事項があれば之を變更するなり或は削除するなり自由になし得るのである。尙其の他に設立廢止の決議をなす事も出来る。例へば經濟界の不況の爲め到底事業經營の見込が立たない場合、或は發起人の行動に満足せずして廢止を欲する場合に廢止の決議をなし得る事は學者の引用する例である。

(1) 決議事項の範圍 總會の決議事項は商法第三百三十二條乃至第三百三十五條第三百三十八條の範圍の外左に掲げる事項に關し、決議をなす事は敢へて違法でないといふと解せられてゐる。

(一) 創立總會の代表取締役選任權限 創立總會に於て代表取締役を選任し得るや否やに付ては、或は商法第七十條に會社を代表すべき取締役は定款、又は株主總會の決議を以て定むべき事を規定してゐるので、代表取締役を選任する事は、創立總會の權限外であるとの判例もあるが(浦和地方裁判所大正十一年六月二十日)商法第四百一十一條第三項第八號が、會社を代表すべき取締役を定めたときは、創立總會終結の日から二週間内に、其氏名住所を登記すべき旨を定めた趣旨に徴すれば、創立總會に於ても、代表取締役選任の權限あるものと解すべきである(東京控訴院大正十一年五月十九日)。

(二) 創立總會の某商店買収決議権限 商法第三百三十二條乃至第三百三十五條、第三百三十八條は創立總會の決議すべき事項を規定してゐるが之等の規定は創立總會に於て、其規定以外の事項を決議する事を禁じた趣旨ではない。例へば會社設立の目的が或老舗を利用し、油の製造販賣をなす事を創立の目的となす場合に於ては、右老舗を買収する決議をなす事は、創立總會の権限に屬するものである(大審院大正四年十二月二十五日)。

次に創立總會の實際の順序に付いて述べる事にする。

第五 創立總會の開催順序

一 總會期日前の準備事項

總會期日前には株式引受人に對する諸通知に關する準備が重なる仕事であるが、之に關しては後述第四章株主總會の説明を參照せられたい。次に株式引受人から送つてくる總會代理出席委任狀の整理の事に付いて述べておきたい。總會期日前に各引受人から送附してくる委任狀は之を「イロハ」別に整理し、次に其記載事項並に印鑑等の照合をなし有效無効を決定し、日々其枚數と株數を算出し、最後に總委任狀枚數と代理出席者の總株數を算出して、總會當日の報告に差支へない様に手配することを要する。

總會の當日には、出席者の氏名持株數を左の受付表に記入し、同時に出席者に對し、着席番號札、投票用紙、創立總會議題等を手渡すのである。開會の時間が來たならば本人出席者數と其持株數とを計算して、委任狀による前記分と合算し、出席引受人總數、及び其總權利箇數(一株一個を普通とす)とを算出して之を總會に報告するのである。

次に出席者受付表の一例を示すと

出席者受付表

番 號	株 式 數	委 任 者 數	姓 名
一	五〇		伊 藤 一 郎
二	二五〇		伊 藤 國 吉
三	三〇〇 五〇〇	一	德 山 義 雄
四	八〇		野 村 繁 藏
五	二〇		大 木 信 次
六	五〇		加 藤 信 行

七	六〇	奥村春吉
八	一五〇	大井俊雄
九	一二〇〇	西村彌吉
十	九〇	保坂寛次
合計	一二五〇	一〇人

日本製油株式會社創立總會議題

昭和二年四月三十日

- 第一、創立ニ關スル事項報告ノ件
- 第二、取締役及監査役選任ノ件
- 第三、取締役社長及常務取締役選任ノ件
- 第四、商法第三百三十四條規定事項調査報告ノ件
- 第五、定款承認ノ件
- 第六、取締役及監査役力受クヘキ報酬ヲ定ムル件

以上

二 總會議事進行順序

(一) 議長並に出席者一同着席 定刻に至り、發起人矢田惣吉氏議長席に着き、出席者一同は議席に着く、

(二) 出席者數並に委任代理數調 發起人西川忠一氏左の報告をなす

出席者數 百五十名 此權利個數五萬四千個
 委任代理數 九百九十三名 此權利個數二萬千二十五個

尙株式引受人總數千七百五十二名で總權利個數十萬箇總會の成立定數は、八百七十六名、權利個數五萬箇なる旨を附加報告す

依つて議長は創立總會の成立した事を宣す

(三) 議案

(1) 發起人渡邊信次郎氏より當會社設立に關し次の如く經過報告をなす

發起人等は昭和二年一月七日に魚油、魚肥の製造販賣、並に之に附帶する事業を目的とする株式會社の設立を計劃致しました處爾來二ヶ月餘、幸に各位の御理解と、多大なる御援助に依りまして、豫期以上の成績を収めました事は發起人一同の感謝に堪へない次第で御座います。次に創立に關します

る経過の大略を申述べますと先程、御手元迄差し上げて置きました報告書の通り中略……四月十日に第一回の拂込を完了致しまして、本日創立總會を開くことになつた次第で御座います。以上大要を述べまして報告を終りたいと思ひます。満場異議なく承認す。

(2) 第二、三、議案 六番(野村浩)議長之れは原則として投票に依るべきであります。其繁雜を避けまして議長の指名に一任と云ふ事に致したいと思ひます。異議なし。

それでは取締役は、渡邊信次郎、藤澤武七、野村繁三の三氏に願ひまして、尙取締役社長に渡邊信次郎氏を、常務取締役に藤澤武七氏を御願ひ致します。監査役は、野村信行、西村藤也氏の兩名に御願ひ致します。

(3) 第五議案定款承ノ件、七番(大木信次)之れは原案通りに可決したいと思ひます。賛成満場異議なく原案通り可決。

(4) 第四案、監査役野村信行氏、私より御報告を申し上げます。取締役並に監査役一同は、商法百三十四條所定の事項を詳しく調査致しましたところ、御手元に差し上げておきました通り、株式の引受、並に第一回拂込等何れも正確であります。尙又會社の負擔に歸すべき設立費用一萬圓、其他何れも正當と認めます。

議長、御異議がなければ、御承認を得た事と心得まして第六議案に移ります。

(5) 第六議案、九番(大野一郎)取締役並に監査役の報酬に關しましては、年額五千圓以内と致しまして、其支出方法に付きましては、取締役會に一任する事に致したいと思ひます、賛成、賛成。

議長 御異議が御座いませなければ御承認を得た事に致します。それで本日の議事が済みましたから、閉會に致します。時に午後二時半

第六 會社の成立時期

創立總會の無事終了によつて會社は成立するのであるが(九三)然し株式引受のない事や、株金拂込のない事が創立總會に於て發見せられた場合には、其欠缺の程度によつては會社の不成立を來たすことになるのである。次に之等の事に關して述べる事にする

一 株式引受並に株金拂込の欠缺と會社成立との關係

株式の引受、又は株金の拂込が、全部完了した後でなければ會社は成立しないものである。或は之等一部の欠缺は會社成立に影響がないとしても、一部欠缺とは一體如何なる程度を指稱するものであるかは頗る疑問と謂はなければならぬ。株式引受、又は株金拂込の欠缺が總株數、又は第一回拂込金額の十分の一とか二とか云ふ程度であつた場合には、會社の成立に何等影響を及ぼさない事は、學說

判例の均しく認めるところであるが、大部分欠缺の場合に會社が尙成立するや否やに關しては、學說の岐れるところである。或は株式會社募集設立の場合に於ては、全然株式の引受がない場合、又は資本半額以上の株式の引受がない場合は、假令創立總會が終了しても、會社は成立しないのであるが、株金第一回の拂込欠缺の場合には其欠缺が全部に亘る事があつても、會社は有効に成立するものであるとの説もあるが、然し法律が株金拂込を強要する所以のものは、會社の資本充實を圖らんがためであり、資本の充實を求める所以は、會社の目的たる事業經營上必要欠く可らざるものであるからである。果して然らば拂込金額に依つて會社事業の運用が圓活に行はれ、何等の支障を來さぬ程度の拂込ある事が必要の事であり、且つ斯る程度の拂込があれば強ひて成立を無効となすべきものでないと謂ふのが最近學說判例の認める所である。

判例 株金拂込ノ欠缺カ會社設立ヲ無効ナラシムル程度(東京控訴院大正十三年九月十日判決)

商法第二百五條第百二十九條第百三十一條ノ規定ニ依レバ、株式會社ニ於ケル株式募集ノ場合ニ於テ株式總數ノ引受、及ヒ第一回拂込ノ完了ヲ以テ創立總會ノ招集ノ前提要件ト爲スカ故ニ、株式引受及ヒ株金拂込ノ欠缺アルニ拘ラス、創立總會ヲ招集シ會社ヲ設立シタル場合ニ於テハ、其設立ハ無効ナルカ如シト雖モ商法第百三十六條ニ於テハ引受ナキ株式又ハ拂込未了ノ株式ニ付キ發起人ノ連帶責任

ヲ認ムルカ故ニ、前記法條違反ノ一事ニ依リ直ニ其設立ヲ無効ナリト斷スヘカラサルモノトス。株式引受一部ノ欠缺株金拂込一部ノ欠缺ハ直チニ當該會社ヲ設立ヲ無効ナラシムルモノニアラスト雖モ株式會社ノ資本團體タルノ性質ニ鑑ミ、苟モ此等ノ欠缺カ創立總會終了當時ニ於テ會社ノ經濟的基礎ヲ危クシ會社ノ目的事業ノ遂行ニ障礙ヲ與フルカ如キ場合ハ、其設立ハ無効トスルヲ至當トス(同趣旨大正三年八月四日大正五年一月一日)

二 創立總會に於ける取締役選任決議の無効と會社成立との關係

創立總會に於てなされる行爲は、發起人の設立經過報告、取締役監査役の選任、取締役監査役の調査報告、現物出資に關する件、定款變更等多種多様であつて其權限も廣大であるが、是等の行爲は創立總會に於てなさるべき設立行爲として不可分の關係を有し、其の一行爲例へば取締役、監査役の選任決議の如き行爲が無効であつた場合には、創立總會の決議全部が無効となり、爲めに會社は不成立に終るものであらうか、將又叙上の行爲は個々獨立の行爲として觀察せられ、從つて創立總會に於ける取締役、監査役の選任決議と會社の成立との間には、何等不可分の關係がなく、前者の無効は後者即ち會社成立の運命に何等の影響なきものと觀るべきかに付いては議論の存する所である。判例は之を積極に解してゐる次に之を示すと(註)。

判例 創立總會ニ於ケル取締役、監査役選任決議ノ無効ト會社ノ成立トノ關係(大審院大正十四年十月二十七日判決)

商法第三百三十三條ハ創立總會ニ於テハ取締役、監査役ヲ選任スルコトヲ要スト規定シ、取締役ノ選任ニ付キ何等ノ制限ヲナササルカ故ニ、株式會社ノ創立總會ハ一般ノ取締役ハ勿論、會社ヲ代表スヘキ取締役ヲモ選任スルコトヲ得ルモノト解スルヲ相當トス。株式會社ノ創立總會カ爲ス取締役選任ノ決議ハ會社ノ創立行爲ニ包含セラル、モノナレハ、此部分ニ付キ法律上無効原因存スルトキハ、創立總會ノ決議全部ハ之カ爲メニ無効トナリ、會社ハ成立セサルニ歸着スヘキガ故ニ、會社ガ既ニ事業ニ着手シタル後ハ、商法第二百三十二條ニヨリ、訴ヲ以テノミ之ヲ主張シテ會社ノ設立行爲ノ無効ヲ主張シ得ヘキモ右ノ訴ニ依ラスシテ創立總會決議ノ一部無効ヲ主張シ得サルモノトス。

(註) 右判例が創立總會に於ける、取締役監査役の選任決議が他の決議と設立行爲の内容をなし、此等の決議と取締役監査役の選任決議とは不可分の關係を有し、後者が無効となれば、前者も亦成立無効となるが如き關係にあるものとなしたる趣旨に對しては、若しかくの如く觀察するに於ては、創立總會に於てなされたる行爲の或ものが比較的輕微の場合、又は會社の成立に法律上必要ならざる場合であつても創立總會に於ける設立行爲の無効を來たし、延いて設立の無効を惹起する様な事があり、又創立總會に於てなしたる、定款變更決議、殊に増資減資の決議、又は事業買収決議等が瑕疵ある場合に於ても、設立の無効を惹起する様な不都合が生ずるのではなからうかとの批難がある。

創立總會が無事終了したならば、各株主に對し左記の報告通知書を發する事が普通行はれてゐる。

欠

MISSING